

令和 4 年度 認証評価

滋賀文教短期大学 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ－A 建学の精神]	19
[テーマ 基準Ⅰ－B 教育の効果]	26
[テーマ 基準Ⅰ－C 内部質保証]	34
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	41
[テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程]	41
[テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援]	56
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	74
[テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源]	74
[テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源]	82
[テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	87
[テーマ 基準Ⅲ－D 財的資源]	89
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	102
[テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ]	102
[テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ]	107
[テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンス]	110
【資料】	
[様式9] 提出書類一覧	
[様式10] 備付資料一覧	
[様式11～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、滋賀文教短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 27 日

理事長

松本 博文

学長

松本 秀章

ALO

細田 あかね

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

昭和 15 年 3 月	岐阜県郡上郡八幡町に郡上高等実科女学校開校
昭和 27 年 3 月	学校法人岐阜県濃北短期大学設立認可 岐阜県濃北短期大学を設立し入学定員 40 名の国文科を開設 初代理事長兼学長に松本富士之助就任
昭和 33 年 4 月	法人名を学校法人岐阜短期大学に、学名を岐阜短期大学に変更
昭和 34 年 4 月	所在地を岐阜県本巣郡（現 本巣市）糸貫町仏生寺に移転
昭和 35 年 8 月	理事長兼学長に松本不二夫就任
昭和 50 年 4 月	法人名を学校法人松翠学園に、学名を滋賀文教短期大学に変更 所在地を滋賀県長浜市田村町に移転
昭和 55 年 4 月	理事長兼学長に松本久栄就任
平成 11 年 4 月	理事長兼学長に松本博文就任

<短期大学の沿革>

昭和 27 年 3 月	岐阜県濃北短期大学を設立し入学定員 40 名の国文科を開設 初代理事長兼学長に松本富士之助就任
昭和 33 年 4 月	法人名を学校法人岐阜短期大学に、学名を岐阜短期大学に変更
昭和 34 年 4 月	所在地を岐阜県本巣郡（現 本巣市）糸貫町仏生寺に移転
昭和 35 年 8 月	理事長兼学長に松本不二夫就任
昭和 37 年 4 月	保育科を新設
昭和 47 年 4 月	保育科を廃止し入学定員 50 名の初等教育科を新設
昭和 50 年 4 月	法人名を学校法人松翠学園に、学名を滋賀文教短期大学に変更 所在地を滋賀県長浜市田村町に移転 本館・体育館・松翠寮完成
昭和 55 年 4 月	理事長兼学長に松本久栄就任
昭和 56 年 3 月	実習館完成
昭和 60 年 8 月	全天候型テニスコート 2 面完成 パターゴルフ場完成
昭和 61 年 4 月	国文科に書道コース・秘書コース設置 国文科入学定員を 40 名から 80 名に変更(平成 8 年 3 月までの期間付)
平成元年 4 月	初等教育科に初等教育コース・総合科学コース設置
平成元年 6 月	智徳館(図書館)完成
平成 4 年 10 月	研究館完成
平成 5 年 4 月	初等教育科のコース制を廃止 国文科に国文・書道コース、秘書コース設置
平成 6 年 4 月	国文科の国文・書道コース、秘書コースを国文講座、書道講座、秘書講座に改める
平成 6 年 6 月	カナダアルバータ州立マウントロイヤルカレッジと姉妹提携
平成 7 年 3 月	グリーンハイツ(学生寮)完成

平成 8 年 4 月	国文科の国文講座、書道講座、秘書講座を国文コース、書道コース、秘書コースに改める
平成 9 年 4 月	国文科入学定員を 80 名から 60 名に変更(平成 11 年 3 月までの期間付)
平成 10 年 4 月	国文科の国文コース・書道コース・秘書コースを国文コース・書道コース・観光文化コースに改める 初等教育科に初等教育コース・音響映像コースを設置
平成 11 年 4 月	理事長兼学長に松本博文就任
平成 12 年 4 月	国文科入学定員 60 名(平成 15 年 3 月まで延長)
平成 13 年 4 月	初等教育科の初等教育コース・音響映像コースを初等教育コース・教育情報コースに改める
平成 13 年 8 月	カナダブリティッシュコロンビア州立マラスピナ・ユニバーシティカレッジと姉妹提携
平成 15 年 5 月	「五十年の歩み」発刊
平成 16 年 4 月	国文科の国文コース・書道コース・観光文化コースを国文コース・書道コースに改める 国文科入学定員を 50 名に変更
平成 16 年 6 月	湖国カルチャーセンター開所
平成 17 年 2 月	タイ国セントジョーンズカレッジと姉妹提携
平成 17 年 8 月	パターゴルフ場をグラウンドに改修
平成 18 年 4 月	初等教育科が指定保育士養成施設として指定を受ける
平成 19 年 4 月	各科のコースを課程と名称変更し、国文科に国文課程・書道課程設置 初等教育科に保育士養成課程・小学校教諭養成課程設置
平成 19 年 11 月	体育館耐震工事完了
平成 20 年 11 月	本館耐震工事完了
平成 21 年 10 月	実習館耐震工事完了
平成 22 年 4 月	智徳館(図書館)に図書館コンピュータシステム「情報館」を導入
平成 23 年 3 月	財団法人短期大学基準協会による第三者評価にて適格認定を受ける
平成 23 年 4 月	国文科を国文学科、初等教育科を子ども学科に名称変更 国文科の国文課程・書道課程を日本文学課程・書道課程に名称変更
平成 25 年 4 月	智徳館(図書館)1 階にラーニングカフェを設置
平成 25 年 5 月	学校法人大成学園茨城女子短期大学と「相互評価実施に関する協定書」を締結
平成 26 年 4 月	進路支援室をキャリアデザインセンターに改修
平成 27 年 3 月	学校法人大成学園茨城女子短期大学と相互評価を実施
平成 27 年 4 月	各学科の課程をコースと名称変更 国文学科の書道課程を廃止し、日本文学コースに変更
平成 27 年 8 月	長浜市と本学との協力に関する包括連携協定締結、 長浜市・長浜警察署と本学との交通安全推進活動に関する連携協定締結
平成 28 年 3 月	実習施設「翠湖館」完成
平成 28 年 3 月	学務課に学務システムを導入

平成 29 年 3 月	(一財) 短期大学基準協会による第三者評価にて適格認定を受ける
令和 2 年 4 月	学長に松本英文就任
令和 2 年 4 月	学校法人大成学園茨城女子短期大学と「相互評価実施に関する協定書」を締結
令和 3 年 10 月	学校法人大成学園茨城女子短期大学と相互評価を実施
令和 4 年 4 月	学長に松本秀章就任 創立 70 周年

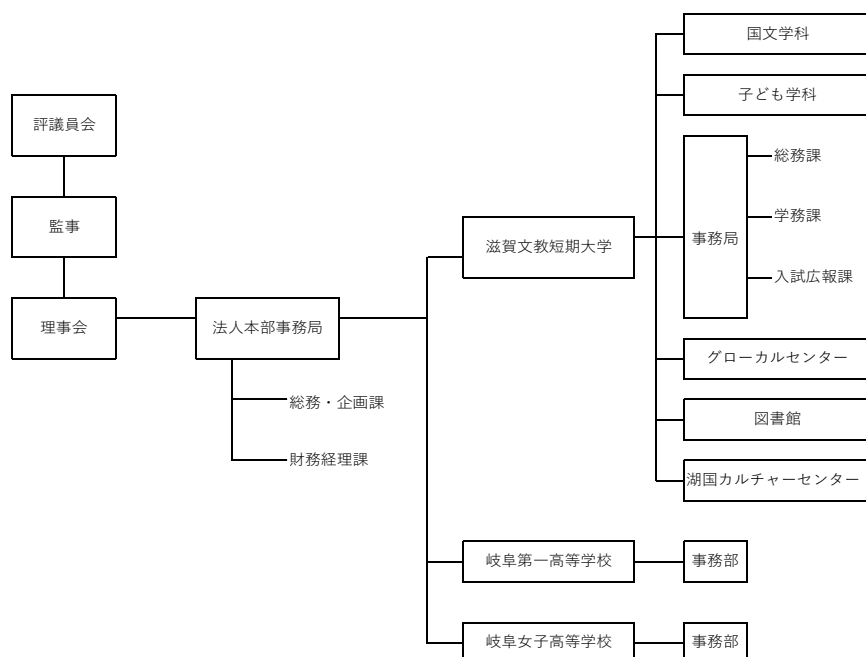
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
滋賀文教短期大学	滋賀県長浜市田村町335	100	200	139
岐阜第一高等学校	岐阜県本巣市仏生寺884-7	235	1,500	617
岐阜女子高等学校	岐阜県羽島郡岐南町三宅1-130	160	1,140	373

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

地域	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
人 口	119,748 人	118,808 人	118,125 人	117,403 人	116,444 人

出典：長浜市ホームページ 人口と世帯数

<https://www.city.nagahama.lg.jp/category/5-16-6-0-0.html>

本学が位置する滋賀県長浜市は滋賀県北東部にあり、人口は令和 4 年 4 月 1 日現在 115,464 人である。若干の増減はあるものの転出が転入を上回る傾向が続いている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域			平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度		令和2(2020)年度		令和3(2021)年度		
			人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	
近畿	滋賀県	長浜市	20	22%	18	29%	13	23%	26	35%	27	39%	
		長浜市以外	46	49%	28	45%	31	55%	29	39%	25	36%	
		県内合計	66	71%	46	74%	44	79%	55	73%	52	74%	
	京都府		4	4%	3	5%	3	5%	2	3%	2	3%	
	大阪府		1	1%	1	2%		0%		0%	2	3%	
	兵庫県			0%	1	2%	1	2%		0%		0%	
	奈良県		1	1%		0%		0%		0%	1	1%	
	和歌山県			0%	1	2%		0%	1	1%		0%	
中部	三重県			0%	1	2%		0%		0%		0%	
	岐阜県		10	11%	4	6%	3	5%	9	12%	2	3%	
	福井県		5	5%	3	5%	3	5%	4	5%	7	10%	
	富山県		2	2%		0%		0%		0%		0%	
	石川県			0%		0%		0%		0%		0%	
	愛知県			0%		0%		0%	1	1%		0%	
	静岡県			0%		0%		0%		0%		0%	
	新潟県			0%		0%		0%		0%	1	1%	
	山梨県			0%		0%		0%		0%		0%	
	長野県			0%		0%		0%		0%	1	1%	
	中国	広島県			0%		0%	1	2%		0%		0%
		岡山県			0%		0%		0%		0%		0%
山口県		1	1%		0%		0%		0%		0%		
島根県			0%		0%		0%	1	1%	1	1%		
鳥取県			0%		0%		0%		0%		0%		
四国	香川県			0%		0%		0%	1	1%		0%	
	愛媛県			0%		0%		0%		0%		0%	
	高知県			0%		0%		0%		0%		0%	
	徳島県			0%		0%		0%		0%	1	1%	
関東	茨城県			0%		0%		0%		0%		0%	
	栃木県			0%		0%		0%		0%		0%	
	群馬県			0%		0%		0%		0%		0%	
	埼玉県		1	1%		0%		0%		0%		0%	
	千葉県			0%		0%		0%		0%		0%	
	東京都			0%		0%		0%		0%		0%	
	神奈川県			0%		0%		0%	1	1%		0%	
	北海道		1	1%		0%		0%		0%		0%	
外国	タイ		1	1%	2	3%	1	2%		0%		0%	
合計			93	100%	62	100%	56	100%	75	100%	70	100%	

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 3（2021）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学は昭和 27 年に、岐阜県で初めての私立短期大学である「岐阜県濃北短期大学」として設立された。その後、昭和 50 年に滋賀県長浜市から誘致があり、現在の長浜市田村町に移転し「滋賀文教短期大学」として現在に至っている。

滋賀県湖北地域の教員養成校としての期待も大きく、これまで保育士、幼稚園・小学校・中学校教諭を多く輩出し、その使命を果たしている。また、近年は教員養成に留まらず、地元の一般企業等においても活躍できる人材育成への期待が高まっている。

平成 27 年 8 月 12 日に長浜市と本学において包括連携協定を締結し、相互の綿密な連携により地域の教育・文化の振興等に資することとし、地域ニーズに対して意見交換を行い地域の課題解決に向けた取組を行っている。

地域課題として待機児童対策・子育て支援・青少年の図書離れ等あげられ、課題解決に向け「ぶんぶんひろば」を開催し、就学前児童や保護者に対して支援を行うとともに、POP本の帯コンクールを開催し青少年の読書推進に寄与している。

保育士不足の課題解消の一つとして、長浜市においては令和元年度に幼児教育職試験での一次試験免除の学長推薦制度を創設され保育士確保に努められている。

また、地元一般企業においても本学卒業者への期待が大きく、実践的教育として基礎力プログラムを両学科に設置し人材育成に貢献している。

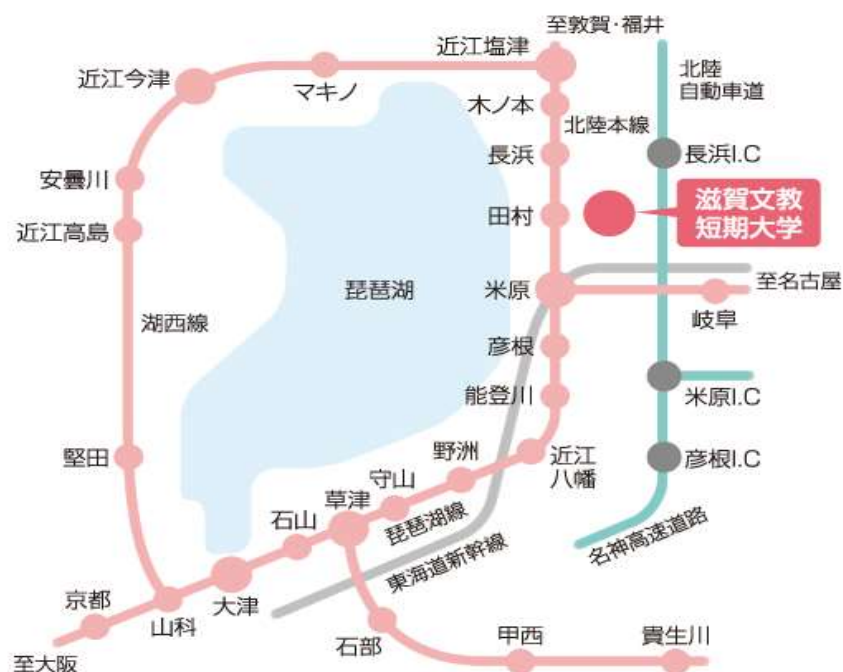
■ 地域社会の産業の状況

長浜市は、琵琶湖の東岸を南北に通る北国街道を中心に古くから交通の要所として開けた。平成 18 年 2 月に(旧)長浜市と隣接する浅井町・びわ町と合併し、平成 22 年 1 月 1 日に、東浅井郡・伊香郡の 6 町が新しく加わり人口 12 万 4 千人、面積 680 平方キロの新しい長浜市となった。

特に旧長浜市は豊臣秀吉築城の長浜城の城下町として名を知られている。現在は竹生島の宝厳寺や慶雲館をはじめとする歴史的文化的遺産に加え、昭和 63 年第三セクター「黒壁」により古い町並みをいかした町づくりが行われたこと等で観光都市として成長を続けている。

産業面においては、持続的な発展を実現し、希望ある未来を切り拓くため第 3 期長浜市産業振興ビジョンを策定し、基本理念を『Challenge & Innovation』と定め、地域産業に関わる全ての人の力を結集して『オール長浜で挑む、「価値創造」の未来』を目標として、時代の変化に対応した新たなビジネスへの変革、産業分野の拡大や生産性の向上による産業の高度化、深刻化する企業の人材不足解消のための取組を計画している。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 テーマB教育の効果 ○ 両学科において教育の点検・評価の様々な試みを実施されているものの、データを集約・解析するシステムが整っていないので、測定したデータを十分に活用できる仕組みを整備されたい。
(b) 対策
令和元年度に改革支援部教学企画室に教学IR担当を置き、教育課程編成の妥当性の検証、学習成果の査定、入試の妥当性の検証等情報収集・分析を行う専門部署を設置した。
(c) 成果
各種情報の一元管理により、学科・各課を超えた横断的な情報分析が可能となり、提供情報により課題等が浮き彫りとされ適時に対策を講じる体制ができた。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 テーマD財的資源 ○ 余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門の事業活動収支が3年間支出超過となっているので、収支バランスの改善が望まれる。 ○ 短期大学全体の収容定員充足率が低いので、充足率を上げるよう努力されたい。
(b) 対策
平成27年度に経営改善計画(平成27年から令和元年)を策定、令和2年度からは第2期経営改善計画(令和2年から令和6年)を策定。計画では教学、法人・学校運営について内部環境・外部環境等(強み・弱み)を調査分析し、教育研究活動、学生支援、財務の健全化を図ることとしている。 教学面においては、学科の再編、教育課程の見直し、新たな資格の設定等学生支援を充実させることにより定員の充足を図ることとしている。 財務面においては、収入収支のバランスを重視し、中期的な財務計画を策定し毎年度予算計画時に管理経費等の削減を図っていくこととしている。 毎年度、実施管理表により各部署の計画進捗状況について、教学計画の推進状況を確認するとともに、財務状況の健全性について検証を行っている。 特に財務については、収入支出面における問題点(学費や人件費、管理経費等)を洗い出し、改善策(学費の改定、人件費削減、管理経費の削減)を学内で共有し、既存経費の見直しを図っている。 学生募集対策として、定員充足率の確保のため以下の対策を展開している。 ・令和3年度獲得目標学生数は、国文学科26名、子ども学科50名に設定している。

- ・入試制度や入学前教育の強化の一環として、入試特典、合格発表後のフォロー体制について検討している。
- ・広報ツール（HP、SNS 等）の運用強化について、学内で連携し定期的な情報更新に努めている。
- ・オープンキャンパスの質向上として、年間 9 回開催日を設け、参加生徒総数の目標値を過去 3 年間の参加者総数から 250 名に設定し案内を行っている。また、開催イベントの内容については入学生へのアンケート結果をもとに検討している。
- ・ガイダンスの質向上として、高校から直接ガイダンス依頼が頂けるよう高校訪問の際に依頼を行っている。
- ・高校訪問の質向上として、適切な訪問回数や時期について、法人校へ意見聴取の上、年間計画を作成している。

教職員の適正配置による人件費の削減を図ることとしている。なお、退職教員の補充は、短期大学設置基準第 22 条を踏まえ、以下によることとしている。

- i 平成 30 年度に学納金に対する人件費比率を令和 6 年度までに 96%以内とする。
- ii 退職教員補充は原則期限付教員又は非常勤講師とする。
- iii 任期満了に伴う期限付教員の補充は原則非常勤講師とする。

教育研究活動の遂行と財源確保の両立を図るため、予算編成と適切な執行が不可欠となっている。このため、予算編成にあたっては学内各部署より前年度執行状況を勘案し、優先順位を定め予算に反映させるとともに、理事長ヒアリングにより予算の適正策定を行う仕組みとしている。特に、経営改善計画に基づき各年度 3%の経費削減に努めている。

(c) 成果

経営改善計画において、令和 6 年度に法人全体の教育活動資金収支差額を黒字化し、定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分を令和 6 年度に「B0」とすることを目標とし、教育活動資金において支出を毎年度 3%の削減を図っている。

しかしながら、資金収支、事業活動収支は過去 3 年間にわたり支出超過となっており収支改善には至っていない。

教育研究活動の遂行と財源確保の両立を図るため、予算編成と適切な執行が不可欠であるが、入学定員の充足率が向上しない現実があり、国文学科においては、令和 4 年度に「認定絵本土」、「実践キャリア実務士」の資格を取得するための科目を新設し、学生募集の目玉としている。また、子ども学科においては、実践力の習得のためのカリキュラム構成としている。

学生募集対策の成果について

- ・獲得目標学生数については、子ども学科は達成できたが国文学科では達成できなかった。

	国文学科	子ども学科
令和 2 年度	25 名	48 名
令和 3 年度	18 名	52 名

- ・志願者獲得に向けた、令和 5 年度入学生対象入試の特典について、学校推薦型選抜（指定校型）において優秀な学生を多く獲得することを目的として、各区分や特典等の見直しを行った。

(旧)

奨学金Ⅰ種：20万円認定（総合型選抜（育成プレゼン型）

奨学金Ⅱ種：10万円認定（学校推薦型選抜（指定校型）

奨学金Ⅲ種：10万円認定（総合型選抜（育成面談型）、学校推薦型選抜（一般公募型）、一般選抜（前期・後期）成績等優秀者）

(新)

奨学金Ⅰ種：11万円認定（学校推薦型選抜（指定校型）

奨学金Ⅱ種：7万5千円認定（総合型選抜（育成面談型Ⅰ期・Ⅱ期、学校推薦型選抜（公募型）Ⅰ期・Ⅱ期、一般選抜（前期・後期）成績等優秀者）

- ・ 志願者獲得に向けた、合格発表後のフォロー体制について、学科担当と連携し、学習計画書の作成依頼や入学前教育の案内実施を行った。また、コロナ禍で2年間中止としていたプレキャンパスセミナーを令和4年3月24日に開催し、入学に向けた学習意欲の向上、不安解消の機会として学科毎に参加生徒全員の面談などを実施した。
- ・ 広報ツールの運用強化について、HPのブログ更新は、学科担当者と連携し、以下の通り定期的に行った。アクセス総数としては一昨年と比較して増加傾向にある。
令和3年度ブログ更新（4月～2月アクセス総数 13,551）
国文学科：10回 子ども学科：4回
令和4年度ブログ更新（4月～2月アクセス総数 15,029）
国文学科：22回 子ども学科：21回
- ・ オープンキャンパスでは、4月中に上半期のオープンキャンパス情報を案内することができた。開催イベントについては、ミニ講義、大学紹介・学科紹介が人気があった。
令和3年度の参加者総数は169名の参加であったがコロナ禍の影響により目標値の達成には至らなかった。
- ・ 令和3年度には年間154回のガイダンスに参加し案内を行った。
コロナ禍ではあるが、案内数は増加傾向にある。
令和2年度参加回数：146件 令和3年度参加回数：154件
- ・ 高校訪問の強化として、高校訪問の年間計画を作成した上で4期に分け実施。コロナ禍で、緊急事態宣言の発令に伴い、近隣募集重点校には3回の訪問に留まった。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項

なし

(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマB学生支援] 学生募集要項への募集人員掲載について、平成 29 年度募集要項に各入試区分毎の募集定員を明記し受験生に周知を図った。
(b) 改善後の状況等
毎年度の募集要項に入試区分毎の募集定員を明記している。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマCガバナンス] 理事・監事の出席可能日を調整し、理事会を開催することとし、平成 28 年度以降必ず監事出席のもと理事会を開催している。理事会では、監事の意見を聴取し学校運営に資している。また、令和 3 年度にガバナンス・コードを策定し、理事・監事・評議員に対してガバナンス機能が適切に発揮できるよう行っている。
(b) 改善後の状況等
各理事会・評議員会開催時には引き続き理事監事の日程調整を行い、監事の出席を得て意見を述べていただいている。

- ④評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

- (6) 公的資金の適正管理の状況（令和 3（2021）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金(研究費)の適正な管理運用については、「滋賀文教短期大学研究倫理規程」に基づき「滋賀文教短期大学研究活動及び研究費の適正な管理・運営を行うための基本方針」「滋賀文教短期大学研究活動における行動規範」において、研究者の責務を明確にしている。また、「滋賀文教短期大学公的研究費運営及び管理規程」「滋賀文教短期大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程」において、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を定め管理体制・責任者を明確にするとともに、具体的な不正防止の取組は「滋賀文教短期大学における研究活動上の不正行為防止計画」により実施している。

教職員への公的資金適正管理について、年度初めに全教職員を対象に研修を行うとともに、学科・事務局別にテーマを定め年2回の研修を実施し適正な研究・資金管理の理解を深めさせている。

法人監事による実施状況の確認を得て、理事会において管理体制について報告をしている。

令和3年度研修状況

実施日	名称	出席者	研修内容
令和3年3月25日	第1回教授会	研究者18名	研究費基本方針・研究倫理・経費の適正執行について 研究費の適正執行のためのルール
令和3年4月28日	4月事務局会議	事務職14名	研究費適正執行のためのルール
令和3年8月20日	国文学科会議	研究者5名	研究倫理の徹底・研究活動に係る留意点の確認
令和3年8月20日	子ども学科会議	研究者14名	研究倫理の徹底・研究活動に係る留意点の確認
令和3年8月31日	8月事務局会議	事務職17名	研究費執行に係る留意点の周知
令和3年10月6日	教授会	研究者18名 事務職4名	授業目的公衆送信保証課金制度について 研究費適正執行のためのルール
令和3年10月29日	10月事務局会議	事務職17名	研究費適正執行のためのルール

法人監事による実施状況の確認

監事確認日	確認内容	監事意見
令和3年9月1日 令和3年9月6日	体制整備等チェックリストに基づく実施状況の確認	的確に実施していることを確認

理事会報告

理事会報告日	報告内容	理事意見
令和3年9月22日	体制整備等チェックリストに基づく実施状況の整備状況について	的確に整備され、コンプライアンス教育も実施されている。

公的資金受入状況（科学研究費助成事業助成金）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件 数	2	3	4
交 付 金 額	1,320,000 円	1,615,000 円	1,205,000 円
内部監査件数	全件	全件	全件

内部監査実施状況

監査実施日	確認内容	監査委員意見
令和3年11月9日	選ばれる学園のための施策実施状況	教職員の人材育成や設備の充実の観点で選ばれる学園を目指すための施策がなされていた。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

令和3年度自己点検・評価委員会

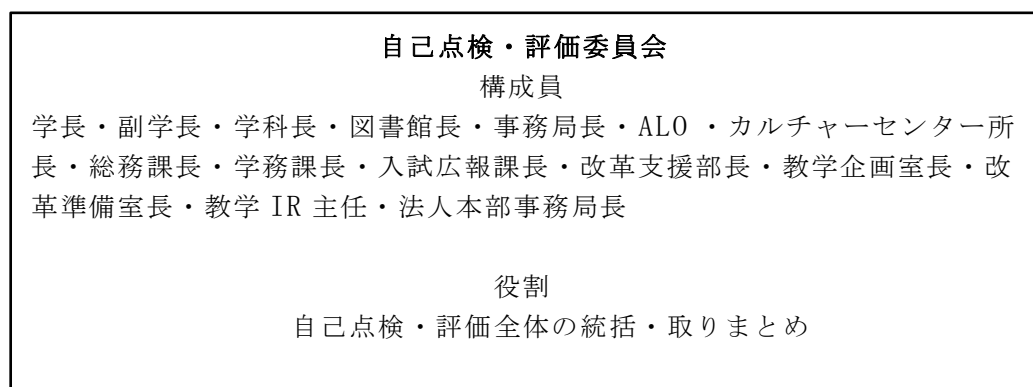
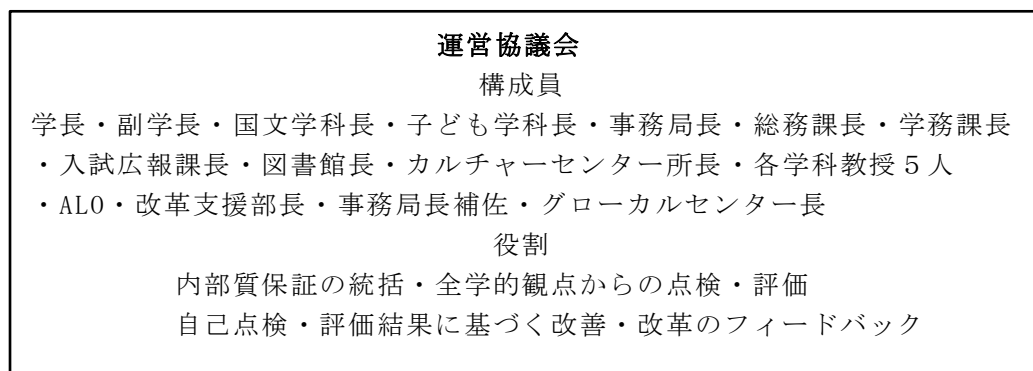
	氏 名	役職
委員長	松本 英文	学長
副委員長	細田 あかね	ALO
委員	松本 秀章	副学長
委員	神谷 昌史	国文学科長
委員	平井 敏孝	子ども学科長
委員	折戸 敏仁	図書館長
委員	河村 繁郎	事務局長
委員	池田 大輔	カルチャーセンター所長
委員	堀 要	総務課長
委員	熊谷 遥	学務課長
委員	高堂 祐樹	入試広報課長
委員(兼)	松本 秀章	改革支援部長
委員(兼)	河村 繁郎	教学企画室長
委員	堀江 久代	改革準備室長
委員長指名	日原 有梨	教学IR主任
委員長指名	澤田 直文	法人本部事務局長

令和3年度運営協議会（自己点検・評価）

	氏 名	役職
委員長	松本 英文	学長
副委員長	松本 秀章	副学長

委員	神谷 昌史	国文学科長
委員	平井 敏孝	子ども学科長
委員	河村 繁郎	事務局長
委員	堀 要	総務課長
委員	熊谷 遥	学務課長
委員	高堂 祐樹	入試広報課長
委員	折戸 敏仁	図書館長
委員	池田 大輔	カルチャーセンター所長
委員	平井 むつみ	国文学科教授
委員(兼)	松本 秀章	子ども学科教授
委員	松本 文夫	子ども学科教授
委員	大橋 英子	子ども学科教授
委員	小林 雅彦	子ども学科教授
委員	細田 あかね	ALO
委員(兼)	松本 秀章	改革支援部長
委員	堀江 久代	事務局長補佐
委員(兼)	松本 秀章	グローバルセンター長

■ 令和3年度 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学では建学の精神、教育理念等の実現に向けて、内部質保証を推進するため、関係規程の整備や組織体制を整え、運営協議会での審議を経て教授会において意見を聴取し、教育の質保証および向上に向けた改善・改革の推進に努めている。

自己点検・評価の報告については、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」を中心に総括・とりまとめが行われ、その後学長を委員長とする「運営協議会」にて全学的な観点から点検・評価を行い、改善点等を確認している。

また、自己点検・評価の客観性・公平性を担保しつつ教育水準の向上を図るために茨城女子短期大学との相互評価や包括連携先である長浜市、高大連携先の長浜北星高等学校からも助言、意見を受け改善に努めている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

令和3年4月28日（水）

第1回自己点検・評価委員会／認証評価準備委員会

- ・ 令和2年度自己点検・評価報告書の公表について
- ・ 令和3年度自己点検・評価の取り組みについて（前年度課題共有）
- ・ 令和3年度自己点検・評価及び報告書作成について（スケジュールと分担）
- ・ 令和3年度相互評価について
- ・ 中間報告書作成について
- ・ 「ティーチング・ポートフォリオ」「職員自己点検・評価表」「委員会・課・室 年間自己点検・評価報告書」について

令和3年9月8日（水） オンライン会議

第2回自己点検・評価委員会／認証評価準備委員会

- ・ 両学科の自己点検・評価 中間報告
- ・ 認証評価ALO説明会について
- ・ 内部質保証ループリック
- ・ 令和2年度茨城女子短期大学 自己点検・評価報告書への評価書及び意見書
- ・ 令和3年度中間報告に関する外部への意見聴取について
- ・ 令和3年度自己点検・評価報告書の作成にあたっての留意事項

令和3年11月24日（水）

第3回自己点検・評価委員会／認証評価準備委員会

- ・ 相互評価における本学への評価について
- ・ 本学 自己点検・評価（中間報告）に関する外部からの意見（長浜北星高等学校）
- ・ 令和3年度自己点検・評価報告書（両学科）の作成について
- ・ 令和3年度自己点検・評価報告書（認証評価用）の留意事項

令和4年1月26日（水）

第4回自己点検・評価委員会／認証評価準備委員会

- ・ 両学科の自己点検・評価 年度末報告
- ・ 本学 自己点検・評価（中間報告）に関する外部からの意見（長浜市）
- ・ 教養教育と職業教育の効果測定
- ・ 令和3年度 自己点検・評価報告書（認証評価用）の留意事項
- ・ 「内部質保証ループリック」を用いた評価

令和4年2月24日（木）

第6回運営協議会

- ・機関レベルの学習成果の査定
- ・履修体系の点検・次年度の教育課程編成のためのIR情報の活用
- ・3つのポリシーを踏まえた本学の取組に関する適切性の点検
- ・令和3年度自己点検・評価について

令和4年5月18日（水）

第1回認証評価準備委員会

- ・認証評価受審用自己点検・評価報告書の提出までのスケジュール
- ・認証評価受審用自己点検・評価報告書の確認

令和4年5月25日（水）

第2回認証評価準備委員会

- ・認証評価受審用 自己点検・評価報告書の確認

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

様式 5－基準Ⅰ

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

＜根拠資料＞

- 提出資料
1. ウェブサイト「建学の精神と教育理念」
 2. 令和3年度学生便覧 p.8
 3. 滋賀文教短期大学学則第1条
 4. 令和3年度入学者用大学案内 P.38
 6. 令和3年度入学者用学生募集要項 P.1
 16. 令和3年度シラバス

提出資料-規程集

13. 学則
31. 単位互換制度に基づく単位認定取扱規程
41. 科目等履修生規程
42. 特別聴講学生の受け入れに関する規程
44. 委託生規程
58. 湖国カルチャーセンター規程
59. 湖国カルチャーセンター運営内規
88. 地域連携委員会規程
100. 高大接続・連携委員会規程
101. 長浜市職員採用試験学長推薦者選考委員会規程
102. 長浜市職員採用試験（幼児教育職）学長推薦者選考実施細則

- 備付資料
2. 長浜市と滋賀文教短期大学との協力に関する包括連携協定書
 3. ぶんぶんひろば関連資料
 4. 湖国カルチャーセンター関連資料
 5. 長浜市と長浜警察署及び滋賀文教短期大学との交通安全推進活動に関する連携協定書
 6. 春の全国交通安全運動関連資料
 7. インターンシップ実施に関する協定書
 8. 国文学科インターンシップ関連資料
 9. 子ども学科インターンシップ関連資料
 10. 子ども学科「基礎力プログラム」関連資料
 11. 田村駅周辺空間創造案作成業務委託事業関連資料
 12. 長浜市民間保育協議会と滋賀文教短期大学との協力に関する連携協定書
 13. 学内保育就職フェア関連資料
 14. 長浜市職員採用試験（幼児教育職）学長推薦者選考関連資料
 15. しがのふるさと支え合いプロジェクト協定書

16. 国文学科「基礎力プログラム」関連資料
17. 特定非営利法人長浜市民国際交流協会と滋賀文教短期大学との協力に関する連携協定書
18. 長浜市民国際交流協会との協力に関する資料
19. びわ湖東北部地域における学術教育研究基盤形成に係る大学・短期大学と地方自治体、産業界等との包括連携に関する協定書
20. びわ湖東北部地域連携事業関連資料
21. 一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換に関する包括協定書
22. 環びわこ大学・地域コンソーシアム単位互換事業関連資料
23. 離職者等再就職訓練事業契約書
24. 離職者等再就職訓練事業募集案内・関連資料
25. 科目等履修生募集要項・関連資料
26. 保育士等キャリアアップ研修関連資料
27. 岐阜第一高等学校との連携協力に関する協定書
28. 岐阜女子高等学校との連携協力に関する協定書
29. 彦根翔西館高等学校との連携協力に関する協定書
30. 長浜北星高等学校との連携協力に関する協定書
31. 高大接続・連携に関する資料
32. 茨城女子短期大学との相互評価実施に関する協定書
33. 茨城女子短期大学との相互評価に関する記録
39. ウェブサイト「公開講座」
40. ウェブサイト「ぶんぶんひろば」
41. ウェブサイト「びわ湖東北部地域連携協議会」
42. ウェブサイト「びわ湖東北部地域連携プラットフォーム事業」
43. ウェブサイト「長期高度人材育成コース」
44. ウェブサイト「科目等履修生募集について」
45. ウェブサイト「環びわ湖・大学地域コンソーシアム」
53. 長浜北星高等学校からの意見聴取に関する記録
54. 長浜市からの意見聴取に関する記録
216. ウェブサイト「各種連携・協定書等」

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1の現状＞

本学は、創設者松本富士之助の「教育は人にあり、国家の未来は教育にかかっている。教育向上には、教育者の養成が重要である。」という教育理念により設立された短期大学である。その歴史は昭和 27 年に岐阜県郡上八幡町に県内で初めての私立短期大学として岐阜県濃北短期大学を開学したことに始まる。昭和 33 年に岐阜短期大学と名称を変更し、その後、昭和 34 年に岐阜県本巣郡糸貫町に移転。さらに昭和 50 年に滋賀県長浜市の誘致により同市田村町に移転し、名称を「滋賀文教短期大学」と変更し現在に至っている。

教育理念である教育者の養成にあたっては、文部省（現文部科学省）の学習指導要領に則り、教育者が学校教育を通して育むべき力と定められている「知徳体」を柱とした、知識・技能に偏ることなく教育者としての使命感や倫理観を身につけた人材を理想としたことから、「知育・徳育・体育の鼎立と調和のとれた人間形成」を建学の精神としている。このように、建学の精神は本学の教育理念・理想を明確に示している。

現在は、社会の変化と要請に対応し、建学の精神を教育者のみならず多様な人材を養成するための指針として位置づけ、教育研究活動に邁進している。この建学の精神のもと、本学の学則第 1 条（目的）に、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、広い教養を基盤として文学特に国語、国文学並びに初等教育に関する実際に即した専門的な技術と教養を積ましむることを目的として、将来文化国家人類の福祉に貢献し得る優良な社会人を育成することを使命とする。」と定め（提出-3. 規程集-13）、学生が建学の精神に基づく人材養成の目的を認識できるようにしている。

以上のような、教育理念及び建学の精神の背景や学則による規定から、建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有しているといえる。

建学の精神は、学内には、入学前教育や入学式・卒業式の学長式辞、入学当初のオリエンテーション等において必ず表明するとともに、常に確認できるよう学生便覧（提出-2）への掲載等を行っている。更に、各学科とも必修科目である「基礎力プログラムⅠ」の第 1 講目に、建学の精神をはじめ沿革等の自校教育等を行うことで、それらの理解を深めることに努めている。教職員には、年度当初の教授会及び非常勤講師を含めた教員連絡会において、学長講話の時間を設け、建学の精神等について説明し周知している。

学外には、ホームページ（提出-1）や大学案内（提出-4）等を通して表明しステークホルダーへの周知を図るとともに、自己点検・評価における長浜市や長浜北星高等学校からの意見聴取（備付-53. 54）の際に、建学の精神をはじめ本学の人材養成の目的等について説明し、理解を得ることに努めている。

これらの建学の精神は、教職員には教授会の学長挨拶等により、学生には必修科目「基礎力プログラム」（提出-16）やガイダンス等での指導等により、年度を通して定期的に確認されている。

〔区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I-A-2 の現状＞

本学では、地域社会に貢献することを目的に、公開講座、正課授業の開放等、知的資源の公開に積極的に取り組んでいる。

その一環として「湖国カルチャーセンター」（提出・規程集 58.59）を設置し、地域住民を対象とした生涯学習の機会を提供している。公開講座については、湖国カルチャーセンター主催の「滋賀文教短期大学大学開放講座」において、例年、地域住民の関心の高い文学や書道、水彩画、子育て支援、ボランティア養成講座等多様な生涯学習講座を対面で開講してきたが、令和3年度はコロナ禍により、オンデマンドの動画による体験講座の動画配信を計画し、本学のホームページに公開した（備付-4.39）。

正課授業の開放については、「科目等履修生制度」（提出・規程集 41）と「環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度」（提出・規程集 31.42）を設けている。「科目等履修生制度」は、生涯学習の推進を図ることや地域に開かれた大学として、社会人等に対して学習の機会を拡大する観点等から設けている。令和3年度は春学期7科目、秋学期6科目を延べ15名が履修した（備付-25.44）。「環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度」（備付-21.45.216）は、「環びわ湖大学・地域コンソーシアム事業」の一つとして実施している。環びわ湖大学・地域コンソーシアム事業は滋賀県内14の大学・短期大学と滋賀県及び県下の6自治体や経済団体が会員であり、またNPOや民間事業者、地域住民の方々ともネットワークを組んで、「大学地域連携事業」、「大学産業連携事業」、「単位互換事業」の3つの事業枠で様々な活動を行っている。単位互換事業は、滋賀県内にある13の大学や短期大学の科目を履修し、それを所属大学・短期大学の単位として認定する制度である。令和3年度は、本学からは春学期1科目、秋学期1科目を提供した（備付-22）。他大学からの受講学生の受入、本学学生の他大学開講科目への受講はなかったが、共同講義「近江でのSDGsの実践」に本学子ども学科教員が出講した。

リカレント教育については「離職者等再就職訓練事業」と「保育士等キャリアアップ研修」を実施している。「離職者等再就職訓練事業」は、滋賀県が民間の教育訓練機関等に委託して行う公共職業訓練として、早期就職を目的に地域における求人・求職の状況や雇用拡大が期待される業種について多様なコースを設定し、就職に必要な知識、技能、技術等を身につけることができる内容として開設している制度である（備付-23.24）。本学では子ども学科保育士養成コースにおいて委託訓練生（提出・規程集 44. 備付-43）として受け入れている。令和3年度は1年次に5名を受け入れ、2年次については5名全員が修了した「保育士等キャリアアップ研修」は、滋賀県保育士協議会が滋賀県の委託事業として必要な知識や技術の習得等のための研修を実施し、保育士等の専門性の向上と質の高い人材の安定的な確保を図ることを目的に、「滋賀県保

育士等キャリアアップ研修」として実施している。本学では、会場の提供と本学子ども学科から専任教員、非常勤講師が講座を担当している。令和3年度は6科目延べ300人が受講した（備付-26）。

このように、本学では、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放等を幅広く実施している。

地方公共団体、教育機関及び文化団体等との連携は次の通りである。

地方公共団体とは、第一に、長浜市と「長浜市と滋賀文教短期大学との協力に関する包括連携協定」（備付-2）に基づき連携している。

国文学科の主な連携として、図書館でのインターンシップを長浜市立長浜図書館の協力のもと実施している。「図書館インターンシップ」は、国文学科1年生司書課程を履修している学生が1年間をとおした学びを現場で活かす体験と、大学での学びでは知ることのできない現場を体験し、今後の学習と卒業後の進路選択に活かすことを目的としている。例年は5日間実施しているが、令和3年度はコロナ禍により2日間実施した（備付-7.8）。子ども学科は、長浜市の総合計画において子育て支援（就学前教育）が重要政策として掲げられていることから、保育士養成機関である本学と多岐に亘る連携を行っている。まず、未就園児向けの子育て支援活動「ぶんぶんひろば」での連携である（備付-3.40）。学生が地域の未就園児とその保護者を対象とした活動を企画運営し、長浜市が後援している。令和3年度はコロナ禍により7月の1回のみの開催であった。次に、「学校園インターンシップ」（備付-9）での連携である。学生が子ども及び教職について理解を深め、保育士や教諭としての実践力を養うために、長浜市内公私立の小学校・幼稚園・保育所・認定こども園の協力のもと、現場での体験活動を充実させるとともに保育実習・教育実習を補完することを目的としている。令和3年度は、6月から計画通りに実施をしていたが、8月末以降に予定をしていた学生に関してはコロナ禍により実施しなかった。

次に、必修科目「基礎力プログラム」での連携である（備付-10）。1年生春学期の「基礎力プログラムⅠ」（提出-16）では、地域の保育・教育に関する課題発見への一助とするため、長浜市教育委員会事務局幼児課職員による講演を、同秋学期の「基礎力プログラムⅡ」では、地域の子育て支援についての理解のため、長浜市子育て支援課からの講演を計画したが、コロナ禍により中止となった。2年生春学期の「基礎力プログラムⅢ」では、課題解決型学習による学習成果の獲得のため、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムについて長浜市の民間園の職員の方に発表する機会を設けている。同秋学期の「基礎力プログラムⅣ」では、2年間の学習成果の総まとめとして、子育て支援課の協力のもと学修成果発表会を開催し、食育をテーマとした音楽劇を地域の親子に向けて発表した。

学生支援においても、令和元年度から、長浜市職員採用試験（幼児教育職）に大学推薦制度が設けられ（提出-規程集 101.102）、連携大学である本学学長が推薦する学生は、長浜市の一次試験（筆記試験）が免除される等の連携関係を築いている。令和3年度は長浜市が幼児教育職を5名採用予定とし、うち本学に1名の推薦枠が割り当てられた。学内選考後1名を推薦し、被推薦者は二次試験を受験し、内定した（備付-14）。

これらの両学科を対象とした連携の他、令和 3 年度には、長浜市から委託研究事業「田村駅周辺空間活用事業」（提出-規程集 88. 備付-11）の依頼があり、より多くの学生のアイデアを集めるため、両学科共通の教養科目である「くらしと地域」の授業課題に位置づけた。調査・分析を一貫して行い提案にまとめ、令和 4 年 2 月に「田村駅周辺空間活用事業社会実験報告書」として長浜市都市計画課に提出した。

第二に、滋賀県及び長浜市余呉町池原地区と「しがのふるさと支え合いプロジェクト協定書」（備付-15）を締結している。これに基づき、例年「棚田の草刈りボランティア」を実施している。令和 3 年度はコロナ禍により同ボランティアを実施することはできなかったが、その代替として余呉町池原と国文学科 2 年生必修科目「基礎力プログラムⅢ」「基礎力プログラムⅣ」にて「余呉の魅力発見」「余呉の地域活性化」を課題にした連携授業を行った。春学期「基礎力プログラムⅢ」では、「余呉町について知る」というテーマのもと、グループワークを中心に情報収集を行った。秋学期「基礎力プログラムⅣ」では、春学期の活動を踏まえて、それぞれが興味あるテーマで余呉の魅力や地域活性化についての提案を作成し、成果発表会を開催した。年間を通じて、地域の方々と交流することを重視し、各班 2 回の現地訪問や、全員で池原にある全長寺を訪れ余呉の民話伝説を語っていただく等の機会を得ることができた。また、余呉町からも講演や成果発表会の評価等のため 3 回来学していただく等、活発な連携を実施した（備付-16）。

企業等とは、「びわ湖東北部地域における学術文化教育基盤形成に係る大学・短期大学と地方自治体、産業界等との包括連携に関する協定書」（備付-19）に基づき、びわ湖東北部地域連携協議会（以下「協議会」という。）の構成団体として連携している。本協議会は、地域内の大学と自治体及び産業界が力を合わせて社会課題の解決に取り組むためのプラットフォームであり、私立 3 大学が文部科学省の「私立大学等改革総合支援事業タイプ 3 【地域社会への貢献】プラットフォーム型」に採択されている。構成団体は、滋賀大学、滋賀県立大学、滋賀文教短期大学、聖泉大学、長浜バイオ大学、滋賀県、長浜市、彦根市、米原市、長浜商工会議所、彦根商工会議所、協力機関として一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアムによって構成されており、協議会内外の団体と連携し、様々な事業を行っている（備付-20. 41. 42）。

教育機関とは、第一に、長浜市内の民間保育園・子ども園で構成される長浜市民間保育協議会と「長浜市民間保育協議会と滋賀文教短期大学との協力に関する連携協定書」（備付-12）に基づき連携している。前述の子ども学科「学校園インターンシップ」や、必修科目「基礎力プログラムⅢ」での連携をはじめ、キャリア支援においても、学内保育就職フェア（備付-13）を開催し、各園の特徴等学生が直接質問できる場を設けている。第二に、滋賀県立長浜北星高等学校、滋賀県立彦根翔西館高等学校、学校法人松翠学園岐阜第一高等学校、学校法人松翠学園岐阜女子高等学校の 4 校と高大連携の協定に基づき連携している（提出-規程集 100. 備付-27～30）。各校と年度初めに、協定内容の確認及び活動時期や内容の方向協議をしたうえで事業を実施している。令和 3 年度は、本学教員による模擬授業を中心に連携をしている（備付-31）。また、長浜北星高等学校と本学の自己点検・評価活動における外部評価として意見をいただいている（備付-53）。

第三に、茨城女子短期大学と「茨城女子短期大学と滋賀文教短期大学の相互評価実施に関する協定」に基づき、相互評価にて連携している（備付-32.33）。

文化団体等とは、長浜市民国際交流協会と「特定非営利法人長浜市民国際交流協会と滋賀文教短期大学との協力に関する連携協定書」（備付-17）に基づき連携している。

授業においては、国文学科「異文化コミュニケーション」において、多文化共生・異文化交流という課題に対する課題解決型学習を実施した。学生が、同協会が主催する「学習会（外国籍児童への学習支援）」「おしゃべりサロン（国際交流会）」「音楽交流会」にて活動している（備付-18）。また、びわ湖東北部地域連携協議会事業として多文化共生をテーマにした動画を連携協力して制作した。

教職員及び学生がボランティア活動等を通じた地域貢献は次の通りである。主な活動として、第一に、長浜市及び長浜警察署と連携した交通安全推進活動がある。「長浜市と長浜警察署及び滋賀文教短期大学との交通安全推進活動に関する連携協定書」（備付-5）に基づいた活動であり、全国交通安全運動に伴う啓発ボランティア等を行っている（備付-6）。第二に、国文学科の司書課程履修中の学生による図書館ボランティアについては、例年実施している事業であるが、令和3年度はコロナ禍により中止となっている。

＜テーマ基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

建学の精神の確立についての課題は、以下の通りである。

第一に、令和3年度は、各種の教学マネジメントの取り組みの推進に努めた結果、令和4年度に向けた学科の教育目的・目標や3つのポリシー等の改正作業を行った。このことから、それらの改正されたものの全てが建学の精神に基づいており、それぞれが体系的につながっているということを、更に分かりやすく学内外に示す必要がある。また、令和4年度に本学は創立70周年を迎える。節目の契機に際し、今後も地域の高等教育機関としての使命を果たしていくために、改めて学内外に建学の精神等を発信し、本学の使命や教育研究活動について理解を図らなければならない。

第二に、教職員以外のステークホルダーにとって、建学の精神という言葉に馴染が無い場合、建学の精神というものが私立大学にとってどのような位置づけであるのか等の説明を加えることで、更なる理解を図らなければならない。

高等教育機関としての地域・社会貢献についての課題は、以下の通りである。

第一に、小規模短大である本学にとって、正課の教育研究活動と地域・社会貢献のバランスをとっていくことが必要である。本学の地域・社会貢献活動は、規模やコロナ禍等を鑑みても多くの成果をあげていると自己評価している。また、長浜市等からも同様の評価もいただいている。しかしながら、学生の学習時間や本学の資源を圧迫するようなことがあってはならない。正課の教育研究活動と地域・社会貢献が両立する事業展開を図っていく必要がある。

＜テーマ基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

建学の精神に関する特記事項として、第一に、建学の精神である「知育・徳育・体育の鼎立と調和のとれた人間形成」を着実に具現化できるよう、「信義・至誠・質

実・温和・漸進」という 5 つの学訓を定めている。教職員においては、建学の精神が示す人材を養成するための教育研究活動や学生指導においての指針であり、学生においては、建学の精神が示す人材を目指すうえでの学習や学生生活等の指針となっている。学訓は、本学のみならず全ての本法人設置校に掲げられており、松翠学園の学園歌の中にも謳われている。

第二に、本学では経営改善計画及び前年度の自己点検・評価に基づいた当該年度の重点政策等を教育研究活動の方針として定めているが、ここに建学の精神と各方針のつながりを明記すると共に、年度当初に学長から説明を行うことで、全教職員が建学の精神を常に意識しながら教育研究活動を実施できるよう工夫している。

第三に、前述の課題である、学生が建学の精神と三つの方針のつながりや体系的な関りを意識できるような改善について、令和 3 年度に運営協議会で検討を重ねている。検討の結果、令和 4 年度の三つの方針に体系図を作成し、学生便覧等で周知することとしている。

〔テーマ 基準 I-B 教育の効果〕

＜根拠資料＞

- 提出資料 2. 令和 3 年度学生便覧 p. 8～11. p. 137～147
 3. 滋賀文教短期大学学則第 1 条・別表第 5（第 4 条関係）.
 8. ウェブサイト「教育目標・教育方針」
 9. ウェブサイト「令和 3 年度国文学科の教育目的・目標 3 つのポリシー」
 10. ウェブサイト「令和 3 年度子ども学科の教育目的・目標 3 つのポリシー」
 14. 教育目標と 3 つのポリシーの相関図【滋賀文教短期大学 国文学科】
 15. 教育目標と 3 つのポリシーの相関図【滋賀文教短期大学 子ども学科】
 16. 令和 3 年度シラバス
 52. 令和 3 年度教授会議事録（写し）

提出資料－規程集

13. 学則
 54. 運営協議会規程
 57. 教務・カリキュラム委員会規程

備付資料 53. 長浜北星高等学校からの意見聴取に関する記録

54. 長浜市からの意見聴取に関する記録
 57. 滋賀文教短期大学教学マネジメントに係る実施要領
 73. 授業検討票関連資料
 79. ウェブサイト「ティーチング・ポートフォリオ」
 80. 令和 3 年度春学期授業評価アンケート結果
 81. 令和 3 年度秋学期授業評価アンケート結果
 98. 令和 3 年度入試合格者対象国文学科入学前教育の案内

- 99. 令和3年度入試合格者対象子ども学科入学前教育の案内
- 101. 1年生対象履修指導等に関する配付資料
- 182. 運営協議会議事録
- 183. 国文学科会議議事録
- 184. 子ども学科会議議事録

〔区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-1 の現状＞

本学では、「滋賀文教短期大学学則」第1条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、広い教養を基盤として文学特に国語、国文学並びに初等教育に関する実際に即した専門的な技術と教養を積ましむることを目的として、将来文化国家人類の福祉に貢献し得る優良な社会人を育成することを使命とする。」と規定している。本学の建学の精神である「知育・徳育・体育の鼎立と調和のとれた人間形成」に基づき学科ごとに教育目的・目標を以下のように定めている(提出-3. 規程集-13)。

〈国文学科〉

【教育目的】

国文学科は、本学の教育課程で身につけた幅広い知識と教養をもって社会で自立できる人材を養成することができることを目的とする。

【教育目標】

- ◇日本文学・文化及び日本語についての幅広い知識と教養を身につける
- ◇柔軟な思考力・対応力を身につける
- ◇豊かな表現力とコミュニケーション力を身につける
- ◇必要な情報を獲得・分析する力を身につける
- ◇課題を見つけ解決する力を身につける
- ◇他者と協働して課題に取り組む力を身につける
- ◇自立した社会人として積極的に社会に参画できる主体性を身につける

〈子ども学科〉

【教育目的】

子ども学科は、「幅広い知見と豊かな教養を備え、子どもに関わる専門的な知識・技能と実践力を修得し、向上心や探究心をもって保育・教育の分野に広く携わることのできる人材の育成」を教育目的とする。

【教育目標】

- ◇子どもに関わる専門的な知識・技能と実践力を身につける
- ◇子どもの内面理解に努め、子どもたちと関わることのできる能力を身につける
- ◇保育者・教育者としての社会的使命感、倫理観を身につける
- ◇他者と良好な人間関係を構築する能力を身につける
- ◇向上心や探究心をもって、教育に関する課題を解決できる能力を身につける

この教育目的・目標は、ホームページや学生便覧へ掲載し、学内外に広く公表している（提出-2.8～10）。学内には、年度当初の教授会、学科連絡会議等で説明し共通理解を図っている。また、学内会議において共有・確認を行うなかで、点検も実施している（提出-52. 備付-182～184）。学生に対しての周知・理解については、年度当初のオリエンテーションにおいて説明している（備付-101）。また、より詳しくは、1年春学期開講の教養科目「基礎力プログラムⅠ（初年次教育）」（提出-16）の第1回目において、建学の精神等とともに学生便覧を用いて説明している。入学予定者への周知に関しては、例年「入学前教育の案内」という冊子を作成し、そこに建学の精神や教育目的・目標を記載している。入学予定者やその保護者に早い段階で周知し、入学前登校日や入学直後に説明することで、入学前から入学直後にかけて建学の精神や学科の教育目的・目標の理解を図っている（備付-98.99）。令和3年度入学予定者に対しては、コロナ禍によりプレキャンパスセミナーを実施することができなかったため、オリエンテーションや「基礎力プログラムⅠ（初年次教育）」における説明によって入学後に補填した。また、建学の精神と学科の教育目的・目標、それらに基づく三つの方針及び学習成果の相関関係を分かりやすく伝えるために、相関図を作成しホームページで公表している（提出-14.15）。

教育目的・目標が達成できるような授業や学生支援を実践していくため、教員個人レベルでの定期的な点検として、学期ごとの授業アンケート（備付-80.81）の実施と、その結果を踏まえた授業検討票（備付-73）の作成を行っている。また、加えて専任教員は、ティーチング・ポートフォリオを作成し、大学ホームページで公開している（備付-79）。

以上の取り組みを向上させていくために、積極的に地域の意見も取り入れながら点検・評価を行っている。教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているかどうかについては、地元長浜市や地域の高等学校からも意見を聴取している（備付-53.54）。これらにより、教育目的・目標に基づく人材養成が地域の要請に役立っているかどうか定期的に点検を行っている。

〔区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-2 の現状＞

本学の学習成果は、建学の精神に基づきながら、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成 20 年 12 月 24 日）」において学士課程共通の学習成果として示されている、知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、統合的な学習経験と創造的思考力を指針に検討している。

更に学科の教育目的・目標に照らし合わせ、学科の特性に応じた学習成果を具体的に定めている。各学科の学習成果は次の通りである。

〈国文学科〉

【学修成果】

- 学 1. 日本文学・文化及び日本語に関する知識
- 学 2. 考えや意見を発信できる力
- 学 3. 状況を把握できる基礎的な力
- 学 4. 課題を解決するための基礎的な力
- 学 5. 他者と協働するための基礎的な力
- 学 6. 自ら学び続ける意欲や態度

国文学科の「学 1. 日本文学・文化及び日本語に関する知識」という学習成果は、専門性、知識・技能、日本語力を身につけることを目指し、教育目標である「日本文学・文化及び日本語についての幅広い知識と教養を身につける」に基づいている。

「学 2. 考えや意見を発信できる力」という学習成果は、日本語力、表現力、思考力を身につけることを目指し、教育目標である「柔軟な思考力・対応力を身につける」及び「豊かな表現力とコミュニケーション力を身につける」に基づいている。

「学 3. 状況を把握できる基礎的な力」及び「学 4. 課題を解決するための基礎的な力」という学習成果は、課題発見力、課題解決力を身につけることを目指し、教育目標である「必要な情報を獲得・分析する力を身につける」及び「課題を見つけ解決する力を身につける」に基づいている。

「学 5. 他者と協働するための基礎的な力」及び「学 6. 自ら学び続ける意欲や態度」という学習成果は、主体性、協調性、社会性を身につけることを目指し、教育目標である「他者と協働して課題に取り組む力を身につける」及び「自立した社会人として積極的に社会に参画できる主体性を身につける」に基づいている。

〈子ども学科〉

【学修成果】

保育士養成コース

- 学 1. 保育・幼児教育に関する知識・技能
- 学 2. 保育・幼児教育に関する使命感や倫理観
- 学 3. 状況を把握できる基礎的な力
- 学 4. 課題を解決するための基礎的な力
- 学 5. 他者と協働するための基礎的な力

学 6. 自ら学び続ける意欲や態度

小学校教諭養成コース

学 1. 小学校教育に関する知識・技能

学 2. 小学校教育に関する使命感や倫理観

学 3. 状況を把握できる基礎的な力

学 4. 課題を解決するための基礎的な力

学 5. 他者と協働するための基礎的な力

学 6. 自ら学び続ける意欲や態度

子ども学科保育士養成コースの「学 1. 保育・幼児教育に関する知識・技能」という学習成果は、専門的な知識・技能、実践力を身につけることを目指し、教育目標である「子どもに関わる専門的な知識・技能と実践力を身につける」に基づいている。

「学 2. 保育・幼児教育に関する使命感や倫理観」という学習成果は、使命感・倫理観を身につけることを目指し、教育目標である「保育者・教育者としての社会的使命感、倫理観を身につける」に基づいている。

「学 3. 状況を把握できる基礎的な力」という学習成果は、理解力、思考力、共感力を身につけることを目指し、教育目標である「子どもの内面理解に努め、子どもたちとかかわることのできる能力を身につける」に基づいている。

「学 4. 課題を解決するための基礎的な力」という学習成果は、汎用性を身につけることを目指し、教育目標である「向上心や探究心をもって、教育に関する課題を解決できる能力を身につける」に基づいている。

「学 5. 他者と協働するための基礎的な力」という学習成果は、コミュニケーション力を身につけることを目指し、教育目標である「他者と良好な人間関係を構築する能力を身につける」に基づいている。

「学 6. 自ら学び続ける意欲や態度」という学習成果は、主体性、自主性、汎用性を身につけることを目指し、教育目標である「向上心や探究心をもって、教育に関する課題を解決できる能力を身につける」に基づいている。

子ども学科小学校教諭養成コースの「学 1. 小学校教育に関する知識・技能」という学習成果は、専門的な知識・技能、実践力を身につけることを目指し、教育目標である「子どもに関わる専門的な知識・技能と実践力を身につける」に基づいている。

「学 2. 小学校教育に関する使命感や倫理観」という学習成果は、使命感・倫理観を身につけることを目指し、教育目標である「保育者・教育者としての社会的使命感、倫理観を身につける」に基づいている。

「学 3. 状況を把握できる基礎的な力」という学習成果は、理解力、教育力、共感力を身につけることを目指し、教育目標である「子どもの内面理解に努め、子どもたちとかかわることのできる能力を身につける」に基づいている。

「学 4. 課題を解決するための基礎的な力」という学習成果は、課題解決力を身につけることを目指し、教育目標である「向上心や探究心をもって、教育に関する課題を解決できる能力を身につける」に基づいている。

「学 5. 他者と協働するための基礎的な力」という学習成果は、社会性、コミュニ

ケーション力、協働力を身につけることを目指し、教育目標である「他者と良好な人間関係を構築する能力を身につける」に基づいている。

「学 6. 自ら学び続ける意欲や態度」という学習成果は、主体性を身につけることを目指し、教育目標である「向上心や探究心をもって、教育に関する課題を解決できる能力を身につける」に基づいている。

このように、各学科の学習成果は建学の精神、教育目的・目標に基づき、相互に関連し、学生が修得することが求められる知識・技能や態度等を定めている。

学習成果の学内外への表明については、本学ホームページや学生便覧への掲載等で学内外に表明している（提出-2.9.10）。また、シラバスにて、科目と学位授与の方針を明示しており、学習成果を全科目に反映する仕組みがある（提出-16）。

学習成果は、学校教育法第 108 条「大学は、第 83 条第 1 項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。」に基づき定期的に点検している。本学の学習成果は、職業又は實際生活に必要な能力の養成を目指す教育目的から体系的に定められており、同 108 条に合致しているといえる。その学習成果は、年度末の運営協議会にて、教育目的・目標や地域のニーズ等を鑑みながら、三つの方針と共に点検している。学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入の方針に基づいて、機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（各学科）、科目レベル（各授業）における学習成果を多面的に査定している。各レベルの査定は、2 年間の教育課程での学習成果の獲得状況に基づき、教学企画室教学 IR 係により学科ごとに測定され、学科会議において点検し、運営協議会において査定をしている（提出-規程集 54. 備付-182～184）。

【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

本学の三つの方針は、建学の精神である「知育・徳育・体育の鼎立と調和のとれた人間形成」に基づき、各学科の専門性を問わず、職業人・社会人として基盤となる素養を重視しているため、まずはこれらを大学全体（機関レベル）の三つの方針として一体的に定めている。

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：D P）】

「学位授与の方針」とは、卒業までにどのような能力や態度を身につければ、卒業を認定し学位を授与するのかという方針を定めたものです。

滋賀文教短期大学は、各学科が定める必要単位を修得し、次の能力を備えていると

認定した学生に学位を授与します。

- ・建学の精神に則り、卒業後も努力・向上し歩んでいける
- ・高い教養と実際に則した専門的な技術・知識を身につけている
- ・豊かな情操をもち、社会に貢献できる

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：C P）】

「教育課程編成・実施の方針」とは、「学位授与の方針」を達成するために、どのようなカリキュラムを編成し、実施していくのかという方針を定めたものです。滋賀文教短期大学は、学生が学位授与の方針に示されている要件を達成できるように、次の方針に基づきカリキュラムを編成します。

- ・社会生活を営むうえで必要となる広い教養を身につけるために、教養科目を設置する
- ・各学科の教育目的・目標に則した専門的な技術・知識を身につけるために、専門科目を設置する
- ・学修に関する基礎的な知識や態度などを身につけるために、初年次教育科目を1年次春学期の必修科目とする

【入学者受け入れの方針（アドミSSION・ポリシー：A P）】

本学は、身につけた専門知識や技術を生かして社会に貢献できる人材を養成することを使命としています。そのために、学科を問わず、建学の精神である「知育・徳育・体育」の鼎立と調和の取れた人間形成を理解し、学訓の「信義・至誠・質実・温和・漸進」に基づいた学修行動を取ることが必要です。本学を志望する方には、これを基礎として、各学科のアドミSSION・ポリシーが示す力や、学修のための意欲・基礎学力・習慣を身につけていることを期待しています。そのような方を広く求めるために多様な入試を設けています。各入試で選考方法は異なりますが、建学の精神や入学者受け入れの方針等との合致性、学力の三要素（（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）を多面的・総合的にはかることを重視し、全ての入試において面接や面談を実施します。

三つの方針は、運営協議会が中心となり全学的に策定及び点検・評価にあたっている。令和3年度は、教育目的・目標や学習成果の大幅な見直し作業を行い、令和4年度に向けた改正を検討している。改正の主な目的は、新しい時代に対応するための学習成果の再定義、学修者本位の分かりやすい内容への改正、査定の観点からの学習成果の整理等であった。検討にあたっては、学長直轄の改革支援部が学科会議等で意見聴取を重ねながら改正案を作成し、運営協議会で検討するといったように、組織的議論を重ねて策定している（備付-182）。

三つの方針を踏まえた教育活動を行うため、教育課程の全授業科目に学習成果が反映されるよう、カリキュラム・マップ（提出-2）を作成し活用している。カリキュラム・マップは、教育課程として学位授与の方針が達成されるよう、各科目において養

成する力を定め、教員がそれに基づき授業を実施するものである。本学では、教育目的、三つの方針、学習成果の相関性を明示しているため、学位授与の方針と学習成果のつながりを意識することができる。したがって教員は、カリキュラム・マップにて自身の担当科目がどの学位授与の方針及び学習成果を担う科目であることを認識し、それに基づく授業を実施している。また、カリキュラム・マップは毎年度教務・カリキュラム委員会（提出-規程集 57）を中心に、全授業科目に学位授与の方針及び学習成果が反映され、全授業科目を通してそれらが達成できることを念頭に点検・作成している。

また、教育課程の全授業科目に学習成果が反映されているか精査するために「教学マネジメント実施に係る実施要領」（備付-57）を策定し、活用している。

三つの方針の学内外への表明については、大学ホームページ、学生便覧により行っている。さらに、建学の精神と学科の教育目的・目標、それらに基づく三つの方針及び学習成果の相関関係を示すため、「教育目標と3つのポリシーの相関図」を作成し、大学ホームページにおいて公表している（提出-9. 10. 14. 15）。加えて、カリキュラム・マップに授業科目名と学位授与の方針との対応関係を記し、これを学生便覧及びシラバスにおいて示している（提出-16）。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

第一に、大学全体としての学習成果が具体的に定められていないことが課題である。建学の精神である「知育・徳育・体育の鼎立と調和のとれた人間形成」に基づいた、学科を問わず本学の学生として身につく力を基礎としたうえで、専門性に基づいた各学科の学習成果が存在するような構造を検討したい。

第二に、令和 3 年度は、教育目的・目標、学習成果、三つの方針の一体的な改正作業にあたったため、令和 4 年度から施行される新たな方針等を、ステークホルダーにいかに周知していくかということが大きな課題である。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

第一に、本学では三つの方針を踏まえた教育活動及び教育の質向上を重点課題に位置づけ、それらを着実に達成するために、令和元年度から学長直轄の改革支援部を設置し、改善に努めている。主に令和元年度は IR 体制の構築、令和 2 年度は教学マネジメント体制の一体的な整備、令和 3 年度は教育目的・目標等の改正にあたり、目的の達成に成果をあげている。

第二に、教育課程の全授業科目に学習成果が反映されるよう、カリキュラム・マップを作成し活用している。カリキュラム・マップは、教育課程として学位授与の方針が達成されるよう、各科目において養成する力を定め、教員がそれに基づき授業を実施するものである。本学では、教育目的、三つの方針、学習成果の相関性を明示しているため、学位授与の方針と学習成果のつながりを意識することができる。したがって教員は、カリキュラム・マップにて自身の担当科目がどの学位授与の方針及び学習成果を担う科目であることを認識し、それに基づく授業を実施している。また、カリキュラム・マップは毎年度教務・カリキュラム委員会を中心に、全授業科目に学位授与

の方針及び学習成果が反映され、全授業科目を通してそれらが達成できることを念頭に点検・作成している。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 2. 令和3年度学生便覧 P12～15

3. 学則第2条

12. 自己点検・自己評価規程

50. 令和元年度教授会議事録

51. 令和2年度教授会議事録

52. 令和3年度教授会議事録

提出資料-規程集

13. 学則

20. 自己点検・自己評価規程

21. 自己点検・自己評価委員会規程

22. ファカルティ・ディベロップメント規程

23. ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

53. 教授会規程

54. 運営協議会規程

備付資料 32. 茨城女子短期大学との相互評価実施に関する協定書

33. 茨城女子短期大学との相互評価に関する記録

50. 令和3年度自己点検・評価報告書【国文学科】

51. 令和3年度自己点検・評価報告書【子ども学科】

52. ウェブサイト「自己点検・評価および相互評価」

53. 長浜北星高等学校からの意見聴取に関する記録

54. 長浜市からの意見聴取に関する記録

58. 滋賀文教短期大学アセスメント・プラン

63. 科目レベルの学修成果の査定結果

72. 令和3年度FD活動関連資料

73. 授業検討票関連資料

75. 委員会・課・室・年間 自己点検評価報告書

76. 職員自己点検・評価表

77. ティーチング・ポートフォリオ

78. ウェブサイト「学修成果と学修実態」

79. ウェブサイト「ティーチング・ポートフォリオ」

182. 運営協議会議事録

183. 国文学科会議議事録

- 184. 子ども学科会議議事録
- 187. 自己点検・自己評価委員会議事録
- 190. FD 委員会議事録
- 219. 令和3年度自己点検・評価中間報告書【国文学科】
- 220. 令和3年度自己点検・評価中間報告書【子ども学科】

〔区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I-C-1 の現状＞

本学では、学則第2条に、「本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めている（提出-3. 規程集-13）。点検・評価を行うにあたっては、「自己点検・自己評価規程」を策定している（提出-12. 規程集 20）。これに基づき、本学の運営面及び教學面における現状認識、教育研究活動の点検・評価の実施を行う組織として、自己点検・評価委員会を置いている。委員会は、学長、副学長、国文学科長、子ども学科長、図書館長、事務局長、総務課長、学務課長、入試広報課長、ALO、湖国カルチャーセンター長、学長が指名する者で構成されている。その職務内容等については、「自己点検・自己評価委員会規程」に明示している（規程集-21）。

点検・評価の体制として自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価委員会は各学科と各部署の点検・評価活動を推進している。同委員会の点検・評価の結果をもって、教職員や各部署が向上・改善を図ると共に、運営協議会が大学として全学の現状を認識し、問題点等の整理にあたり、教育研究活動及び教育課程の編成等における全学的な方針を見定めている（規程集-54）。

定期的な自己点検・評価については、科目レベルでは「授業検討票」を用いて実施している（備付-73）。さらに、各学科会議において、教員間で点検・評価を行っている。教育課程レベルでは、学科で学期ごとの点検・評価を行い、PDCA サイクルを循環させている（備付-183. 184）。学期ごとの各学科の自己点検・評価の結果は、報告書（備付-50. 51. 219. 220）にまとめられ、自己点検・評価委員会にて共有し、全学的な調整を行う仕組みがある（備付-187）。年度末には、運営協議会に報告されている。また、各委員会、各課等においても、年度末に部署ごとの自己点検・評価を行い「委員会・課・室 年間自己点検・評価報告書」（備付-75）を作成しており、その結果は運営協議会と教授会に報告され、全学的な観点から検証する仕組みが整っている（備付-182）。機関レベルでは、年度末に運営協議会が自己点検・評価を行ってい

る。また、年度末の自己点検・評価委員会にて、「内部質保証ルーブリック」を用いた自己点検・評価も実施している。令和3年度は、項目1をレベルⅢ、項目2をレベルⅢ、項目3をレベルⅣ、項目4をレベルⅢと判定し、今後より高いレベルの到達度を目指すことを確認した。

定期的な点検・評価の結果は、自己点検・評価報告書としてまとめ、ホームページを通じて公表している（備付-52）。

自己点検・評価活動に関する全教職員の関与については、当該年度の活動を学科会議において学期ごとに点検・評価していることに加え、前述した通り、各部署においても点検・評価を行っている。これを通して、教員のみならず職員も、所属する組織の諸活動についての点検・評価に関わっており、その結果をもとに改善に努めている。さらに、個人のレベルでは、全専任教員がティーチング・ポートフォリオ（備付-77）に基づき、当該年度の個人目標とその成果について点検・評価を行っている。

事務組織においては、「職員自己点検・評価表」に基づき、年度ごとに点検・評価を行っている。「職員自己点検・評価表」は、内部質保証の観点から、各々の職務を通じて学生の学習成果の獲得に貢献したかどうかを点検している（備付-76）。

また、ティーチング・ポートフォリオはホームページに公表し（備付-79）、「職員自己点検・評価表」は組織内の面談において用いられており、個人の点検・評価の結果は所属する組織で情報共有されている。

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れるため、協定を締結している長浜北星高等学校と、本学の所在地である長浜市から意見を聴取する機会を毎年度設けている（備付-53.54）。聴取した意見は、3つの方針の点検や教育活動を検討する際の参考としている。事例として、令和元年度、長浜北星高等学校校長から子ども学科の入学者受け入れの方針についての問題点が示されたことから学則変更を行っており、外部からの意見を改善に用いている。

また、令和3年度は、「茨城女子短期大学との相互評価実施に関する協定書」を締結している茨城女子短期大学から、本学の内部質保証や学習成果の査定及びコロナ禍における遠隔授業について評価を受け、課題とされた点について、自己点検・評価委員会において改善策を協議した（備付-32.33）。

以上のような自己点検・評価の結果は、学長による当該年度の「教育研究活動の方針」（提出-50～52. 規程集-53）の策定等に資するものとし、大学の改革・改善に活用している。

[区分 基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準 I-C-2 の現状＞

学習成果を、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの3つの段階で多面的に評価するために、「アセスメント・プラン」を定め、教育研究活動の質向上及び改善に取り組んでいる（提出-2. 備付-58.78）。「アセスメント・プラン」に学習成果の獲得を測定する仕組みや、学習成果の獲得を評価・判定する仕組みについて明記し、学習成果の査定を行っている。

科目レベルの学習成果の獲得状況は、科目 GPA、授業アンケートにおいて学生が回答する授業の到達目標に対する達成実感度のデータを基に、ルーブリック分布を用いて毎学期査定している（備付-63）。査定結果に基づき、科目担当教員は、専任・非常勤の別によらず、全ての担当科目についての計画と実際とを振り返り今後に活かすための「授業検討票」（備付-73）を学期末に記入し、授業の質向上につなげている。

教育課程レベルの学習成果の獲得状況は、卒業までに学生が身につけるものと定めている学習成果について、「アセスメント・プラン」に定められた査定材料を用い、多面的に査定している。

機関レベルの学習成果の獲得状況は、科目レベルや教育課程レベルの査定結果、学生懇談会での学生の意見、本学の自己点検・評価報告書を踏まえて、学習成果の獲得状況を査定している。査定結果は、当該年度の教育研究活動及び教育課程の編成における全学的な方針の策定等に活用をしている。その全学的な方針を教職員に示すことで、学生が学習成果をより獲得できるよう教育改善に努めている。

科目レベルと教育課程レベルでの査定に関しては、その手法を FD 委員会が中心となって定期的に点検し、機関レベルではその評価組織である運営協議会が点検を行っている（提出-規程集-22.23.54 備付-72.182.190）。

以上のように、「アセスメント・プラン」に則り、教学企画室教学 IR 系の提出するデータを踏まえて3つのレベルごとに評価組織が査定し、教育改善につなげるという PDCA サイクルを展開させる仕組みを整え、教育の向上・改善を図っている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更等への対応については、変更の通知を総務課が関係部署に連絡し、該当の部署を中心に必要に応じて適切に対応しており、法令を遵守している。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題＞

自己点検・評価活動の実施については、各学科が学科会議を主体として教員間で点検・評価する仕組みとし、その結果を自己点検・評価委員会にて情報共有し、検証している。また、学科以外の各部署でも点検・評価を行っている。全学的に調整が必要な事項については、運営協議会に報告され、全学的な観点から検証する仕組みを整えている。

教育の質保証についても、「アセスメント・プラン」を策定し、教学企画室教学 IR 係を中心に学習成果を測定し評価する仕組みを整えている。このように内部質保証及び教育の質保証に関して、組織や体制の整備を積極的に進めてきた。

しかし、自己点検・評価の結果や学習成果の査定結果を踏まえて活動する点については、点検・評価や学習成果の査定の充実した実施状況に比べると相応なものとなっ

ていない。今後は、自己点検・評価の結果や学習成果の査定結果の活用により注力する必要がある。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項＞

まず、学内で一連の流れが定着している中で自己点検を着実に実施していることが挙げられる。各学科の自己点検・評価は、春学期末の中間点検と年度末の点検と毎年度2回行い、その結果を自己点検・評価報告書にまとめている。春学期末に作成する中間報告書に関しては、これに基づき長浜北星高等学校や長浜市から意見を聴取しており、自己点検・評価を客観性のある取り組みとなるようにしている。また、年度末には、各委員会、各課等が、自己点検・評価報告書を作成し、自己点検・評価委員会がこれらの統括を行っている。翌年の年度当初には、自己点検・評価報告書をホームページに公表している。以上のような自己点検・評価の流れが学内に浸透しており、本学の内部質保証の基盤となっている。

次に、本学のみならず法人組織を活用した内部質保証体制も確立しており、毎年度、法人三校及び法人本部から委嘱された内部監査委員が、内部監査委員会をもって監査を行っている。監査結果は、本学自己点検・評価委員会に報告され、当該年度の自己点検・評価の参考とすると共に、運営協議会等で改善の方策を検討している。

さらに、教育の質保証に関し、教学企画室が中心となり学習成果の査定に資するためのデータ収集・分析を行っており、IR活動を充実させている。データを用いて、学習成果の査定、入試の妥当性の検証、履修体系の点検、IR情報を活用した教育課程編成の検討等幅広く教育活動を点検する他、科目別成績分布状況を作成し、学生の学習成果の一つとなる成績について同一科目群間・教員間で極端な偏りが起きないよう組織的に点検し平準化に努めている。また、学期 GPA 分布表、アセスメントテスト結果、単位習得数、授業外学習時間、標準年限学位授与率等を、学習成果や学習実態として積極的にホームページに公表している。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成28年度から子ども学科にも「基礎力プログラム」を設置し、建学の精神をはじめとした自校教育を実施し、改善を図っている。また、授業以外においても、実習やインターン等の選考基準に建学の精神を反映させることにも取り組んでいる。特に子ども学科の実習に関しては、建学の精神が意図するところの、知識・技能のみに偏らない、使命感や倫理観も備えた人材という観点を念頭に、実習基準を策定したうえで手引きとして作成している。これを基に、学生のみならず保護者にも事前に周知徹底することで、建学の精神に基づく人材養成に努めている。担任面談や子ども学科の実習ガイダンス等で確認している。

前回の第三者評価後の、教育の効果を向上させるための改善の取り組みとして、両学科は「教育目的・目標」、「学習成果」、「教育の質の向上」の三つについて行動計画

を立てた。平成 27 年度から 28 年度にかけての計画であるが、その後もおおむね行動計画で示したサイクルで定期的な点検を行っている。学科の行動計画の「学習成果」と「教育の質の保証」において示されている「達成確認シート」による学生自己点検は、その後見直し、学習成果と学位授与の方針および各授業科目の到達目標を結び付け、学生による授業アンケートにおいて到達度を自己評価する形式へと改善した。なお、現在は大学が「アセスメント・プラン」を定め、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルといった 3 つのレベルに亘る学習成果の査定を行い、教育改善を図っている。また、「教育の質の向上」の行動計画に示されている担任による学生面談は、現在も定期的実施されており、学習時間の聴取や学習・就職等の指導・支援を行っている。

自己点検・評価活動等の実施体制を確立するための行動計画として、平成 28 年度のスケジュールを示し、PDCA サイクルを繰り返して自己点検・評価活動を行っている。現在は、委員会のみならず、学長、各学科、各課、各室、図書館、各センター、法人本部が、「滋賀文教短期大学 自己点検・評価に関する申し合わせ」に定められた評価基準や実施方法によって、点検・評価を年度ごとに実施し、報告書の作成を行っている。学科の自己点検・評価の結果は、同委員会にて報告・検証が行われ、学科以外の各部署の点検・評価の結果は、年度末の運営協議会にて報告され、教育研究活動や実施体制等の、機関レベルの点検・評価の根拠としている。このように、前回の認証評価の際には、教育の質の向上のための方法として PDCA サイクルをしっかりと意識し、それを用いて施策を行う体制が不十分であったが、その後、「アセスメント・プラン」や「教学マネジメントに係る実施要領」を定め、全学的に自己点検・評価活動を行う体制を整えた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神の確立についての一点目の課題である、建学の精神と 3 つの方針の体系的なつながりを示すことについては、既存の 3 つ方針の相関図に、建学の精神を加え、分かりやすく図示することで改善する。

二点目の課題である、建学の精神という言葉そのものの説明については、学長式辞やホームページでの表明時に解説を入れることや、「基礎力プログラムⅠ」の自校教育において更に詳細な授業を行うことで改善する。

高等教育機関としての地域・社会貢献について一点目の課題である、正課の教育研究活動と地域・社会貢献のバランスについては、全学で議論し共通理解を図ることで改善する。本学が有する限られた資源をもって、教育研究活動と地域・社会貢献を両立することは困難であり、定員充足等の学内の諸課題にも対処しなければならない。したがって、学生の学習成果の獲得に効果がありながら、地域・社会への貢献になるような効果的・効率的な観点を念頭に置きたい。

二点目の課題である、地域の様々な団体との定期的な交流については、既存の連携協定に基づく協議会等に加え、学長による代表者同士の交流も推進することで改善する。地域の高等教育機関として地域貢献・社会貢献の責務を果たすためには、日常的な意見交換により、地域課題を把握することは重要である。また、本学の教育研究の

周知や、学習成果獲得のための連携等についても成果が期待できる。これらのことから、協定先に限らず、地域のあらゆるステークホルダーとの対話を重視していく。

教育の効果についての課題である、令和4年度施行の新たな教育目的・目標、学習成果、三つの方針を、ステークホルダーに周知することについては、学生に対しては、上記建学の精神の確立の改善計画と同様の方策をもって改善する。教職員に対しては、研修を行うことで理解を深める。地域やその他のステークホルダーに対しては、引き続きホームページにより表明していく。

内部質保証の課題である自己点検・評価の結果や学習成果の査定結果の活用については、「アセスメント・プラン」に基づいた着実な教育改善に取り組むと共に、活用の在り方について運営協議会で検討していく。また、全教職員に向けては、引き続き客観的なデータや根拠に基づいた教育の実施及び教育改善に取り組むように徹底していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

＜根拠資料＞

- 提出資料 2. 令和3年度学生便覧 p.8～11 p.140～147
 3. 滋賀文教短期大学学則 第27～30条 別表第5（第4条関係）
 4. 令和3年度入学者用大学案内 p.38
 6. 令和3年度入学者用学生募集要項 p.1 p.13
 8. ウェブサイト「教育目標・教育方針」
 9. ウェブサイト「令和3年度国文学科の教育目的・目標3つのポリシー」
 10. ウェブサイト「令和3年度子ども学科の教育目的・目標3つのポリシー」
 11. ウェブサイト「学修成果と学修実態」
 13. ウェブサイト「卒業の認定にあたっての基準」
 14. 教育目標と3つのポリシーの相関図【滋賀文教短期大学 国文学科】
 15. 教育目標と3つのポリシーの相関図【滋賀文教短期大学 子ども学科】
 16. 令和3年度シラバス
 18. ウェブサイト「学納金、その他徴収する費用、奨学金」
 52. 令和3年度教授会議事録(写し)

提出資料-規程集

13. 学則
 21. 自己点検・自己評価委員会規程
 23. ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
 24. 入学試験出願規程
 25. 入学者選抜委員会規程
 26. 入学者選抜実施細則
 27. 入学者選抜実施要項
 29. 履修規程
 30. 学位規程
 53. 教授会規則
 54. 運営協議会規程
 57. 教務・カリキュラム委員会規程
 96. キャリア支援委員会規程

- 備付資料 53. 長浜北星高等学校からの意見聴取に関する記録
 54. 長浜市からの意見聴取に関する記録
 58. 滋賀文教短期大学アセスメント・プラン
 59. 滋賀文教短期大学教学マネジメント改革全体像
 60. 令和3年度シラバス作成要項
 62. 令和3年度成績評価ガイドライン

- 63. 科目レベルの学修成果の査定結果
- 69. アセスメントテスト(PROG)結果
- 70. アセスメント・プランに掲載している IR 活動
- 71. SD 研修会「教職員対象 PROG テスト解説会」関連資料
- 72. 令和 3 年度 FD 活動関連資料
- 80. 令和 3 年度春学期授業評価アンケート結果
- 81. 令和 3 年度秋学期授業評価アンケート結果
- 82. ウェブサイト「学生による授業アンケート」
- 93. 卒業生に関する就業状況調査結果
- 94. ウェブサイト「卒業後アンケート調査」(2. 本学卒業生就職先事業所対象「就業状況調査」)
- 95. 卒業後のアンケート集計結果
- 96. ウェブサイト「卒業後アンケート調査」(1. 本学卒業生対象「卒業後のアンケート」)
- 115. ウェブサイト「卒業後の進路状況」
- 147. 令和 3 年度委員会構成
- 150. 令和 3 年度事務分掌表
- 182. 運営協議会議事録
- 186. 教務・カリキュラム委員会議事録
- 187. 自己点検・自己評価委員会議事録
- 190. FD 委員会議事録
- 201. 入学者選抜委員会議事録
- 204. キャリア支援委員会議事録

〔区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

学科ごとの学位授与の方針は、下記のとおり学修成果に対応している。（提出-2. 8～10）

＜国文学科＞

日本文学コース

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）】

DP1 日本文学・文化及び日本語についての専門的な知識と理解力を身につけている

- DP2 適切な日本語の表現力を身につけ、自らの考えや意見を的確に表現することができる
- DP3 学びの中から課題を見つけ出し、自ら解決に導くために主体的に取り組むことができる
- DP4 身につけた幅広い知識や教養及び発信力をもとに、自立した社会人としての責任を自覚し、社会に参画できる

【学修成果】

- 学1 日本文学・文化及び日本語に関する知識
- 学2 考えや意見を発信できる力
- 学3 状況を把握できる基礎的な力
- 学4 課題を解決するための基礎的な力
- 学5 他者と協働するための基礎的な力
- 学6 自ら学び続ける意欲や態度

＜子ども学科＞

保育士養成コース

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）】

- DP1 保育・幼児教育に関わる専門的な知識・技能と実践力を身につけることができる
- DP2 一人一人の子どもの発達や特性を理解し、共感できる力を身につけることができる
- DP3 保育への使命感と倫理観をもち、豊かな人間性や社会性、コミュニケーション能力を身につけることができる
- DP4 生涯学び続け、主体的に行動することができる汎用的能力を身につけることができる

【学修成果】

- 学1 保育・幼児教育に関する知識・技能
- 学2 保育・幼児教育に関する使命感や倫理観
- 学3 状況を把握できる基礎的な力
- 学4 課題を解決するための基礎的な力
- 学5 他者と協働するための基礎的な力
- 学6 自ら学び続ける意欲や態度

＜子ども学科＞

小学校教諭養成コース

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）】

- DP1 教員としての基礎的・基本的な学力と専門的な知識・技能修得に向けて学び続ける実践力を身につけることができる

- DP2 子どもや子どもを取り巻く状況を理解し、教育的愛情を持って子どもに接していこうとする態度を身につけることができる
- DP3 教育への使命感と倫理観をもち、感性を磨き豊かな人間性や社会性、コミュニケーション能力を身につけることができる
- DP4 主体的に学び続け、他者と共に協働して課題解決に取り組んでいこうとする能力を身につけることができる

【学修成果】

- 学1 小学校教育に関する知識・技能
- 学2 小学校教育に関する使命感や倫理観
- 学3 状況を把握できる基礎的な力
- 学4 課題を解決するための基礎的な力
- 学5 他者と協働するための基礎的な力
- 学6 自ら学び続ける意欲や態度

このように、両学科とも学位授与の方針は学習成果に対応している。卒業の要件については、全学的な学位授与の方針にて「滋賀文教短期大学は、各学科が定める必要単位を修得し、次の能力を備えていると認定した学生に学位を授与します。建学の精神に則り、卒業後も努力・向上し歩んでいける。高い教養と実際に則した専門的な技術・知識を身につけている。豊かな情操をもち、社会に貢献できる。」とし、これに基づき各学科の学位授与の方針及び学習成果について定めることで示している。成績評価の基準については、各科目が学位授与の方針に基づいた到達目標を設定し、それに基づいた成績評価の基準と方法を設定している。学則第29条の規定に基づき、本学において授与される学位については、学位規程に定めている。資格取得の要件については、学則第30条に定めている(提出-3.規程集-13.30)。

学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。国文学科の学位授与の方針は、「本学の教育課程で身につけた幅広い知識と教養をもって社会で自立できる人材を養成する」という教育目的に基づいた、社会で就業し自立できることを目指しているものである。これらの方針を達成し学習成果を獲得した学生は、毎年度各所に就職しており、国文学科全体として高い就職率を維持している。また、「就職先への就業状況調査」においても、卒業生が就職先で活躍していることが読み取れることから、学位授与の方針は社会的に通用性があるといえる(備付-93.94)。

子ども学科においては、「幅広い知見と豊かな教養を備え、子どもに関わる専門的な知識・技能と実践力を修得し、向上心や探求心をもって保育・教育の分野に幅広く携わることのできる人材の育成」を教育目的としている。これに基づき、各コースにおいて学位授与の方針を定めている。子ども学科においても毎年度就職率が高く、「就業状況調査」では、保育者、教育者として活躍していることが読み取れることから、学位授与の方針は社会的に通用性があるといえる。

学位授与の方針は、ホームページを通して国際的に発信している。また、「教学マネジメントに係る実施要領」の下で学位授与の質を担保していることから国際的に通用性がある

学位授与の方針については、運営協議会を中心に定期的な検証を行っている。本学の自己点検・評価に関し外部から意見を聴取する際に、学位授与の方針についても長浜市から毎年意見を聴取している（備付-54）。

〔区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

学位授与の方針に基づき、教育課程編成・実施の方針を下記の通り策定している。教育課程編成・実施の方針と学位授与の方針との対応は、「教育目標と3つのポリシーの相関図」に示している（提出-8.9.10.14.15）。

<国文学科>

日本文学コース

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）】

- CP1 1年次においては、基礎的な知識を修得することに重点を置いた科目を設置する
- CP2 2年次においては、専門的な知見と実践力を養うことに重点を置いた科目を設置する
- CP3 社会で必要とされる、課題発見・解決力、コミュニケーション力、主体性、協調性を育成するための必修科目を設置する
- CP4 現代社会に広く貢献できる人材を育成するため図書館司書資格に関する科目を設置する

<子ども学科>

保育士養成コース

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）】

- CP1 保育・幼児教育に関わる専門的な知識・技能と実践力を身につけるための科目を設置する
- CP2 子どもの発達や特性の理解を深めるための科目を設置する
- CP3 子どもに共感できる力や関わることのできる力を育むための科目を設置する
- CP4 保育・幼児教育の目的と意義を理解し、社会的使命感・倫理観を涵養するための科目を設置する
- CP5 コミュニケーション能力を涵養するための科目を設置する
- CP6 地域と連携した体験等を取り入れ、学び続けることのできる力や主体性、課題解決力を涵養するための科目を設置する

小学校教諭養成コース

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）】

- CP1 学習指導要領に示された目標や内容を理解し、授業を行う実践力を身につけるための科目を設置する
- CP2 子どもの心身の発達や学習の過程について、心理的・発達的な特性を踏まえた指導の基礎となる科目を設置する
- CP3 子どもの教育的課題を適切に捉え、支援することのできる力を育むための科目を設置する
- CP4 小学校教育の目的と意義を理解し、社会的使命感・倫理観を涵養するための科目を設置する
- CP5 主体的・対話的な深い学びをとおして、コミュニケーション能力を涵養するための科目を設置する
- CP6 実習を核とし地域と連携した体験などを取り入れ、他者と協働して課題解決に取り組む力を身につけるための科目を設置する

この教育課程は、短期大学設置基準第5条に則り、教育上の目的を達成するため体系的に教育課程を編成し、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮している。また、短期大学設置基準第6条に則り、各授業科目を「必修科目」、「選択科目」に分け、各年次に配当するよう体系的に編成している。

本学では、教育課程編成・実施の方針において、各学科の特性に応じた専門の知識、技能の修得に加え、社会で必要とされる、課題発見・解決力、コミュニケーション能力、主体性、協調性、社会的使命感・倫理観の養成に関することを明示しており、この方針に基づき、教育課程を編成している。各科目はカリキュラム・マップ（提出-2）に示している通り、学習成果及び学位授与の方針に対応している。

本学では、単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、CAP制を設け、年間において履修できる単位数の上限を定めることで、履修登録

した科目に対する事前事後も含めた学習時間を確保できるよう配慮している（提出-規程集 29）。

教員は、短期大学設置基準第 11 条の 2 に則り、成績評価基準をあらかじめ明示し、適切に学習成果の獲得を判定している。

成績評価基準においては、教員間で差が出ることなく、本学として同じ枠組みの基準で評価できるよう、基準や遵守事項等を「成績評価ガイドライン」（備付-62）に定めている。教員は、授業内容と当該ガイドラインに基づき設定した成績評価基準等をシラバスに明示し、シラバスに準拠した授業及び評価を実施している。評価は、滋賀文教短期大学学則第 26 条及び滋賀文教短期大学履修規程第 15 条に基づき、S（秀）（成績評価基準：100～90 点）、A（優）（成績評価基準：89～80 点）、B（良）（成績評価基準：79～70 点）、C（可）（成績評価基準：69～60 点）、D（不可）（成績評価基準：59 点以下）、の 5 段階評価で実施し、C 以上を合格として所定の単位を認定し、D を不合格としている。

シラバスは、全学統一の様式で作成している。シラバスの作成に際しては前述の通り、「シラバス作成要項」（備付-60）及び「成績評価ガイドライン」を設けている。

シラバスは、授業科目名、担当者名、単位数、年次・開講期、授業形態、授業概要、到達目標、内容、授業計画、授業外学習（準備学習（予習・復習）・必要時間、準備学習の内容）、学位授与の方針との対応、成績評価の方法・基準、教科書、参考書等で構成されている（提出-16）。作成されたシラバスは、第三者チェックを実施している。第三者チェックは、教務・カリキュラム委員会より指名された者が担当しており、全科目に対して、チェック・修正を行う体制を整え実施している。

また、「シラバス作成要項」、「成績評価ガイドライン」は教務・カリキュラム委員会及び学務課が中心となって、毎年度見直しを行っている。シラバス作成についての FD 研修も教務・カリキュラム委員会（提出-規程集 57）及び学務課が中心となり実施をしている（備付-72）。

令和 3 年度は、コロナ禍により、対面授業から遠隔授業へ変更が発生したが、その都度学生に速やかに説明を行った。また、「授業評価アンケート」において、授業がシラバスに沿った内容となっているか確認をしている（備付-80～82）。

本学は、通信による教育を行う学科・専攻課程を設置していない。

教育課程の定期的な見直しについては、年度始めに、「教育課程編成にかかる全学的な方針」が出され、学習成果の査定の結果を活用して検証している。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学の教養科目は、次の内容で設置し、実施と点検を繰り返す体制を確立している。第一に、専門的な学習成果を身につけるために、学習の基礎や方法を専門科目と並行して履修するための科目を開講している。第二に、建学の精神や学科の教育目的が示す人材となるべく、身につけるべき教養や人間性を涵養するための科目を開講している。第三に、「社会生活を営むうえで必要となる広い教養を身につけるために、教養科目を設置する」という教育課程編成・実施の方針に基づき、学位授与の方針で示している汎用的な力を身につける科目を開講している（提出-2）。

教養教育と専門教育とは、教養教育が専門教育の導入としての役割を担っている点及び専門教育と教養教育が両輪となって機能する点において、関連が明確である。

両学科で開講されている教養科目「基礎力プログラムⅠ～Ⅳ」（提出-16）は、2年間を通して行われている。この科目は、学習に関する基礎的な知識や態度を身につける初年次教育を担っているとともに、社会で活躍できる人材になることを目的とし、地域の課題解決に関する内容としている。この課題解決型学習は、国文学科では、日本語力、思考力、表現力等を養う専門教育と関連させ、また子ども学科では、保育・教育に関する専門教育と関連させて、それぞれ実施している。

教養教育の効果は「アセスメント・プラン」（備付-58）に基づき測定・評価し、改善に努めている。教養科目の授業担当者は、授業アンケート（備付-80～82）や成績評価結果に基づき、科目レベルの査定（提出-11、備付-63）を行い、改善に努めている。また、それらの結果と、PROGや課程レベルの学習成果の査定に基づき、教務・カリキュラム委員会（提出-規程集 57）が、教養科目の編成やカリキュラム・マップ（提出-2）の策定等にて改善に努めている（備付-186）。さらに、令和3年度は、自己点検・評価委員会（提出-規程集 21）で、各教養科目についてカリキュラム・マップ、履修人数、授業アンケートにおける学生の到達実感度、科目 GPA を横断的に参照し、教育課程全体での教養教育の効果を確認した（備付-187）。カリキュラム・マップは、学位授与の方針と紐づいているため、教養科目について学位授与の方針ごとの学習成果の獲得状況を確認し、教育改善に役立てようとしている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

職業への接続を図る職業教育については、専門教育と教養教育が体系的に関わりながら実施する体制を整えている（提出-2）。

国文学科においては、教育目的である「社会で自立できる人材の養成」が示す通り、専門教育を通して身につける学習成果は、日本語力、表現力、思考力等、社会で就業し自立するために必要な能力の育成と結びついている。一例として、専門科目

「文章表現」では、社会で必要とされる文章表現能力を身につけるための、また、司書の資格に関する専門科目では、図書を扱う職業に従事するために必要な知識や技能を身につけるための教育が行われている。

子ども学科においても、教育目的である「保育・教育の分野に広く携わることのできる人材」が示す通り、専門教育を通して身につける学習成果は、保育・教育現場で就業するために必要な能力を育成するものである。編成する科目は、免許・資格取得の要件と一致していることから、就業に必須の能力であり、それらを通して身につける汎用的な力は実際生活においても必要な力であると言える。一例として、専門科目「教職実践演習(幼・小)」及び「保育実践演習」では、実習の経験を保育士や教員という職業の理解へとつなげている。

このように、教養科目と専門科目は、職業への接続及び職業又は实际生活に必要な力を養成するものとなっている。

職業教育の効果については、卒業生を対象とした「卒業生に関するアンケート」と「就職先への就業状況調査」(備付-93～96)を基に測定・評価し、授業やカリキュラムの改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

入学者受け入れの方針については、建学の精神「知育、徳育、体育」の鼎立と調和の取れた人間形成を理解し、学訓の「信義・至誠・質実・温和・漸進」に基づいた学修行動を取ることが必要であり、本学を志望する者には、これを基礎として、各学科の入学者受入れの方針が示す力や、学習のための意欲・基礎学力・習慣を身につけていることを期待している。そのような意欲・基礎学力・習慣をもった入学者を選抜するために、学科ごとに「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」を以下の通り策定しており、身につけている事が求められる能力や態度について公表し、それらの力を身につけている者を広く求めるために多様な入試を設けている。

学科ごとの入学者受入れの方針は、下記のとおり学習成果に対応している(提出-2.8～10)。

<国文学科>

日本文学コース

【入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）】

- AP1 日本語の基礎的な知識を身につけている人
- AP2 自らの考えを表現する基礎的な力を身につけている人
- AP3 日本文学・文化及び日本語に関心を持っている人
- AP4 幅広い知識や教養を身につけたい人
- AP5 課題を見つけ、自ら課題を解決する力を身につけたい人
- AP6 本学で得た知識や教養を生かして自立した社会人になりたい人

【学修成果】

- 学1 日本文学・文化及び日本語に関する知識
- 学2 考えや意見を発信できる力
- 学3 状況を把握できる基礎的な力
- 学4 課題を解決するための基礎的な力
- 学5 他者と協働するための基礎的な力
- 学6 自ら学び続ける意欲や態度

<子ども学科>

保育士養成コース

【入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）】

- AP1 保育・幼児教育の学びに意欲と関心を持つ人
- AP2 子どもや他者に対する愛情を持つ人
- AP3 倫理観や基本的・社会的な生活習慣を持つ人
- AP4 コミュニケーション力を持つ人
- AP5 保育・幼児教育の分野で積極的に社会貢献しようとする意欲を持つ人
- AP6 保育・幼児教育を学ぶための基礎的な力を身につけている人

【学修成果】

- 学1 保育・幼児教育に関する知識・技能
- 学2 保育・幼児教育に関する使命感や倫理観
- 学3 状況を把握できる基礎的な力
- 学4 課題を解決するための基礎的な力
- 学5 他者と協働するための基礎的な力
- 学6 自ら学び続ける意欲や態度

小学校教諭養成コース

【入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）】

- AP1 小学校教育の学びに意欲と関心を持つ人
- AP2 子どもや他者に対する愛情を持つ人

- AP3 倫理観や基本的・社会的な生活習慣を持つ人
- AP4 コミュニケーション力を持つ人
- AP5 教育の分野で積極的に社会貢献しようとする意欲を持つ人
- AP6 小学校教育を学ぶための基礎的な力を身につけている人

【学修成果】

- 学1 小学校教育に関する知識・技能
- 学2 小学校教育に関する使命感や倫理観
- 学3 状況を把握できる基礎的な力
- 学4 課題を解決するための基礎的な力
- 学5 他者と協働するための基礎的な力
- 学6 自ら学び続ける意欲や態度

入学者受入れの方針は、大学案内、学生募集要項、大学ホームページ、学生便覧に掲載し、受験生、在学生、教職員及び社会に対し広く公表している（提出-2.4.6 8～10）。また、入試説明会や高校内ガイダンス、オープンキャンパスで説明している。

学科の入学者の受け入れの方針で具体的に、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。入学前に学習しておくことが期待される内容は、オープンキャンパス等において本学の教育内容等を説明する際に示している。入学前プログラムを通した学習成果の把握、評価を行う方策については PROG テストの結果（備付-69.71）等を用いて査定し（備付-70）、その査定結果にもとづいて、入学前教育の改善・充実を図っている。

本学の入学者受け入れの方針に、建学の精神や入学者受け入れの方針等との合致性、学力の三要素（（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）を多面的・総合的にはかること、すべての入試において面接または面談を取り入れることを明示し（提出-3. 規程集-13）適正にはかるよう努めている。

特に、文部科学省「令和3年度大学入学者選抜実施要項」に基づき、入試区分を総合型選抜（面談型、プレゼン型）、学校推薦型選抜（指定校型、一般公募型）、一般選抜に名称変更するとともに、各入試実施時期の変更を行った（提出-規程集 24）。入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応しており、高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している（提出-規程集 25～27）。

選考基準については、前述の文部科学省の方針等も踏まえ、入学者選抜委員会において毎年見直し・検討を行っている。また、各入学者選抜にあたって、それぞれの入学者選抜ごとに、実施要項を策定し選抜の執行手順等を教職員が共有し、実施要項に沿った選抜運営によって入学者選抜の公平性を確保している。また、学長を責任者とし、全学体制で、厳正かつ慎重に実施し、入学者選抜委員会での審議・承認を経て学長が決定し、合格発表を行っている（提出-規程集 25 備付-201）。

授業料、その他入学に必要な経費については、令和3年度学生募集要項に記載しているほか、ホームページ等で広く公表している（提出-6.18）。

事務局に入試広報課を置き、入試・入学に関する業務を行う体制を整備している。入試広報課長及び教員1名をアドミッション・オフィサーとして置いている（備付-147）。

入試広報課では、受験生からの入試に関する問い合わせへの対応をはじめ、入試広報に係る業務、具体的にはオープンキャンパス、学校見学会、進学相談会、進学説明会、学内全教職員向けの広報に関する研修の企画等、適切に対応している（備付-150）。

入学者受入れの方針について、地域社会からの意見を参考にするため、例年、長浜市との包括連携協議会において報告を行っている（備付-54）。また、本学所在地の近隣高等学校である長浜北星高等学校に入学者受け入れの方針について報告を行い、意見を聴取し点検している（備付-53）。

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

本学の学習成果は、建学の精神に基づきながら、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において学士課程共通の学習成果として示されている、知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、統合的な学習経験と創造的思考力を指針に明確に設定されている。

学習成果は、建学の精神に基づく人材及び各学科の教育目的である「社会で自立できる人材（国文）」及び「社会に貢献できる人材（子ども）」と為るべく定められた力である。

国文学科においては一般企業を中心とした広く社会で就業できる力を想定しており、文学を通して身につけられるリテラシー等の学習成果は、社会がどのように変化しようとも普遍的であり、様々な変化に柔軟に対応できる力である。

子ども学科においては保育・教育現場で就業できる力を想定しており、専門職として必要となる学習成果は、児童の成長と保護者の多様な働き方を支えることができる力である。これらのことから、学習成果には具体性がある。

また、各学科、コースごとに「教育目標と3つのポリシーの相関図」を策定し、教育目標及び三つの方針と学習成果の相関性を示し、より学習成果に具体性を持たせている（提出-9.10.14.15）。

例年、学科及び教務・カリキュラム委員会で教育課程の検討を行っている。毎年度、設置授業科目、必修・選択の種類及び修得単位数等を点検している。事前事後の学習時間を確保し学習成果を一定期間内で獲得できるようにCAP制を定めている。

(提出-規程集 29)。

学習成果の測定については、「アセスメント・プラン」(備付-58)に則り、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルにおいて学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。また、「アセスメント・プラン」に達成が望まれる水準を定めており、これに基づき、年度末に教学企画室教学 IR 係が学習成果ごとの達成度を評価・判定し、運営協議会で報告している(備付-182)。

これらの測定結果、評価・判定した結果は、授業や学生指導の質向上のために役立てられている。学内の教学マネジメントの全体像は、PDCA サイクルの循環として

「滋賀文教短期大学 教学マネジメント改革 全体像」(備付-59)にまとめ、「アセスメント・プラン」と併せてホームページに公表している。教学マネジメントの全体像に沿って、学内の教育改革を推し進めている(提出-11)。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学では、学生の成績評価方法として、GPA 制度を採用している。GPA については、セメスター毎に算出し、GPA 分布をはじめ、高等教育の修学支援新制度(授業料減免・給付型奨学金)等に活用している。特に、後者に関しては、学期 GPA が下位 1/4 または GPA2.0 未満の場合には無償化支援対象外の学生も含めて、本学履修規程に従い警告や退学勧告を行う(提出-規程集 29)。また、本制度如何にかかわらず、GPA が著しく低く単位の修得状況が思わしくない場合は、担任が学生と面談し、適切な履修計画、授業への取り組み方等学習上の指導や学生生活上の指導を行っている。また、「学期 GPA 分布表」、「科目別成績分布状況」、「単位修得状況」、「学位授与率」、「資格取得状況」、「授業外学習時間」、「アセスメントテスト結果」を本学の学習実態として改革支援部教学企画室及び学務課において情報を収集活用し、ホームページで公表している(提出-11)。また、「アセスメント・プラン」に則り学習成果の査定を実施するために、特に教育課程レベルにおいて、「専門科目 GPA」、「教養科目 GPA」、「基礎力プログラム GPA」をそれぞれ算出し活用している。加えて「漢字検定 2 級及び準 2 級以上取得率」、「実習評価」等も同様に活用している。

また学生の学習データを活用して学習成果の獲得状況を査定するだけでなく、学生自身が自己評価をする機会も設けている。学生は 1 年次修了時点で学習成果の獲得状況について自己点検を行い、2 年次での改善方法を考えている。2 年次秋学期の学生には、成長実感を調査している。

また、学習成果の獲得状況や学習実態の公表も近年強化している。資格取得率、標準年限学位授与率に加え、科目別成績分布状況、学期 GPA 分布表を公表している。さらに、令和 2 年度末より、授業外学習時間、単位修得状況、アセスメントテスト結果を新たにホームページにて公表している。

キャリア支援に係る調査である、「就職先への就業状況調査」及び「卒業後のアンケート」は前年度卒業生を対象に実施し、毎年度の結果の概要をホームページにて公表している（備付-94.96）。「就職先への就業状況調査」は、卒業生が入社後半年を経過した頃に就業先にアンケートを依頼しているもので、在職状況、基礎力や知識技能の評価のほか、自由記述欄を設けてご意見をいただくものである。「卒業後のアンケート」は、卒業生自身に卒業後半年経過した頃にアンケートを依頼しているもので、在学中に役に立ったキャリア支援、入職前と現在の就職先に対する満足度についてアンケートを行い、本学の教育内容に対する意見も受け付けている。これらの結果は、学内の教授会で専任教職員に対し共有され、教育改善に役立てられている。

同様にキャリア支援に係るデータである就職率、卒業者数、就職希望者数、就職者数、進学者数をホームページで公表している（備付-115）。就職後半年以内の離職状況も公表している。これらの数値も教授会で共有し、在学生のキャリア支援に役立てている。以上の通り、学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

卒業生を対象とした「卒業後のアンケート」を卒業後半年経過した時点で実施している（備付-95.96）。併せて、「就職先への就業状況調査」を同時期に卒業生の就業先に実施し卒業生の進路先からの評価を聴取している（備付-93.94）。また、アンケート以外で教員が保育・教育実習等で園に訪問する際、就業状況を把握している。また、各園との懇話会・就職説明会等では、卒業生の就業状況の聞き取りを行っている。

「就職先への就業状況調査」は、卒業生について評価や感想をもとに、今後の本学のキャリア支援や教育内容の改善等に役立てること及び職業安定法に基づいて調査することを目的に実施している。令和 3 年度については、発送数及び回答数は、両学科において発送 42 に対し返送は 35 で返送率は 83.3%と信憑性の高い情報を得ることができた。本調査結果についてはキャリア支援委員会（提出-規程集 96. 備付-204）及び教授会（提出-規程集 53. 提出-52）において集計結果を周知し、特に自由記述欄の詳細は個人情報に留意したうえで各学科に提供し、授業や学生支援に生かしている。また、本調査結果は教育課程レベルの学習成果の査定材料とされている（備付-58）。教育課程レベルの査定については、前年度の卒業学年について、卒業後半年経過した時点で実施した就業状況調査のデータをもって査定材料となる全てが収集される。2 年間の教育課程での学習成果の獲得状況について、年度末までに FD 委員会

(提出-規程集 23. 備付-190)において査定し、教授会で報告されている。査定結果の活用は、主に、教育課程の編成、カリキュラム・マップの検討、担任面談等の学習支援、学生支援や課外事業等の計画、授業科目「基礎力プログラム」のシラバス検討、FD（授業内容や授業方法等の研修）及びSD（大学運営等の研修）の計画立案に活用をしている。

学外に対しては、職業安定法に基づき、10月に本学ホームページ上で「卒業後の進路状況（※離職率含む）」を公表している（備付-115）。また、卒業生に関する就業状況調査結果については、年度内に本学ホームページ上で公開している。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

第一に、三つの方針及び学習成果の見直しが課題である。まずは、令和2年1月に中教審から示された、「教学マネジメント指針」を参考にした高等教育改革の実現すべき方向性に沿った方針に改善しなければならない。

更には、学習成果をより獲得し易くするため、教育目標及び三つの方針の整理や相関関係の再構築が必要である。学修者本位の教育という観点において、学生が学習成果をより獲得し易くすると共に、学習成果そのものの効果を高めるために検討したい。

第二に、国文学科においては、令和4年度の大規模な教育課程改編に際し、新たな教育課程を着実に実施するとともに、教育内容と実施体制の点検及び学習成果の査定等質保証の取り組みを行っていくことが課題である。

第三に、子ども学科においては、経営改善計画に基づいた差別化戦略として「体験」を重視した教育を目指しているため、三つの方針に基づいた教育を前提としながら、教養教育と専門教育との関係や、職業教育の実施の観点等を入れ、教育課程や教育内容を改善していくことが課題である。

第四に、同じく子ども学科においては、教職課程や指定保育士養成施設としてのカリキュラム編成に遺漏なく対応しているものの、科目の増加により学生への学習時間の確保や時間割編成等に苦慮している。このように子ども学科の教育課程の大半が免許・資格に関する科目で占められているなかで、いかにして前述にある差別化を図っていくかということが大きな課題である。

第五に、「with コロナ」の中で教育課程を実施していくことが課題である。汎用的な力や、司書や保育士・教員に必要な専門的な技能等は、他者との学び合いや体験の中で身に付けることが望ましい学習成果といえる。感染防止対策を取りつつ、教育の質保証及び機会確保に努めなければならない。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

第一に、令和2年12月に、本学の教学マネジメント体制をまとめた「教学マネジメントに係る実施要領」を策定しており、大学全体で学修者本位の教育の実現を目指すための方策や全体像を示している。そのうえで、令和3年度は、教学マネジメントの確立にあたって最も重要なものである三つの方針の改正を検討し、更にはそれと一体的に関連する教育目的・目標及び学習成果も同時に検討することとした。

検討にあたっては、教学企画室が建学の精神、教育理念、学園の経営改善計画に示された「8つの取り組み目標」及び「既存の三つの方針」といった本学の指針になるものに加え、中教審による「教学マネジメントの指針」、「三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」及び「学士課程教育の構築に向けて」を参考に案を策定し、運営協議会で審議を重ねた。

第二に、国文学科において、令和4年度に向けた教育課程改編に取り組んだ。学習成果の獲得を更に向上するために、認定絵本士資格課程及び実践キャリア実務士課程を活用しながら、建学の精神が示す「調和のとれた人材」且つ教育目的が示す「社会で自立できる力」を養成できる教育課程を目指している。認定絵本士資格は、絵本についての幅広く深い「知識」、読み聞かせだけでなく、絵本を探す、紹介するといった「技能」、絵本の世界を豊かに伝える「感性」の3つの力を身に付けることができる資格である。実践キャリア実務士は、自らキャリアを切り開いていける力を身に付けることができる資格である。これらにより、司書資格の他、学生の選択肢が増え学習成果の向上に資することができる。

第三に、子ども学科の課題である差別化を実現するため、令和3年度、本学の有する教育資源等を鑑み、「体験」をキーワードにした新たな差別化及びブランディング構想を検討した。目に見える形で「体験活動を活用できる保育者・教育者」という付加価値を創出し、それを「リアルな体験」によって身に付けるという計画であり、教育課程と課外活動が連携し体系的なプログラム構築を目指している。体験活動を活用できる保育者・教育者の素養として、理論、指導法、技能、環境倫理、リスクマネジメント等を設定し、それらの実践先を地域連携により確保することで、リアルな体験による修得を目指すものである。その一環としてまずは令和3年度に、自然を利用する全ての人が環境に対する責任をもち自然を楽しく利用するための、世界基準の環境倫理プログラム「Leave No Trace（リーブノートレース）」の日本の大学初の登録団体となった。これにより本学は Leave No Trace アウェアネスワークショップを開催することが可能となり、受講した学生には、修了証を発行することができる。21世紀を生きる社会人として大切な素養である、環境に対する責任や行動するための基礎的な知識・技術を身につけることが可能となる共に、保育士、幼稚園・小学校教諭等の児童と関わることになる職業を目指す学生にとって、環境に対する配慮の気持ちを次世代に伝え、広げていくためにも有益な付加価値となることを期待している。その他、令和4年度以降の実現を目指し、体験活動の理論や指導法等を学ぶためにキャンピンストラクター資格の課程認定団体への登録、体験活動を指導するにあたってのリスクマネジメントとなる小児救急法講習「MFA チャイルドケアプラス」のトレーニングセンターへの申請準備等に取り組んでいる。

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

＜根拠資料＞

提出資料 2. 令和3年度学生便覧

6. 令和3年度入学者用募集要項・入学願書

- 7. 令和4年度入学者用募集要項・入学願書
- 16. 令和3年度シラバス
- 17. ウェブサイト「在学生の方へ」
- 52. 令和3年度教授会議事録(写し)

提出資料-規程集

- 23. ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
 - 27. 入学者選抜実施要項
 - 37. 奨学生奨学金規程
 - 38. 奨学生奨学金規程内規
 - 39. 奨学生奨学金審査委員会規程
 - 41. 科目等履修生規程
 - 44. 委託生規程
 - 45. 外国人留学生規程
 - 51. 寮規則
 - 52. 寮生活の心得
 - 53. 教授会規則
 - 54. 運営協議会規程
 - 55. 学生委員会規程
 - 57. 教務・カリキュラム委員会規程
 - 67. 保育・教育実習運営委員会規程
 - 96. キャリア支援委員会規程
 - 98. 学生自治会規約
 - 101. 長浜市職員採用試験学長推薦者選考委員会規程
 - 102. 長浜市職員採用試験（幼児教育職）学長推薦者選考実施細則
 - 105. スチューデントアシスタント取扱規程
 - 111. 滋賀文教短期大学における Chromebook 使用規程
 - 112. Chromebook 運用ルール（教職員・学生）
- 学園 15. 個人情報保護規程

- 備付資料 5. 長浜市と長浜警察署及び滋賀文教短期大学との交通安全推進活動に関する連携協定書
- 6. 春の全国交通安全運動関連資料
 - 7. インターンシップ実施に関する協定書
 - 8. 国文学科インターンシップ関連資料
 - 10. 子ども学科「基礎力プログラム」関連資料
 - 12. 長浜市民間保育協議会と滋賀文教短期大学との協力に関する連携協定書
 - 13. 学内保育就職フェア関連資料
 - 16. 国文学科「基礎力プログラム」関連資料
 - 24. 離職者等再就職訓練事業募集ガイド・関連資料

- 25. 科目等履修生募集要項・関連資料
- 43. ウェブサイト「長期高度人材育成コースの募集」
- 44. ウェブサイト「科目等履修生募集について」
- 55. ウェブサイト「進路情報」
- 57. 滋賀文教短期大学教学マネジメント実施に係る実施要領
- 58. 滋賀文教短期大学教学アセスメント・プラン
- 62. 令和3年度成績評価ガイドライン
- 69. アセスメントテスト(PROG)結果
- 71. SD研修会「教職員対象 PROG テスト解説会」関連資料
- 72. 令和3年度FD関連資料
- 73. 授業検討票関連資料
- 76. 職員自己点検・評価表
- 79. ウェブサイト「ティーチング・ポートフォリオ」
- 82. ウェブサイト「学生による授業評価アンケート」
- 83. 学生支援に関するアンケート
- 84. キャリア支援に関するアンケート結果
- 85. 図書館利用者アンケート結果
- 86. 学生情報環境アンケート結果
- 87. 学内保育就職フェアアンケート結果
- 92. 就職支援講座一覧
- 93. 卒業生に関する就業状況調査結果
- 94. ウェブサイト「卒業後アンケート調査」
 - (2. 本学卒業生就職先事業所対象「就業状況調査」)
- 95. 卒業後のアンケート集計結果
- 96. ウェブサイト「卒業後アンケート調査」
 - (1. 本学卒業生対象「卒業後のアンケート」)
- 98. 令和3年度入試合格者対象国文学科入学前教育の案内
- 99. 令和3年度入試合格者対象子ども学科入学前教育の案内
- 100. ウェブサイト「オープンエデュケーション/ピアノレッスン初級編」
- 101. 1年生対象履修指導等に関する配付資料
- 102. 2年生対象履修指導等に関する配付資料
- 104. オフィスアワー関連印刷物
- 107. 健康調査カード
- 109. 面談記録
- 126. 学生相談リーフレット
- 138. 令和元年度SD活動関連資料
- 139. 令和2年度SD活動関連資料
- 140. 令和3年度SD活動関連資料
- 147. 令和3年度委員会構成
- 150. 令和3年度事務分掌表

- 158. 図書館活動計画・報告
- 159. 図書館利用案内
- 160. 図書館だより
- 161. へろへろ通信
- 162. ブックリスト
- 163. 図書館館内図
- 164. 学術雑誌名一覧
- 165. ウェブサイト「滋賀文教短期大学図書館」
- 168. ラーニングカフェ

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

教員は、学習成果の獲得に向けて、担当科目の到達目標及び学位授与の方針に基づいた成績評価方法・基準を設定し、それらの関連性をシラバス上に明記し、適切に評価している（提出-16）。また、「成績評価ガイドライン」に則り、適切に評価している（備付-62）。

教員は、科目レベルの学習成果については、当該科目の成績評価と授業アンケート（備付-82）により把握している。

課程レベルの学習成果については、FD 委員会（提出-規程集 23）及び教学企画室教学 IR 係により、教授会等にて適宜査定結果の報告（提出-52）があり、把握している。また、PROG テスト等により、入学時点の学習成果も把握することができている（備付-69.71）。

機関レベルの学習成果については、年度末の運営協議会（提出-規程集 54）で査定し、教授会に報告されることで把握することができている。

授業アンケートを、各学期末にすべての授業（一部実習科目を除く）で実施しており、教員は学生による授業評価を定期的に受けている。各科目に関するアンケート集計結果は本学ポータルサイトで共有され、教員は担当する授業の評価結果を把握している。学生による授業アンケートの結果は、教員が「授業検討票」（備付-73）に次年度の授業改善と計画を記す際の参考とし、授業改善のために活用している。学科全体の授業アンケート結果を踏まえた教育改善の方向性は、本学ホームページ上で公開している。更に、ティーチング・ポートフォリオ（備付-79）を基にした授業改善も実施している。

学科会議や非常勤講師を含めた年度当初の教員連絡会等を通して、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。学科専任教員が複数で受け持つ「基礎力プログラム」や「ゼミ」では、学科会議において科目担当教員間で意思の疎通、内容の確認等が行われている。音楽科目では、複数の教員が学生の習熟度に合わせた個人レッスンを行なっているので、指導法・到達度の確認を含め、教員間の連携を密にしている。そのために学科会議等とは別に、音楽科目の調整、情報共有・交換等を目的に専任と非常勤の音楽科目担当教員による「音楽連絡会」を開催し、学生の習熟度の状況等を定期的に確認している。

令和3年度は、すべての科目で年度当初から対面授業を行ってきたが、コロナ禍の状況を踏まえ、5月中旬から希望する学生には遠隔授業を取り入れて実施した。また、秋学期（後期）授業については、緊急事態宣言発出に伴い、9月14日から11月5日まで遠隔授業を、11月8日以降は対面授業を行った。学科内で協力・調整を図り、授業を行った。

学生に対する履修及び卒業に至る指導は、「担任制」により、学生との定期的な面談をもって丁寧 to 実施している。また、専任教員はオフィスアワーを設け個別相談に応じている（備付-104）。

事務職員は、所属部署の職務を通じて、学生支援を行っている。新入生を対象とした教務オリエンテーションでは、学則、履習規程に基づき授業・履修・成績等に関する制度や仕組みの説明をはじめ、Web による履修登録の説明、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う遠隔授業実施のための機器やシステムの簡易的な操作説明等幅広く説明している。

事務職員は、「滋賀文教短期大学 教学マネジメントに係る実施要領」（備付-57）及び「アセスメント・プラン」の学習成果の査定に基づいた教育改善の流れ（備付-

58)を理解し、学生の学習成果を認識し職務にあたっている。また、各課長は教授会に出席し、学習成果の獲得や教育目的・目標の達成状況に関する報告を受けている。

総務課においては、年度当初のガイダンスにおいて奨学金制度等の周知により学生の就学支援を行うと共に奨学生採用にあたっては GPA や必要に応じ学習計画書を活用している。また、円滑な授業実施のために授業で使用する消耗品・備品の適正な管理により学習支援を行っている。

学務課においては、新入生に対して新入生歓迎ウィーク期間中に教務関係オリエンテーションを行い、単位、学期、授業時間、休補講、集中講義、遅刻・欠席・早退、公欠、試験等についてそれぞれ説明をする。また履修関係オリエンテーションを行い、卒業単位、免許・資格取得、履修方法、履修の順序、履修の注意事項、シラバスの見方、成績評価、履修登録等それぞれ具体的な説明を行っている。また、全体のオリエンテーションに合わせ、期間中に学生の履修方法等の質問に個別に対応するために、履修相談会を設け、必要な学生に対し、よりきめ細やかな指導を行っている。また、スチューデントアシスタントの育成に伴う指導も行い、履修相談会等で上級生が対応できるような体制づくりに努めている（提出-規程集 105）。また、各学期においてもガイダンスを行い、履修変更の指導や、資格取得における指導を行い、また、卒業に至る支援をキャリア担当職員・教員と適宜情報共有を行い、分担をして指導を行っている。

新入生を対象とした教務オリエンテーションでは、学則、履習規程に基づき授業・履修・成績等に関する制度や仕組みの説明をはじめ、Web による履修登録の説明、コロナ拡大に伴う遠隔授業実施のための機器やシステムの簡易的な操作説明等幅広く説明している。

学生からの履修相談については、1 年生に対しては、新入生歓迎ウィークの期間中に 2 回の学務課職員による履修相談会を設定している。あわせて、先輩学生による履修や学生生活の相談も行っている。また、学年問わず、窓口での履修相談を随時受け付け、適切に対応しており、状況に応じて学科教員と連携して対応する体制を整え学習支援を行っている（備付-101）。

教授会、教務・カリキュラム委員会に学務課職員が委員会の構成員として会議に参画している。これにより、委員長との事前打ち合わせをはじめ、資料作成、資料説明、協議に加わることで、教育目的・目標、学習成果の達成状況等を教員・職員相互で確認・共有している（提出-規程集 57 備付-147）。

学生支援担当は、円滑な学生生活を送るため、「授業改善に関する学生との懇談会（授業改善 FD）」における学生生活に関しての学生の意見・要望を聴取し、学習成果獲得のため改善に努めている。

入試広報課においては、各学科と連携し入学前教育の実施に対する支援を行い入学後の学習成果獲得に資している。

学生の成績記録等の取り扱いについては「学校法人松翠学園個人情報保護規程」に基づき、適切に保管している（提出-規程集学園 15）。特に永年の保存が必要な学籍等については耐火・耐熱の金庫に保管することとしている。また、クラウドを用いた

システムを活用しているため、契約会社との入念な打ち合わせや契約によって適切な保管を委託し常に本学の担当者が異常を認めないか随時確認を行っている。

事務局職員全員がそれぞれの職務を通じて学生に対する支援を行うことの認識を示すために毎年度の「職員自己点検・評価表」（備付-76）に学生の支援に関する項目を設け、常に大学職員であることの自覚をもって職務に励むよう日頃より意識付けを組織として行っている。

図書館には、司書の資格を有する職員を配置し、開館中は常駐する体制を整えている。新入生に対しては、図書館に特化したガイダンスを行い、図書館の利用方法や文献検索の方法等を周知している。また、年間を通して随時レファレンス等の学生の学習向上のために支援を行っている。

図書館内外入口周辺等に展示スペースの設置や、定期的に「図書館だより」や学生の読書推進を促すことを目的とした「へろへろ通信」の発行、入学予定者へブックリストを作成配付し、図書館の利便性を向上させている（備付-158～165）。

教職員は学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。特にコロナ禍の影響により、ハード面では通常使用のコンピュータに加え Chromebook、ソフト面では Google Workspace（旧 G Suite）、Office365 のシステムを導入し、円滑に遠隔授業や業務を進めることができた（提出-規程集 111.112）。また、学外会議や、FD・SD 研修のためにビデオ会議システムを活用した。また、コロナ禍の影響により本学の取り組みの一つである海外インターンは開催できなかったが、開催に向けた準備の為に相手国との打ち合わせ等をビデオ会議システムを活用し実施することができた。

学内にラーニングカフェ（コンピュータラウンジ）を整備し、LAN 接続されたコンピュータを設置している（備付-168）。また、貸出用のノートパソコンを整備し、合わせて学内に Wi-Fi スポットの随時整備を進め、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に管理している。更にコロナ拡大の影響により、遠隔授業の対応等が必要となったため、学生全員に Chromebook を貸与できる体制を整備した。これらに関する指導及び管理・運用は図書館、学務課教務係、教学企画室が分担して行い、学生等の質問に対しても適切に対応している。また、基本的な使用方法マニュアルや Q&A を作成し、ホームページで公開している（提出-17）。

教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるための情報リテラシー、情報スキルを備えている。また、遠隔授業実施にあたり新規に Google Workspace（旧 G-Suite）を導入することから、SD 研修「G Suite 教職員向け研修」を開催し、スキル向上を図った（備付-139）。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2の現状＞

入学手続き者に対して学科が入試広報課と連携し、入学前教育の案内冊子「入学前教育の案内」を配付、2月には入学予定者に向けた文書を郵送し、入学予定者に対し入学までに、建学の精神及び授業や学生生活についての情報を提供している。「入学前教育の案内」では、学科の説明や入学前教育について説明、登校日等の案内などを掲載している。国文学科においては入学前の課題として作成したブックリストに基づく読書課題や文学史の問題、漢字検定の受検を目標とした漢字学習について記している。子ども学科においては保育士養成コース、小学校教諭養成コースごとの入学前の課題、ピアノレッスンを掲載している（備付-98～100）。例年入学後の流れや学生生活を円滑に過ごすことを目的として設けた入学前登校日や、プレキャンパスセミナーを計画しているが、令和3年度入学生に対しては、コロナ禍により中止とし、入学後のオリエンテーションや「基礎力プログラムⅠ（初年次教育）」の授業において、今後の学習や学生生活、高校（中等教育）から大学（高等教育）への学び等について説明を行い、心構えや学習態度を指導した。

入学者に対し、入学後1週間程度をオリエンテーション期間として設け、学科や事務局各課、図書館、連携協定に基づいた地方自治体や関係団体からの説明会、年金や納税に関するセミナーを実施している（備付-101）。

前述のオリエンテーション期間及び各学期の節目に、学科及び学務課が学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択、出欠席、試験の心得、遠隔授業にかかる注意事項等のガイダンスを行っている。また、1年生のみならず、2年生においても各学期の節目に、学務課ガイダンスを中心に説明を行っている（備付-102）。前述のオリエンテーション期間に各年度更新の「学生便覧」を配付している。また、学習支援に関する情報は、「学生便覧」（提出-2）のみならず、ホームページにも掲載している。更に、シラバス、「履修要項」、「成績評価について」といった、学習上特に重要となる情報に関しては、学生ポータルサイト及びGoogle Workspaceを活用し、学生が適宜参照できる環境を整えている（提出-17）。

担任制にて、学生生活や学習状況等の把握及びサポートを行うために定期的に担任面談を実施し、日頃から学生が教員に相談しやすい体制を整えている。「基礎力プログラムⅠ～Ⅳ」（提出-16）を必修科目として設置し、各学科・コースの基礎的な力の

習得に向けた学習の方法や具体的な学習を取り入れている（備付-10.16）。また、必要に応じ「基礎力プログラム」に補講を設け、学科に必要な学習成果の獲得を支援することとしている。

基礎学力不足の学生に対しては、担任・授業担当者を中心として、学習支援を行っている。学習支援が必要な学生については学科会議等で情報を共有し、教職員が授業や学生生活の中でアドバイスに努めている。オフィスアワー制度も設け、授業外に常時相談できる体制を整えている（備付-104）。また、ピアノレッスンを子ども学科入学前教育に位置付け、個々の進度に応じて練習方法等のアドバイスを行い、円滑に入学後の授業に移行できるよう支援を行っている。令和3年度はコロナ禍により、本学ホームページのオープンエデュケーションにてレッスン動画を配信することで、初心者への不安をなくすような支援に取り組んだ。授業では個別レッスンを実施し、学習進度と学生の目標設定に応じた授業を行っている。

子ども学科の実習では、GPAをもとに実習への参加基準を設定し、基準に到達しない学生は実習不可としている。保育・教育実習運営委員会（提出-規程集 67）で実習保留となった学生に対しては、学科全体で状況を共有し支援体制を取り、ピアノ等の実技指導や専門教科の学習支援を個別に行っている。基礎学力が不足する学生に対しては、担任と授業担当者が連携して、学習方法や計画を学生と検討することでサポートしている。また、優秀な学生に対しては、知識や能力の向上に資する書籍や情報を提供している。

本学では通信による教育を行う学科・専攻課程は設置していない。

留学生の受け入れについては、グローバルセンターを中心として受け入れ体制を整えている。特に、タイ王国セントジョーンズ学園と交流に関する提携書を結び、留学生の交換、教員及び職員の交流、教育・文化・スポーツの交流、刊行物及び資料の交換を提携することとし、平成18年度より定期的に留学生の受け入れを行ってきた。

グローバルセンターには学科教員も配置されており、日常的な学習支援や日本語能力試験の支援等を行っている。但し、令和3年度は留学生の在籍者がおらず、令和4年度入試においても政府の水際対策強化に係る措置の影響により留学生の来日について先行きが不透明であり、遠隔措置等を現在も検討中である（提出-規程集 45. 備付-150）。

学習成果の量的データ（備付-83～87）を用い、担任面談における記録簿に各種アンケート等のデータを測定するための評価項目を設けたうえで面談することにより学習成果の支援方策を点検し活用している（備付-109）。

また、PROGによる学習成果の測定および学習時間の調査を実施し、改革支援部教学企画室にて分析を行い、その結果を教授会および学科会議において確認し学習支援方策を点検した上で、担任面談に活用している。

質的データとして、学生懇談会における学生からの生の声に対して改善策を検討し、学生の学習環境改善に役立てることにより学生支援を行っている（備付-72）。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学生の生活支援のために、各種委員会を整備している。各委員会には、一部を除き事務局各課職員が委員として、それぞれ関連する委員会に所属しているため、教職協働で連携して支援できる体制となっている（備付-147）。

また、生活支援に関しては、本学の窓口や支援制度等を入学当初に説明しておくことが重要であることから、ガイダンス等を行っている（備付-101）。それらにおいては、当日までに伝えるべきことを当該委員会で検討し、学科や事務局が分担して準備するといったように、組織的に実施している。

日常の生活支援に関しては、主に事務局が担い、学務課、学務課学生支援担当、総務課、入試広報課を配置している（備付-150）。また、学生支援担当には、非常勤の専門的知識を有した学生相談員を配置し、年度当初のオリエンテーション等で相談方法について周知している（備付-126）。

その他、「担任制」も日常的な生活支援に一役を担っている。定期的な面談の中で学生の意見や要望を聴取した場合、必要に応じて事務局各課と連携を取りながら生活支援を行うことができている。その問題が大きい場合には、学科会議や当該委員会で検討する体制となっている。

学生自治会の規約を設け、学生支援担当が顧問のもと、任意で学生が大学自治に参画できるよう支援体制を整えている（提出-規程集 98）。学生自治会員は、学生自治会執行委員や翠湖祭（大学祭）実行委員等の学内のイベントを運営している。自治会長をはじめとする役員を中心としたメンバーで活動しており、年度当初に委員となる学生を募集している。翠湖祭実行委員は、毎年秋に開催される大学祭の企画・運営を担っており、委員企画のイベントの他にも学科による学習成果の発表等の多様な催し

が開催され、学生、卒業生、教職員、地域住民の連携により盛り上がりを見せている。更に学生自治会は、各クラブ（サークル）活動を管理している。なお、令和3年度はコロナ禍のため大学祭及びサークル活動は中止となった。

学生食堂を設置し、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。学生食堂は約60名が収容できる席数を整備しており、また食堂に隣接したオープンテラスに、食事ができるウッドテーブルが設けられている。通常の学生食堂は11時半から13時半まで営業を行い、営業時間外はラウンジスペースとして開放されているが、令和3年度は、コロナ拡大に伴う緊急事態宣言の発出等や国・県の指針、大学の対応可能規模を鑑み閉鎖した。学生食堂閉鎖の代替としてパン販売を行い、可能な限りキャンパス・アメニティの維持に努めた。

女性専用の学生寮（松翠寮・グリーンハイツ）を設置し、宿舎が必要な学生に支援を行っている。学生寮寮監を学務課の職員として設置し、学生支援担当が中心となり学生寮の指導、美化、行事の計画等を行っている（提出-規程集 51.52）。

大学敷地内に学生駐車場及び自動二輪車と自転車用の駐輪場を設置し、通学のための便宜を図っている。敷地内に約80台収容可能な無料の学生駐車場を設け、自動車・自動二輪車で通学者は全員許可制とし、通学許可証を発行をした上で、事故のない安全な通学・駐車を呼びかけている。また自転車通学者のためには屋根付きの駐輪場を配置している。また、1年生のオリエンテーション期間に警察署と連携して交通安全の指導も実施している。

入学前奨学金として「奨学金Ⅰ種」、「奨学金Ⅱ種」、「奨学金Ⅲ種」、入学後奨学金として「学業等成績優秀者奨学金」「在職職員子女奨学金」の制度の他、経済的理由により修学困難である学生に対する修学支援制度を設けている。選考は奨学生奨学金審査委員会の審議を経た後に学長が決定する（提出-規程集 37～39）。また、本学の制度以外に「日本学生支援機構奨学金【貸与型奨学金】」、「日本学生支援機構奨学金【給付型奨学金】」、「滋賀県保育士修学資金」、「長浜市保育士等奨学金返還支援金」、教育ローンとして「(株) 滋賀銀行「提携教育ローン」」、「(株) オリエントコーポレーション（オリコ）「学費サポートプラン」」を総務課が中心となって学生便覧や本学ホームページ等を活用して周知している（提出-2.17）。また、本学は、高等教育の修学支援新制度の機関要件を満たす大学等として文部科学大臣より認定されており、学生への経済的支援のための一助としている。高等教育の修学支援新制度（授業料減免・給付型奨学金）及び日本学生支援機構貸与型の奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）については、年度初めに総務課と学生支援担当職員が内容・書類作成・手続き等についての説明を行っている。本制度の機関要件の維持のため事務局各課においては、要件を毎年度確認し申請している。

学生支援担当が中心となり学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を担っており、学内での傷病や体調不良の応急処置・休養等、日常の健康相談に応じている。1年生の年度当初のオリエンテーション期間には健康診断を1、2年生に実施し、また、その結果については学校医の所見を踏まえ、学生の健康管理の体制を整えている。令和2年度よりコロナ拡大により、校舎入り口に顔認証サーマルカメラを設置、学生及び教職員に対して日々の体温確認を義務づけ、学生支援担当課が

健康管理を行っている。併せて、令和3年度より新型コロナウイルス感染症に対する感染不安のため通学・登校に不安を抱える学生に、対面授業の配慮申請が行えるよう整えた。

また、上述の通り学生支援担当に平成29年度から非常勤のキャンパスカウンセラーを配置して月1回程度希望する学生に対応し、その相談の概要は学生支援担当が報告を受け、必要があれば担任と保護者に伝えることで連携をとっている。学校生活上配慮が必要な学生については、学生支援担当だけでなく担任・授業担当者・学務課等と関係者間で連絡を取り合いながらきめ細かい対応をしている。メンタルヘルスケアに関してもカウンセリングにおいては、心の健康（ストレス等）、学生生活への適応問題、対人関係、進路・適性の問題、家庭の問題等多岐にわたる相談対応を行っている。学内で配慮が必要な学生については学生委員会にて協議し対応を決定している（提出-規程集55）。また、その体制の利用方法についてリーフレットを作成し年度当初のオリエンテーションや、各窓口に設置し啓発している。学生の状況を鑑み、学生支援担当を窓口として必要に応じて地方自治体等の外部機関との連携を行っている。

学生生活に関する学生の意見や要望については、FD委員会が毎年度実施する「授業改善に関する学生との懇談会（授業改善FD）」にて、教職員の代表が直接聴取している。懇談会は、本学にとって貴重な機会であり、学生が発言し易い雰囲気づくりに努めている。学生自治会においては、大学に関する要望を全学生から広く募り、その結果を意見すると共に結果を大学に提供するといったように、学生も意欲的に参加している。（提出-規程集23. 備付-72）。令和3年度の主な改善要求は、コロナ禍のため中断している学食の再開、迅速な連絡（休校、遠隔授業、説明会等）、遠隔授業における課題量の調整、図書館資料の増加、サークルの実施等、様々な意見が寄せられた。懇談会の結果については、FD委員会及び教授会にて共有を図り、各学科や部署が改善について真摯に検討することとしている。

留学生に関する支援については、外国人留学生規程により、学習支援を行うとともに、奨学金制度において経済的な支援を行っている。グローバルセンターを中心として留学生の受け入れ体制を整えている。特に、タイ王国セントジョーンズ学園と交流に関する提携書を結び、留学生の交換、教員及び職員の交流、教育・文化・スポーツの交流、刊行物及び資料の交換を提携することとし、平成18年度より定期的に留学生の受け入れを行ってきた。留学生の受け入れが途絶えているため、留学生受入対象者を拡大し留学生の確保に努めている。また、グローバルセンターでは、学科教員が日常的な学習支援や日本語能力試験の支援体制を整えている（提出-規程集45）。女性留学生については学生寮への入寮を、男性留学生については総務課が中心となって住居等の生活を支援する体制を整えている。令和3年度は在籍者がいない状況でありそれぞれの支援に対しての実績は無い。令和4年度入試においても政府の水際対策強化に係る措置の影響により留学生の来日について先行きが不透明であり、今後の支援の機会については遠隔対応等も考えられるため、方法等も含め検討を進めている。

社会人学生については、社会人入試選抜制度、科目等履修生制度、離職者等再就職訓練事業において、社会人の受け入をしている（提出-6～7. 提出-規程集 27. 41. 44. 備付 24～25. 43～44）。

授業・履修上の支援を学務課教務係及び各担任が連携して行っている。また、就職支援については、学務課キャリアデザイン係及び学科担当教員を中心に連携して行っている。科目等履修生については、学務課の職員が中心となり、教科担任と連携して授業・履修上の支援を行っている。また、離職者等再就職訓練事業として滋賀県立高等技術専門校(テクノカレッジ米原)から委託された訓練生については、通常の授業・履修上の支援のほか、訓練にかかる提出書類や様々な留意点等についても学務課教務係が随時説明と支援を行っている。また、就職支援については、学務課キャリアデザイン係及び学科担当教員を中心に連携し行っている。

障がい者の受入れのための施設については、学内に障がい者専用の駐車場、バリアフリーのトイレ、スロープをつける等、段階的な整備を行っている。

入学時には、新入生及び保護者に対して健康調査カードの提出を依頼し、支援が必要な学生の状況を学務課と学科において共有している（備付-107）。学生委員会を通じて個別にサポートをしていく体制が整っている。障がいを有する学生への支援として、スチューデントアシスタント取扱規程を整備し、学習面、学内生活の補助等を行っている。改正障害者差別解消法の公布に伴い各年度規程等の整備を検討し、現在法人として整備を進めている。また、改正障害者差別解消法について理解を深めるために、法人本部と本学学生支援担当とで計画・調整を行い法人規模でのSD研修を実施し、障がい者への支援体制の一助とした（備付-140）。

本学では長期履修制度を設けていないため、長期履修生を受入れる体制を整えていない。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。例年は、長浜警察署・長浜市と連携した交通安全ボランティア（春の全国交通安全運動出動式、年末の交通安全県民運動交通安全ボランティア等）や長浜市内のイベントの運営スタッフ（びわ湖長浜ツーデーマーチ、ながはままるごと子育て応援フェスタ等）、子どものサポートを中心としたボランティア（学習支援、保育所・福祉施設の行事の運営）等を周知しており、学生も積極的に参加している。また、本学を通じて申し込んだボランティアについては、参加後活動報告書を作成させ、学内奨学金、学長推薦、学長表彰等の選考に係る評価の対象としている。令和3年度は、コロナ禍においても、長浜警察署・長浜市と連携した交通安全ボランティア（春の全国交通安全運動出動式）に参加した（備付-5～6）。課外活動中のケガや事故に対応できるよう各種保険に加入し、事前届出制で活動内容の把握に努めることで学生のボランティア活動を支援している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

就職支援のために、キャリア支援委員会を組織して、就職支援活動をしている（提出-規程集 96. 備付-147）。学務課キャリアデザイン係が中心となり、年間を通じ公務員対策講座等を計画し実施している（備付-92）。また、学科教員と連携して面接、小論文対策、漢字検定 2 級取得への指導等、就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を積極的に行っている。

国文学科については司書資格が取得可能であり、長浜市立長浜図書館と連携したインターンシップを継続的に実施しており、司書関係の就職への一助としている（備付-7.8）。子ども学科においては、小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、学校図書館司書教諭資格、保育士資格が取得可能であり、長浜市との連携の下、公立園の現状や公務員試験について情報を得る機会を設けたり、長浜市内私立園の就職フェアを開催して、学生の希望や要望に沿った就職への一助としている（備付-12.13）。いずれの外部機関との取り組みも令和 3 年度はコロナ禍により、受入れ先が受入れ困難な状況もあり、実施形態の変更や中止を余儀なくされた。1 年生を対象とした JOB セミナー（業界研究 合同企業説明会）を開催し、就職活動に向けた就職支援を行った。公務員試験対策としては、各教科担当教員を配置し学生に周知している。進路・就職支援の SPI 対策講座（筆記試験対策）や面接対策（集団面接・個人面接練習）は 1 年生・2 年生の希望者を対象に随時実施した。

学生がいつでも相談しやすいよう、キャリアデザインセンターを設置し担当職員が常駐し相談にあたっている。加えて、平成 30 年度には求人検索システム（キャリアタス UC）を導入し、学生に登録指導することで、求人情報がいつでも検索できるような体制を整えた。キャリアデザインセンターのブース内に、従来の紙媒体の求人票も随時掲示を行っている。

学科においては就職担当教員を配置し、学務課キャリアデザイン係、キャリア支援委員会との連携を図り学生の就職支援に努めている。加えて、定期的に担任面談を行うことで、卒業後の進路や就職活動状況の動向を把握し、学生への就職支援を行っている。また、両学科においてキャリアに関する科目として教養科目に「キャリアデザイン」を 1 年生対象の必修科目として設置し、各学科の専任教員が担当し学科の特性に合わせたキャリア教育を早期に実施している（提出-16）。2 年生に対しては、「基礎力プログラムⅢ（補習）」の時間に就職活動等支援日を設け、希望者に対して集団面接等を実施している。

教授会において定期的に就職の内定状況等を報告し情報共有を行っている（提出-52）。また、年度末の教授会において卒業生の就職状況を分析・検討し、同様に報告したうえで、その結果を次年度の学生の就職支援に活用している。

卒業生に対しては、学務課キャリアデザイン係において、卒業生本人に対し卒業生に関するアンケートを、卒業生の就職先へは就業状況調査をそれぞれ送付し、そのア

ンケート結果（備付-93～96）をキャリア支援委員会及び教授会で報告し、情報共有を図り在学生の就職支援に活用している。また、自由記述欄の詳細については各学科に提供され、学科会議等で共有され、学生の進路指導に活用している。

学務課キャリアデザイン係にて過去の進学情報や編入学指定校一覧を公開し、学科とも連携しながら個別に志望理由書添削・筆記試験対策・小論文添削・面接練習等進学に対する支援を行っている。

グローバルセンターを組織し、留学支援係を配置し（備付-150）、「学習支援に関すること」、「生活支援、指導に関すること」等を行い、留学に対する支援を行っている。令和3年度については、コロナ禍により、留学生の送り出し及び受け入れについての実績は無かった。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

第一に、本学喫緊の課題が、障がいを抱える学生への支援である。障害者差別解消法が改正されたことによる合理的配慮について、施設・設備と支援体制の両面から検討しなければならない。また、本課題は一部の担当者のみではなく、全教職員が支援すべきことである。

第二に、マンパワーの確保である。近年学生支援の範囲は多岐に渡り、小規模短大である本学においては、大きな課題となっている。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

第一に、学習成果の獲得に向けて責任を果たすため、日常的に授業担当者間での意思疎通を図っているが、共通又は同一科目を複数教員で担当する「基礎力プログラム」「ゼミ」「音楽科目」においては、ルーブリックを活用している。担当教員間で評価の観点を統一し、単位の質を一定に保つことが求められるが、ルーブリックがそれらの調整に役立っている。また、口頭での意思疎通においては、学生の学習の到達度を共有することが困難であるものの、ルーブリックという指標を用いて連絡会議を行うことで、より短時間で情報共有することが可能となり効率化にもつながっている。

第二に、学生の学習及び生活支援を図るために、令和5年度入学生から適用の遠隔地学生家賃補助制度を検討した。遠隔地からの入学者に対して、家賃の一部を補助する制度であり、入寮できない学生への支援の一助となることも期待できる。

第三に、前述の障がい学生への対応の第一歩として、障害者差別解消法の基本的理解を深める研修を実施した。実施に際しては、法人本部と連携を取り、WEBを活用した法人三校の教職員が参加する研修となった。

第四に、留学にはあたらないものの、子ども学科の学生を対象とした海外インターンシップ制度を設けている。子ども学科2年生を対象とし、課程修了直前の時期に実施することで、教育課程で身に付けた学習成果の全てを発揮する場となるようなプログラムを設定した。応募資格 GPA2.5 以上且つ主体性等の観点に基づく審査を要することから、優秀な学生に対する学習支援となっている。インターン先には、長年海外交流を続けているタイ国のサハビット・バイリンガル幼稚園を調整し、全て英語によ

る保育・教育の実践とした。慣れない海外であるうえに、都市部ではなく地方であることから、実施にあたっては、多くの教職員が学習から渡航にかかる安全面まで協力して支援・指導にあたった。令和元年度に創設したものの、現在はコロナ禍により中止せざるを得ない状況であり、今後の復活を期待したい。また、関係大学との連携により将来的には短期留学への発展についても検討したい。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の第三者評価後、各学科において教育課程改善のための取り組みとして、3つの方針・学習成果の査定について平成27年度から28年度にかけての計画を策定した。平成27年度の3つのポリシーや学習成果について見直しを行い、平成28年度のそれを作成・公表・点検というサイクルである。その後もおおむね同様のサイクルで定期的な点検を行っている。3つのポリシーや学習成果については、建学の精神と併せて4月当初の非常勤講師を交えた会議において確認している。その後学科において見直し・点検を行い、必要に応じて変更し、公表するというサイクルである。また、子ども学科は、学科会議において入試広報課との合同会議の設定、また卒業生から保育現場での現状を聞く場を設け学生の進路指導に資した。

学生支援についてもおおむね行動計画のとおり実施している。特に入学者受け入れについては、入学前教育の内容等の改善をはかるため、学科で担当者を決め、担当者を中心に学科会議等で検討し、実施している。また、学生委員会やFD委員会を中心に学生懇談会や、授業改善に係る懇談会を実施し、学生の声をもとに学生支援の改善を図っている。具体的に、①授業について、②施設・設備について、③進路について、④学生生活について、をそれぞれテーマに示し、より具体的な学生の意見が聴取できるように工夫している。併せて年度当初のオリエンテーションの充実に努め、各学科、事務局各課からのオリエンテーションのみならず、包括連携協定等に基づくオリエンテーション、啓発活動、各種研修等をオリエンテーション期間に設定し、外部機関との連携により、より大学生活のモチベーションを高められるよう工夫している。

また、定期的にFD・SD研修等を計画し、教職員の知識や技術をさらに育成する取り組みを行い、知識・技術の深化に努めている。また、それぞれの年度の課題を管理職で共有し、その課題に応じて外部の研修の受講等も協議を経て教職員の派遣を行い、その内容を必要に応じて他の教職員と共有する場や資料の回覧等を積極的に行っている。その他各協会の会議等を活用し本学のみで完結するのではなく、他の大学や機関とも積極的に情報交換を行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育課程についての一点目の課題である、三つの方針及び学習成果の見直しについては、「教学マネジメント指針」を参考にしながら次のように改善をはかる。

改善を検討するにあたっては、建学の精神や教育目的に基づくことが前提であることから、まずはそれらの再確認を行う。各学科の教育目的は、「社会で自立できる（国文）」、「社会に貢献できる（子ども）」であり、創立 70 周年を迎え、次の時代の本学を目指すにあたっては、「社会」を「これからの社会」と位置付けることが肝要である。これからの社会で自立し、これからの地域に貢献できる学習成果を身に付けるための三つの方針としたい。

そのうえで、三つの方針の基となる教育目標は、現在のものを整理し、関連性の高いもので再構築する。それにより、学生により分かりやすくすることを目指す。

学位授与の方針及び学習成果については、学修者本位の教育という原点に立ち、学生の学修目標となるべく、「本学はどのような力を身に付けた者に学位を与えるのか」ということを分かりやすく明示すると共に、「卒業後はどのようにになれるか」という社会との接点を想像できるような内容を目指す。

教育課程編成・実施の方針においては、どのような教育内容・方法を実施するかという観点をより分かりやすくすることを目指す。これにより、学生や志願者がより本学の教育課程を理解できることのみならず、教員においても本学の学習成果を獲得するに相応しい指導や、能動的な学習を前提とした授業方法等の指針となることから、更なる教育の質向上が期待できる。

入学者受け入れの方針については、本学の教育課程で学修し学位授与の方針を達成するため入学前に求められる力を、志願者に分かりやすく明示することを目指すと共に、新たに入学試験実施の方針を加えることを検討する。

教育課程についての二点目の課題である、国文学科における令和 4 年度教育課程改編に伴う、教育内容と実施体制の点検や学習成果の査定等については、学科会議や FD 委員会等において三つの方針及び「教学マネジメントに係る実施要領」に基づく教育が実施されているか適宜点検することで、課程の質を保証できるように努める。

教育課程についての三点目及び四点目の課題である、子ども学科における免許・資格課程の中で、更に「体験」を重視した教育を実現していくことについては、一点目の改善計画として述べた教育課程実施の方針に、体験的な学習内容に努めることを明記する。これにより既存の科目においても、教員が体験による学習成果の獲得を意識した教育に向上・改善していくことが期待できる。また、令和 4 年度入学生の教育課程では国文学科と合わせて教養科目を改編しており、体験を意識した科目設定となっている。このように教養教育及び専門教育による体系的な実施によって「体験」を実現すると共に、課外活動も連動していくような仕組みを検討したい。

教育課程についての五点目の課題である、「with コロナ」の中で教育課程を実施については、基本的には対面での実施を目指す。そのため、危機管理委員会においては感染防止、学科や各種委員会については、万が一感染者が発生した場合であっても、当該科目が滞ることなく所定の目的を達成できるよう準備や対応に努める。

学生支援についての一点目の課題である、障がいを抱える学生への支援については、新校舎の建設に合わせて施設・設備面の改善を図る。また、支援体制面は、令和

4 年度の重点政策として位置づけ検討 WG を設置する。本学の規模や現状を鑑みると、困難な部分もあるが、可能な範囲で最善の支援ができるよう体制を整えたい。

学生支援についての二点目の課題である、マンパワーの確保については、まずは業務の効率化を図る。具体的にはコロナ過で成果のあった、委員会等会議の削減又は効率化を継続し、報告事項が中心の委員会については学科会議を利用する等の工夫を推奨する。その上で、教員は委員会の所属数ではなく、開催回数による実績で業務の平準化を図ることとし、重点課題については担当として業務をあてる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]****<根拠資料>**

提出資料 50. 令和元年度教授会議事録（写し）
51. 令和2年度教授会議事録（写し）
52. 令和3年度教授会議事録（写し）

提出資料-規程集

1. 就業規則
2. 期限付教職員就業規則
3. 非常勤講師就業規則
4. 嘱託職員就業規則
6. 育児休業規程・様式
7. 介護休業規程・様式
8. 給与規程
10. 教職員出張旅費規程
11. ハラスメント防止規程・ハラスメント防止に関する指針
13. 学則
16. 学科長選考規程
17. 教員採用選考規程
18. 教員資格審査委員会規程
19. 教員資格審査基準
22. ファカルティ・ディベロップメント規程
23. ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
48. 図書館規程
49. 図書館細則
50. 図書委員会規程
53. 教授会規則
54. 運営協議会規程
60. 海外派遣研究員規程
61. スタッフ・ディベロップメント規程
62. スタッフ・ディベロップメント委員会規程
69. 研究紀要規程
70. 教員研究費規程
72. 研究活動における行動規範
73. 研究基本方針
74. 研究活動及び研究費の適正な管理・運営を行うための基本方針
75. 研究倫理規程
76. 研究倫理委員会規程

- 77. 研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程
- 78. 研究活動上の不正行為防止計画
- 79. 危機管理規程
- 80. 公的研究費運営及び管理規程
- 81. 公的研究費助成事業にかかる経費等取扱規程
- 82. 公的研究費旅費支給基準
- 93. 教職員懲戒処分規程
- 89. 個人情報の取り扱いについて
- 104. 機関リポジトリ運用規程
- 105. スチューデントアシスタント規程
- 107. 安全衛生管理規程
- 113. テレワーク勤務規程
- 学園 03. 組織規程・細則・事務組織機構図
- 学園 12. 固定資産及び物品管理規程
- 学園 13. 物品調達取扱要領・細則

備付資料 20. びわ湖東北部地域連携事業関連資料

- 57. 滋賀文教短期大学教学マネジメントに係る実施要領
- 72. 令和 3 年度 FD 活動関連資料
- 76. 職員自己点検・評価表
- 77. ティーチング・ポートフォリオ
- 79. ウェブサイト「ティーチング・ポートフォリオ」
- 90. ウェブサイト「4. 情報公開／教員の養成の状況についての情報」
- 127. 専任教員の個人調書〔様式 21〕（令和 4 年 5 月 1 日現在）
- 128. 専任教員の教育研究業績書〔様式 22〕（平成 29 年度～令和 3 年度）
- 129. 非常勤教員一覧表〔様式 23〕
- 130. 専任教員の年齢構成表（令和 4 年 5 月 1 日現在）
- 131. 令和元年度滋賀文教短期大学紀要第 22 号
- 132. 令和 2 年度滋賀文教短期大学紀要第 23 号
- 133. 令和 3 年度滋賀文教短期大学紀要第 24 号
- 134. ウェブサイト「滋賀文教短期大学リポジトリ」
- 135. 教員以外の専任職員の一覧表（令和 4 年 5 月 1 日現在）
- 136. 令和元年度 FD 活動関連資料
- 137. 令和 2 年度 FD 活動関連資料
- 138. 令和元年度 SD 活動関連資料
- 139. 令和 2 年度 SD 活動関連資料
- 140. 令和 3 年度 SD 活動関連資料
- 141. 実務経験のある教員等による授業科目のシラバス
- 142. 令和 3 年度コンプライアンス研修資料

- 143. 令和 3 年度体制整備チェックリスト法人理事会幹事確認資料
- 144. ウェブサイト「情報公開／5. 教員の養成の状況についての情報／外部資金獲得状況」
- 145. 令和元年度委員会構成
- 146. 令和 2 年度委員会構成
- 147. 令和 3 年度委員会構成
- 148. 令和元年度事務分掌表
- 149. 令和 2 年度事務分掌表
- 150. 令和 3 年度事務分掌表
- 151. 令和元年度事務局会議議事録
- 152. 令和 2 年度事務局会議議事録
- 153. 令和 3 年度事務局会議議事録
- 154. 令和元年度防災計画・避難訓練計画
- 155. 令和 2 年度防災計画・避難訓練計画
- 156. 令和 3 年度防災計画・避難訓練計画
- 157. 用途（室名）を示した各階の図面
- 159. 図書館利用案内
- 221. ウェブサイト「教員紹介」

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、国文学科及び子ども学科の 2 学科を設置し、本学の教育理念、目的を達成するために適切な教員組織を編制し教育研究活動を展開している。

専任教員数は、国文学科は、7 名（教授 3 名、准教授 2 名、講師 1 名、助教 1 名）、子ども学科は、11 名（教授 5 名、准教授 1 名、講師 5 名）を置き（令和 4 年 5 月 1 日現在）、短期大学設置基準に定める学科の種類及び規模、入学定員に応じた教員数及び教授を充足している。また、教員の年齢構成についても、講師以上の教員の平均年齢は 50 歳（令和 4 年 5 月 1 日現在）であり、20 歳代から 70 歳代まで各年代

の教員構成となっており、実務教員も7名在籍し学生教育にあたり各年代に大きな偏りはなく、適切に配置している（備付-130）。

専任教員の職位は、短期大学設置基準を踏まえ、「教員資格審査委員会規程」及び「教員資格審査基準」を定め、その基準に基づき、学位、教育実績、研究業績、その他の経歴等が短期大学設置基準を満たしているか適切な審査を行い決定している。

（提出-規程集 18～19）。

教育課程編成・実施の方針に基づき、必要な専任教員と非常勤教員を配置している。教員配置においては、専任教員が中心に科目を担当しているが、全ての授業科目を専任教員のみで担当することは難しい現状であり、広範囲に及ぶ教育の質を担保するために、非常勤教員を採用し授業を担当している。

専任教員の採用は原則公募により行い、学位、教育業績、研究業績等が短期大学設置基準を満たしているか適性等を踏まえたうえで、「教員採用選考規程」及び「教員資格審査基準」に基づき、教員採用選考委員会において厳正な審査を行い、学長から理事長に内申し、採用決定している（提出-規程集 17）。

教員の昇任については、「教員資格審査基準」に基づき、本学教員として各職位に必要な資格・条件を定め、全教員を対象として教員資格審査委員会にて審議し、学長が理事長に内申の上決定している。

非常勤教員の採用については、学位、教育実績、研究業績、その他の経歴等、担当科目との適正等を踏まえ、教員採用選考委員会にて審議し学長から理事長に内申し採用を決定している。

補助教員等については、配置していないが、実習科目等の補助は、実習担当事務職員が補助にあたっている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員は、所属学科の教育課程編成・実施の方針に基づき設置されている科目において、各自の専門分野における科目を中心に授業を担当している。各専門分野の研

究活動については、各所属学会や所属団体においても行っており、その活動で得られた成果は、専任教員が担当する専門分野の授業等にて生かされている。学会誌や研究紀要への投稿も増加傾向にあり、積極的に行っている。

専任教員の研究活動の状況はホームページで公開している（備付-79・221）。

独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業については、令和元年度に科学研究費補助金（C）に1名採択されている。また、令和元年度、令和2年度、令和3年度にそれぞれ分担研究者として参加している（備付-144）。

研究活動は、「研究活動における行動規範」「研究基本方針」「研究活動及び研究費の適正な管理・運営を行うための基本指針」「研究倫理規程」「研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程」「公的研究費運営及び管理規程」「公的研究費助成事業にかかる経費等取扱規程」の各種規程を整備し、年度初め及び年度中間期において不正行為等防止のための研修会を通じ周知徹底し「研究活動における行動規範」等に基づき研究に取り組んでいる（提出-規程集 72～82）。

「滋賀文教短期大学紀要」を発行し、専任教員の研究成果を発表する機会を確保している。令和3年度紀要第24号では、共著も含め12名の専任教員が論文等を発表している（提出-規程集 69、備付-133～134）。

専任教員に対しては、研究を行うための研究室を整備している。また、教員の研究及び研修時間を確保するために、授業時間数や職位に応じた学内業務の平準化を図り研究時間を確保できるよう配慮している。また、令和3年度には学長より、委員会等の会議の効率化・短縮化が命じられ、従来の会議を担当者間の協議・調整、メール審議、学科会議の活用等の工夫をもって時間の確保に努めている。

専任教員の国外における国際会議の出席や海外派遣については、「就業規則」「海外派遣研究員規程」を整備している（提出-規程集 1.2.60）。

FD活動については、ファカルティ・ディベロップメント規程を整備し、規程及び教学マネジメントに係る実施要領に基づき、FD委員会で研修テーマ等を検討し学内の教育活動について質の向上に努めている（提出-規程集 22.23、備付-57、72.136.137）。

令和3年度のFD委員会では、教育の質向上という全学的な方針に基づき、学生の学習成果の獲得及び適切な成績評価のためルーブリックの活用について検討している。その効果や方法について、学生懇談会にて意見聴取を行う等、積極的な推進に努めている。

びわ湖東北部地域連携協議会においても、本学が事務主担当となっているFD研修会も開催しており、学内だけでなく本学周辺地域を含む教育の質向上に貢献している。外部講師や学内担当部署から知識を得る研修だけではなく、在学生から授業をはじめとする本学の教育活動について意見を聞き取る懇談会を設けて授業の質の向上を目指すFD活動も行っている（備付-72）。また、PROGテストや授業外学習時間といったデータから、学生の学習成果の獲得状況を把握し、FDに活用している。

【令和3年度FD研修実績】

- ・研究倫理・コンプライアンス研修（令和3年3月24日実施）

本学では学年暦上で年度末に該当する時期を新年度第 1 回目としている。

- ・学科別コンプライアンス研修（令和 3 年 8 月 4 日実施）
- ・研究倫理・コンプライアンス研修（令和 3 年 9 月 15 日実施）
- ・シラバス作成要項、成績ガイドラインに関する研修（令和 3 年 12 月 15 日～令和 4 年 1 月 25 日、オンデマンドにより実施）
- ・授業改善に係る学生との懇談会（授業改善 FD）（令和 4 年 2 月 8 日実施）

【令和 3 年度外部 FD 研修参加実績】

- ・教育改革と募集戦略（令和 3 年 8 月 18 日実施）
- ・データサイエンス教育の展望（令和 3 年 9 月 15 日実施）
- ・ティーチング・ポートフォリオとは？（令和 3 年 8 月 23 日実施）

専任教員は、学生の学習成果の獲得のため学内関係部署と連携している。本学では、履修登録、成績評価をはじめ PROG の診断結果等を教職員で共有している。また、専任教員は、委員会等を通して関係部署と連携し、教学部門と事務部門の情報を共有しながら、学生の学習成果の獲得や学生支援等に努めている。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

事務組織は、組織規程に基づき事務局を設置し、明確な責任体制を築いている。

事務局においては、事務局長の下、3 課体制により運営している。学内諸規程を整備し、就業規則、会計に関する規程等については事務局会議（図書館含む）や SD 研修を通じて確実に周知し、事務局の適正な運営に資している。また、事務分掌を明確にし、それぞれ事務局長、課長、図書館長により分掌事務を統括し、職員の業務内容と責任を明確にしている。教授会・事務局会議において事務分掌表を示すことにより業務遂行上の責任を周知している（提出-規程集学園 03. 備付-148～153）。

事務職員については、人事、労務、財務、施設管理、教務、学生支援、進路支援、留学生支援、入試業務等を行うため様々な職務経験を持つ人材を配置している。職員は課長の指示の下、情報共有を心がけ職員間相互で事務の点検をすることで健全な事務局運営を行っている。事務をつかさどる職能を向上させるため、令和 3 年度はコロナ禍により停滞したが、専門性を高めるため毎年度学外の研修に派遣している。研修

に参加した職員は、事務局会議等でフィードバックし、その効果を高めている。また、職務経験が浅い職員に対しては、管理職による研修や先輩職員によるアドバイスをを行っている。

事務職員の能力や適性を発揮できる環境として、年度初めに理事長及び学長が方針を示し、各課長が各課の方針を課員に示している。また、小規模短大というスケールメリットを生かし、適宜当該課長や学長が職員と懇談し、意思疎通を図っている。

諸規程については、関係諸規程を毎年度見直し、関係法規に適合した規程整備をし、確実な事務運営を行っている。教職員の勤務環境の向上を図るため、就業規則、給与規程等の見直しを毎年度行い、適切に労務管理を行っている（提出-50～52. 提出-規程集 1～4. 6～8.）。

事務局は総務課及び学務課を同フロアに配置し、入試広報課及び学生支援担当をキャリアデザインセンターに配置し効率的に業務を行っている。職員には、業務用のパソコンを一人一台配置し、日常業務を円滑に行っている。更に業務の質向上及び効率化のため、会計には給与システム、教務には学務システム、進路支援には就職支援システムを導入している。また、円滑な業務遂行のため必要な備品も適宜整備している。

SD 活動については、スタッフ・ディベロップメント規程を整備し、職員の職務能力の向上を図っている（提出-規程集 61）。

【令和 3 年度 SD 研修実績】

3 つの方針に基づく大学の取組みの自己点検・評価と内部質保証に関する研修をテーマに以下の研修を実施

- ・第 1 回 SD 研修（入試広報に関する SD）（令和 3 年 5 月 12 日実施）
- ・第 2 回 SD 研修（PROG から見る学生傾向）（令和 3 年 7 月 22 日～動画視聴にて実施）
- ・第 3 回 SD 研修（データサイエンス FD・SD）（令和 3 年 9 月 15 日実施）
- ・第 4 回 SD 研修（シラバス作成要綱、成績評価基準）（シラバス作成期間動画視聴）
- ・第 5 回 SD 研修（改正障害者差別解消法）（令和 4 年 2 月 9 日実施）

また、FD・SD 研修については、びわ湖東北部連携協議会プラットフォーム事業として共同実施も行っており、教職員の積極的な参加を得て成果を上げている。

日常的な業務の見直しについては、事務の効率化、学生支援の向上、職能の専門性を高めるため、事務局長及び各課長にて定期的に事務分掌の見直しや事務処理の改善について検討している。事務局会議において各課の情報提供を行うことや、外部の研修に参加した職員からのフィードバック等を行っている。これらの日常的な取り組みに加え、各職員が年度末の自己点検・評価において、自己点検・評価表を作成し、事務処理の点検・評価、業務の進捗状況・達成度を確認している。また、これによって事務局長及び各課長は、業務の課題を把握し、各課の業務改善につなげている（備付-76）。

事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう、教員や関係部署と連携している。各種委員会に職員が委員として参画していることに加え、小規模というスケール

メリットを生かし、日常的にも迅速かつ柔軟に連携している。その連携は多岐に渡り、教育課程編成、カリキュラムの運営、時間割編成、授業実施、実習、奨学金、進路支援等の学生の学習成果の獲得に関わるあらゆる事項において、学生ファーストの支援を教職協働で行っている。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関して、労働基準法に基づき、就業規則において期限の定めのない教職員、期限付教職員、非常勤講師、嘱託職員の勤務条件等を規定し、給与規程において、給与、初任給、昇進、各種手当について規定している（提出-規程集 1～4. 8）。

就業に関する規程は閲覧に供するとともに、年度初めの教授会等において勤務時間、勤務日等基本的事項及び変更点等を周知している（提出-50～52）。新規採用者に対しては、就業に関する資料を用い、説明会において本学教職員として就業規則に則り業務に精励するよう周知を図っている。

教職員の就業に関しては、総務課長を責任者として、労働基準法等の関係法令及び就業に関する諸規程に基づき適切に管理している。また、労働安全衛生法及び就業に関する諸規程に基づき、労働災害の防止、教職員の安全・健康の確保及び快適な職場環境の形成を図ることを目的に「安全衛生管理規程」を定めている。（提出-規程集 107）。

就業規則において、勤務に関すること、服務に関すること等を規定し、教職員が勤務しやすい環境を整えている。

教職員の出退管理については、出勤簿により、出勤状況を把握するとともに、各種届け・伺い（休暇届、出張伺等）により勤務状況を把握している。また、休日の振替・祝祭日開講日は年度当初に提示し、教職員に周知するとともに、授業変更等に伴う勤務時間の変更については適宜行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

第一に、出張や行事等により勤務日の変更があった場合、休日振替や補講日の設定等の日程調整を行っているが、カリキュラムの過密化により日程調整が困難となってきたため、その対応について検討しなければならない。

第二に、近年中途採用による職員採用が続いていることから、勤続年数の少ない職員に対する大学職員としての知識・技能や法令の理解等の研修について検討しなければならない。

第三に、人材育成のため、定期的な業務の転換等を検討しなければならない。教員は委員会や学科内の担当、職員は分掌転換や部署異動により、幅広い業務をこなせる人材を育成していきたい。

第四に、教員の採用については、人材確保が困難で有り、免許資格に関わる科目の教員採用について早期からの検討が必要である。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

第一に、FD・SDについては、本学での実施に加えて、びわ湖東北部地域連携協議会による大学間で連携した活動を行っている。これまでに、協議会所属大学の人的資源（専門性を有した教員）を生かし、IRやデータサイエンスについて研修を行っている。その他、令和元年度には高大接続改革に際し、本学がFDを企画提案及び主担当を担い、外部講師として、中教審高大接続部会委員の荒瀬克己先生を招聘した「教育の接続としての高大接続」という研修を行っている。更には、令和3年度には法人内連携による法人SD研修「障害を理由とする差別の解消推進研修」も実施する等、外部との連携によるFD・SDにも積極的に取り組んでいる。

第二に、本学では大学教職員として必要となる職能以前に、教育理念や建学の精神である「教育者を養成する大学、すなわち教職員は教育者の教育者であること」「知育・徳育・体育の調和のとれた人材」という本学の根幹を重視し、職能の向上のみならず人間性の成長を期待し、求めている。それを常に意識した上で業務にあたれるよう、学長による「教育研究活動に関する全学的な方針」においては、第一項目に「教職員としての姿勢」を掲げたうえで、専任教職員には年度初めの教授会、非常勤教員には教員連絡会で、学長自らが訓示している。本学のFD・SDは、この人間性が基礎となって、その上に職能を積み上げるものとして位置づけている。

このように、本学創立以来の建学の精神を重んじながら時代・地域の要請に応えるべく取り組んでおり、全教職員が大学運営、教育・研究活動に一つの方向性をもって活動している。

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料-規程集

- 48. 図書館規程
- 49. 図書館細則
- 50. 図書委員会規程
- 79. 危機管理規程
- 89. 個人情報の取り扱いについて
- 105. スチューデントアシスタント取扱規程
- 110. 情報セキュリティ対策ガイドライン
- 114. 感染症基本方針

学園 12. 固定資産及び物品管理規程

学園 13. 物品調達取扱要領・細則

備付資料 154. 令和元年度防災計画・避難訓練計画

155. 令和 2 年度防災計画・避難訓練計画

156. 令和 3 年度防災計画・避難訓練計画

157. 用途（室名）を示した各階の図面

158. 図書館活動計画・報告

159. 図書館利用案内

160. 図書館だより

161. へろへろ通信

162. ブックリスト

163. 図書館館内図

164. 学術雑誌名一覧

165. 本学公式ウェブサイト「滋賀文教短期大学図書館」

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は、入学定員 100 名（国文学科 50 名、子ども学科 50 名）、収容定員 200 名（国文学科 100 名、子ども学科 100 名）、2 学科で構成されている短期大学である。

また校地面積は 19,916 m²（設置基準 2,000 m²）、校舎面積は 8,416 m²（設置基準 3,600 m²）であり、基準を大きく上回る環境を有している。運動場においても、面積 8,894 m²と学生数に対して適切な面積を有している（備付-157）。

障がい者対応として段差解消のスロープを設置して対応している。また、学生（チューデントアシスタント）による支援等の制度を整えている（提出-規程集105）。

教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、子ども実習室、調理実習室、保健実習室、音楽実習室、書道実習室、美術実習室、ピアノレッスン室、リズムレッスン室や情報処理教室等を設け、学生の教育環境の充実に努めている。

特に、幼児教育に必要となる音楽教育に力を入れ、音楽実習室に電子ピアノ 39 台、ピアノレッスン室 10 室にアップライトピアノを設置し、練習しやすい環境を整えている。その他、授業形態に応じ可動型プロジェクター、DVD プレーヤー、電子黒板を教室に設置しアクティブラーニングやグループワーク等行える環境を整えている。令和 3 年度には、課題解決型学習を行う授業のためにアクティブラーニング室（401 教室）を整備している。

遠隔授業実施に際し、Wi-Fi 環境を整備すると共に全学生に Chromebook を無償貸与し、学習支援を行っている

図書館は、蔵書数 46,936 冊、学術雑誌 30 誌、視聴覚資料 1,425 点、座席数 90 席を有し、各学科関係の資料を中心に、書道関係資料、良寛石碑拓本等特徴ある所蔵構成により、学生の修学支援を行っている。参考資料に関しては、幅広い分野の資料の収集に努めている。特に、子ども学科の保育士・幼稚園教諭志望学生の実習教材として幼児用図書（絵本・紙芝居）の充実に図っている。また、司書資格取得のため司書課程教育に力を注ぎ資料も豊富に配備されている。参考図書を中心とした様々な図書と図書館内にあるインターネットコーナーを活用して資料検索の実技を学ぶ等有効に活用されている（備付-158～165）。

図書館利用環境は、閲覧座席数 75 席、パソコンコーナー15 席、AV コーナーを備えている。

学生の資料検索・レポート作成支援としてノートパソコン 15 台を貸出し用として備えている（備付-159）。

遠隔授業実施時には、図書館資料の郵送貸出しを行い、自宅学習の支援を行っている。図書の紹介については、「へろへろ通信」を定期的に発行し、新着図書、司書おすすめの図書、暦に合わせた行事関連図書の紹介を行い、学生の図書利用促進を図っている。資料の選定については、図書委員会において購入・収集方針を毎年度定め、計画的な蔵書構成をはかっている。また、図書の廃棄にあたっても、図書館細則の規定に従い適正に廃棄している（提出-規程集 48～50）。

体育館については、授業、学内行事、課外活動の場として学生に開放している。また、地域の幼稚園等にも鼓笛練習、遠足時の休憩施設として活用されており地域にとっても不可欠な施設となっている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

固定資産管理及び消耗品等調達については、諸規程を整備し適切な資産及び物品の管理を行っている。物品の維持管理については、経理規程及び物品調達取扱要領に従い物品等の調達を適正に行っている（提出-規程集 学園 12. 学園 13）。

施設設備の破損については、機能を維持するための修繕を適宜行っている。

防災対策については、消防計画を策定し、火災を想定した防災訓練を全教職員、学生の参加により年 1 回実施し有事に備えている。令和 3 年度については、コロナ禍により全員参加の防災訓練に代わり、学生にはガイダンス、教職員には教授会等にて有事の際の行動について周知し、緊急時に備えている。また、火災報知器、消火器等の点検を年 2 回実施し、機器の故障・動作不良機器については点検結果に基づき早期に改修を行い安全管理に努めている（備付-154～156）。

また、長浜市田村町地区の緊急時避難場所として指定されており、地域住民の安全対策にも貢献している。

○令和元年度避難訓練実施状況

令和元年 5 月 21 日（火）2 限終了時に避難・消火訓練を実施した。

当日は晴天であったが、前日雨天のため、避難場所をテニスコートから体育館に変更し、避難訓練及び消火器使用方法の説明を消防署立会いの下実施した。

○令和 2 年度・3 年度中止の経緯・避難訓練計画

令和 2 年度はコロナ禍の緊急事態宣言等の対応のため、春学期開講が 6 月に遅れたことにより、授業実施を最優先とし、当初計画していた避難訓練を秋学期に延期した。しかしながら、秋学期においてもコロナ禍の影響に改善が見られず、遠隔授業、テレワークを実施していたため全体での避難訓練の実施が叶わなかった。そのため、学生に対してはガイダンスにおいて防災意識の高揚・避難時の留意事項等を説明し、教職員には教授会・事務局会議において防災訓練計画を周知し、緊急時に備えた。

令和 3 年度についても、計画は立案したものの、緊急事態宣言やそれに伴う遠隔授業及びテレワーク等の対応が迫られ、また消防署においてもコロナ蔓延防止の観点から派遣が困難という事情があったことから、令和 2 年度と同様の措置をとった。

情報セキュリティについては、学内 LAN により各 PC を管理し、ウィルス対策ソフトを配備したパソコンを導入することにより行っている。個人情報については、個人情報保護にかかる安全対策手順に基づき適正な管理に努めている。また、学生及び保護者に対し、入学手続き時に個人情報の取り扱いについての同意を得ている（規程集-89）。

夏期及び冬期の省エネルギー対策については、クールビズを取り入れる他、デマンド監視により、電力使用量の抑制に努めている。学生・教職員の協力を得てエアコン等の室温設定を行い、省エネルギー対策に取り組み環境保全に配慮している。また、コピーや紙の削減にも取り組んでいる。

コロナ禍対策として、危機管理委員会により情報収集に努めるとともに、危機管理マニュアル等を策定し、感染防止に努めている（規程集-79.114）。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

第一に障がい者や高齢者等への配慮として、校舎内のエレベーター、点字ブロック等の設置が課題である。

第二に、大人数収容の講義室の整備が課題である。近年、ガイダンスや両学科合同の授業が増加しているものの、それらを効率的に収容し、かつ効果的に学習成果を教授できる講義室が不足している。また、学内のみならず、「保育士等キャリアアップ研修」等の外部から委託される講習や、びわ湖東北部地域連携協議会等の地域連携事業も実施している。更には、昨今のコロナ禍により、50名程度の通常の授業であっても、密を避けるような配慮が必要であることから、教室不足が課題となっている。

昨今のコロナ感染症対策として、密を避けるため50人以上収容の教室をほとんどの授業において使用していること、また、多様なカリキュラムに対応するための講義室が不足していることも課題である。

第三に、コロナ禍による、密回避のため学生の昼食場所を会議室・教室を一時食堂としているが、今後の感染状況により不足することも考えられ場所の確保も課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

平成27年度に完成した実習施設(翠湖館)に、各種のガイダンス、講演会、ぶんぶんひろば、アクティブラーニング等の多様な用途に使用できる実習室(あすなろホール)を整備すると共に、音楽実習室(電子ピアノ39台)、ピアノレッスン室(10室)を設置し、学生の学習環境の充実を図っている。

学生のパソコン環境の充実には、日常解放しているラーニングカフェに学生専用パソコンを設置し学習支援を行っている。

また、コロナ禍の遠隔授業のみならず通常授業の学習成果の獲得を支援するために、全学生にChromebookを無償貸与している。

令和3年度には、教育課程編成・実施の方針に基づき、課題解決力等の力を養成するために、大教室をアクティブラーニング室への改修を行っている。学生の主体的なディスカッションを促進するため、一般的な教育備品ではなくキャンプ用品等を導入し、特色化を図った。

令和2年度・令和3年度には感染症基本方針及び各種のコロナ対策マニュアルを整備するとともに、コロナ感染症対策として教室や会議室を学生の食堂として開放している。

令和4年度秋に新校舎の竣工を予定しており、事務局機能の向上を図るとともに、障がい者対策として学生ホールや教室等のバリアフリー化、エレベーターや点字ブロックの設置を進めることとしている。

学生・教職員代表による学生懇談会を開催し、施設等への要望を聴き、改善に努めている。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集

- 109. 学内情報ネットワーク利用規程
- 110. 情報セキュリティ対策ガイドライン
- 111. 滋賀文教短期大学における Chromebook 使用規程
- 112. Chromebook 運用ルール（教職員・学生）

備付資料 157. 用途（室名）を示した各階の図面

- 163. 図書館館内図
- 166. 学内 LAN の敷設状況
- 167. 情報処理教室
- 168. ラーニングカフェ

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

技術サービスや情報機器を活用するために、年度当初のオリエンテーションにて、学内パソコンの使用方法や設置場所、情報ポリシー等の説明を行い支援している。ハードウェア及びソフトウェアについては、情報処理室のコンピュータ設備を活用し、

基本ソフト（Word・Excel・PowerPoint）の他、画像編集ソフト、を設定し、学生の情報技術向上・充実をはかっている。

また、令和2年度より学生の修学支援のため全学生に Chromebook を無償貸与し使用方法等を説明し有効活用できるよう支援している（提出-規程集 109～112）。

学生の情報技術の向上については、教育課程編成・実施の方針に基づき、教養科目の「情報リテラシー」「基礎力プログラムⅠ（初年次教育）」にて支援している。

施設・設備については、学習成果が獲得できるよう、総務課が中心となり、教室や備品の最適な状態を保つよう努めている。

学内コンピュータの整備については、学生貸出用コンピュータとして、ラーニングカフェに6台、キャリアコーナーに検索用コンピュータ2台を設置するとともに、図書館に学生の資料検索等に資するため、貸出用ノートパソコン15台を設置している（備付-163.166.167.168）。

教職員には、一人1台のデスクトップパソコンを配備し、授業や学校運営等に活用しているほか、学生と同環境で授業が行えるよう Chromebook を貸与しており、教員においても、より効果的な授業を行う環境を整備している。

情報処理室を整備している。また、全学生に Chromebook を配付し主要教室に Wi-Fi 環境を整え学習環境を整えている（備付-157）。

備品等の年次的整備として、令和元年度に本館棟 Wi-Fi 環境の整備、令和2年度に教員用パソコンの Windows7 から Windows10 へバージョンアップ、令和3年度に遠隔授業対応として、教員が学生と同環境で授業が実施できるよう、Chromebook を配付している。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

Chromebook を活用した授業展開を行う上で、本館棟・研究棟は令和2年度までに Wi-Fi 環境を整えたが、実習館においては、一部未整備のため早期に整備することを検討している。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

コロナ禍の対応として、遠隔授業を実施するため Chromebook を全学生に貸与し、コロナ禍での修学支援を行っている。

また、各種情報の共有についても Chromebook を活用し、情報伝達の迅速化を図っている。

特に Chromebook を使用するにあたり、教職員及び学生一人一人に Google のアカウントを付与し、Google Workspace（旧 G-Suite）のシステムを全学的に使用できる環境を整えている。Google Workspace を使用することにより、各授業から、大学からの伝達事項まで幅広く大学生活に関することを一括管理することができおり、コロナ禍の状況のみならず、コロナ終息後の通常の大学生活においても活用されることが期待されている。また、Google システムのみならず学生ポータルを導入し、シラバスの確認や履修登録等を Web 上で行うことができる環境を整えている。学生ポータル

タルと並行して Google システムを活用することで、お互いのシステムを補完し、学生への技術的資源やその他の教育資源の活用に資している。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 21. 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1]
 22. 「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]
 23. 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3]
 24. 「財務状況調べ」[書式 4]
 25. 令和元年度資金収支計算書
 26. 令和元年度資金収支内訳表
 27. 令和2年度資金収支計算書
 28. 令和2年度資金収支内訳表
 29. 令和3年度資金収支計算書
 30. 令和3年度資金収支内訳表
 31. 令和元年度活動区分資金収支計算書
 32. 令和2年度活動区分資金収支計算書
 33. 令和3年度活動区分資金収支計算書
 34. 令和元年度事業活動収支計算書
 35. 令和元年度事業活動収支内訳表
 36. 令和2年度事業活動収支計算書
 37. 令和2年度事業活動収支内訳表
 38. 令和3年度事業活動収支計算書
 39. 令和3年度事業活動収支内訳表
 40. 令和元年度貸借対照表
 41. 令和2年度貸借対照表
 42. 令和3年度貸借対照表
 43. 令和3年度学校法人松翠学園事業報告書
 44. 令和4年度学校法人松翠学園事業計画書／予算書
 46. ウェブサイト「財務情報・事業報告書」
 49. 令和3年度理事会議事録（写し）

提出資料-規程集

- 学園 10. 経理規程
 学園 11. 資金管理に関する規程
 学園 12. 固定資産及び物品管理規程
 学園 13. 物品調達取扱要領・細則
 学園 14. 財務書類等閲覧規程

備付資料 56. 教育研究活動及び教育課程編成等にかかる全学的な方針について

169. 令和元年度財産目録及び計算書類

170. 令和2年度財産目録及び計算書類

171. 令和3年度財産目録及び計算書類

176. 学校法人松翠学園経営改善計画

177. 経営改善計画管理表

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

法人の財政状況は、資金収支、事業活動収支は過去3年間にわたり支出超過となっており、依然として厳しい状況であるが、活動区分資金収支計算書における教育活動による資金収支差額は、令和元年度△106百万円、令和2年度△147百万円、令和3年度△129百万円といずれも支出超過となっている。短期大学においても、教育活動による資金収支差額は、令和元年度△106百万円、令和2年度△100百万円、令和3年度△77百万円であり、過去3年間いずれも支出超過の状況である（提出-21～39.46）。少子化による学生数の減少が主な要因であるが、令和2年度に策定された第

二期経営改善計画に掲げた各種経費の削減を強化するとともに更なる経費削減案を検討し、法人の財政改善に努める。

貸借対照表の状況では、将来の施設設備の更新に備えていた運用資産である減価償却引当特定資産は校舎の新築、寄宿舍の建て替えのため一部取崩し、令和3年度2,450百万円となった。短期大学では、令和2年度より、新校舎の新築に備え第2号基本金への組み入れを行っている。法人全体の総資産額は、令和3年度9,720百万円となり、前年度と比較し3.66%の減少となった(提出-40~42)。

法人全体の財政状況は、日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状況の区分では、「B3」である。令和3年度末の総資産構成比率97.5%、固定長期適合率88.7%、流動比率694.1%はともに健全に推移し、運用資産余裕比率は2.4年である。学校法人、短期大学ともに借入金はなく、策定した経営改善計画を年度ごとに見直しを図ることにより、財務の安全性を維持し、短期大学の存続を可能とする一定の水準を確保している。

退職給与引当金については、短期大学では、期末要支給額を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額を引き当てている。法人全体で、令和3年度の退職給与引当特定資産保有率は98.1%であり、退職給与引当金相当額の資産を確保している。

資産運用については、「資金管理に関する規程」(提出-規程集-学園11)に基づき、運用財産中の積立金の安全性と流動性を確保し、元金返還の確実性が高い安定的な運用を図っている(提出-21~23)。

教育研究経費の水準は、法人全体の教育研究費比率が36.5%(前年度比2.0%減)、短期大学が40.0%(前年度比9.2%減)と基準を超えて措置されている。(提出-32~34)。

教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)においては、予算策定時に関係課、図書館等から聞取りを行い、必要な資金について資金配分を適切に行っている。

公認会計士の監査意見への対応は、会計士と理事長及び学園監事との意見交換を開催し、指摘事項は理事長より理事会に示され、監査意見に対して適切に対応し、各部門に速やかに改善する旨指示している。

寄付金の募集、学校債の発行は行っていない。

短期大学の令和3年度の入学定員充足率は、国文学科38.0%、子ども学科104.0%、短期大学全体で71.0%である。収容定員充足率については、国文学科44.0%、子ども学科99.0%、短期大学全体で71.5%であった。国文学科については、入学定員充足率、収容定員充足率とも大きく下回る結果となった。子ども学科は、収容定員充足率は、100%に近い水準まで上昇したが、国文学科については、入学定員充足率、収容定員充足率ともに依然低い状態が続いており、収入における学生生徒等納付金への依存率が高い水準にある。

財務体質については、短期大学の事業活動収支差額比率は、令和2年度△74.9%、令和3年度△56.0%で、前年度と比べ18.9%改善した。法人全体では、令和2年度△28.7%、令和3年度△28.8%となり、前年度と比べ0.1%の減少となった。積立率

は、令和2年度 99.2%、令和3年度 86.4%となり、前年度と比べ 12.8%減少となった。

財的資源の適切な管理として、短期大学を含めた法人内の各部門では、経営改善計画に基づく事業計画案と予算案を1月までに策定し、策定した事業計画案及び予算案について、各部門の経理責任者と理事長、法人本部事務局長、財務経理課員立ち合いで、事業の目的、教学面の効果の説明を聴取した上で、理事長による事業の査定を行っている。示された事業計画案と予算案は、本部事務局財務経理課において、各部門から示された事業計画案の意向を集約するとともに、各部門の経理責任者が主管として算出した経費の予算資料と併せ、経営改善計画に掲げる経常費の3%削減とする予算の編成を行い、3月に開催する評議員会の意見を聴いた上で、理事会は事業計画と予算を決定している。理事会が決定した事業計画及び予算は、本部事務局より各部門へ速やかに通知、指示している。事業計画に基づく予算の執行にあたり、施設設備等高額（概算予算額 500 万円以上）の事業は、部門において再度事業内容の検討、精査を行い、理事長の承認を受け、業者選定を含め決議機関である理事会に諮られている。

本法人は、「経理規程」により予算の執行管理、決算処理まで部門による会計単位とした形をとっている。予算の管理については、各部門において会計システムを用いて行われ、予算の執行状況や予算残高及び予算消化率は、本部事務局でも即時把握できるようになっており、適正に管理している（提出-規程集学園 10）。

日常的な出納業務は、部門経理担当者が各種命令書に品名や金額を記載し、購入修繕伺書、見積書等の証憑書類を添付し、経理責任者の承認を経て本部事務局長によるチェックを行い、「物品調達取扱要領」（提出-規程集学園 13）により金額 50 万円以上については、理事長（常務理事）の決裁を受け処理されている。

資産及び資金の管理は、資産である施設設備は、「固定資産及び物品管理規程」に基づき、本部事務局において資産管理システムを用いて一括管理し、資産の管理台帳等の帳票を出力し管理している（提出-規程集学園 12）。資金の管理については、学校会計に係る預金通帳は、会計単位の経理責任者において適正に管理し、学校会計、小口現金及び学生生徒等の預り金を含めた資金の出納簿は、部門ごと会計システムを用いて毎日記録し、会計システムから出力した会計伝票と各種命令書との照合を行い管理している。

月次試算表及び資金収支月報は、毎月作成し経理責任者を経て理事長（常務理事）に報告している。

短期大学の平成 30 年度入学生から授業料納付金の値上げを実施したところであるが、財政状況が改善するまでに至らない状況である。このため、令和 5 年度入学生から授業料を値上げすることが決定されている（提出-49）。入学定員が充足した場合においても、収入に対して支出が増加している状況では財務状況の改善は難しいと考えられる。ゆえに、収支の状況を少しでも改善するには、収入面における入学定員充足率、収容定員充足率を改善することは当然のことであるが、今後支出面での経費削減のため経常経費全体で経営改善計画に基づき予算を毎年度 3%の削減を図っていく必要がある。

また、日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」のデータに基づく短期大学部門の、教育活動収支において、学生一人あたりの教育研究経費を算出すると、令和元年度が約 347 千円、令和 2 年度が約 356 千円となるのに対して、本学は、令和元年度が約 722 千円、令和 2 年度が約 757 千円となり、令和 3 年度は 654 千円と嵩高になっている。また、管理経費について短期大学部門では、令和元年度が約 135 千円、令和 2 年度が約 125 千円となるのに対して、本短期大学は、令和元年度が約 471 千円、令和 2 年度が約 443 千円、令和 3 年度は約 403 千円となり、令和 2 年度において教育研究経費で 2.1 倍、管理経費で 3.5 倍ほど上回っており、特に管理経費支出の抑制する取り組み、経費全般の削減を図らなければならない。

このため、常に財務状態を把握し、予算編成時には中長期事業計画において策定した事業の査定を行うとともに、法人の規模に見合った事業としての見直しを図り、不要不急の事業でないかの再確認を徹底することにより、年度途中においての事業追加等における支出額の増加がないよう、確実な予算編成を策定していく必要がある。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学の将来構想については平成 27 年度に経営改善計画（平成 27 年から令和元年）、令和 2 年度からは第二期経営改善計画（令和 2 年から令和 6 年）を策定し定めている。本計画は法人（設置 3 校）の継続的な成長・発展を期するため、内部環境・外部環境等（強み・弱み）の分析結果により、教育研究活動、学生支援、財務の健全化（資金収支差額の黒字化）を図ることを目的に策定している（備付-176）。

本法人の財務の現状は、「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」において「B3」段階に相当し、教育活動による資金収支差額が過去3ヵ年赤字で推移している。

教学面においては、学科の再編、教育課程の見直し、新たな資格の設定等学生支援を充実させる取り組みを計画し、財務面においては、収入収支のバランスを重視し、中期的な財務計画を策定している。

毎年度実施管理表により各部署の計画進捗状況について、教学計画の推進状況を確認し、学生・保護者に選ばれる学園として学習環境が提供できているか、また、財務状況の健全性について検証を行っている（備付-177）。

特に財務については、収入支出面における問題点（学費や人件費、管理経費等）を洗い出し、改善策（学費の改定、人件費削減、管理経費の削減）を学内で共有し、既存経費の見直しを図っている。

経営改善計画に基づく選ばれる大学への取り組みとして、下記の取り組みを行っている。

1. 学生募集対策

定員充足率の確保のため以下の対策を展開している。

(1) 学生獲得目標数

ア 当初計画

獲得目標学生数

年度	国文学科	子ども学科
令和2年度	25名 [内留学生1名]	50名
令和3年度	26名 [内留学生1名]	50名
令和4年度	—	80名
令和5年度	—	85名
令和6年度	—	90名

令和2年度～3年度まで2年間継続した志願者獲得を目指す。

（国文学科入学定員50%、子ども学科入学定員100%獲得）

令和4年度以降は、定員充足と更なる志願者獲得を目指す。

イ 変更計画

獲得目標学生数

年度	国文学科	子ども学科
令和2年度	25名 [内留学生1名]	50名
令和3年度	25名 [内留学生1名]	50名
令和4年度	25名 [内留学生1名]	50名
令和5年度	32名 [内留学生1名]	50名
令和6年度	35名 [内留学生1名]	50名

ウ 変更理由

- ① 令和4年度の教職認定課程における事後調査対応の申請を本年度中に行う必要があること
- ② 申請に当たっては平成30年度申請と同様の教員構成・定員をあてる必要があること

- ③ 文部科学省届出に当たり、子ども学科の入学志願者が過去 3 年間で 70 名以下であり定員増の客観的資料が不足している。

このことから定員変更時期（令和 4 年度）を延期（令和 6 年度以降）した。その間、国文学科の定員割れの課題を改善するために、名称変更及びコース設定を行うこととした。

(2) 学生募集戦略

継続した志願者獲得のため以下を重点として活動する。

- ・広報ツール（HP・SNS等）の運用強化
- ・オープンキャンパスの質向上
- ・ガイダンスの質向上

(3) 今後の対応

- ①オープンキャンパス等でのアンケート結果を分析し、高校生の求める情報（取得可能な資格・免許の年度実績等）や、各科・コースの授業内容を明確化し入学後の学習に繋がるプログラムの吟味により質向上を目指し、HP・SNS等での案内はもちろん、特に高校所在地半径35km以内の実績校や法人内高校においては、次回オープンキャンパスのプログラムやイベント案内のチラシ・リーフレットを作成し配付する等開催の周知を図り参加に繋げる。
- ②高校教員に対しては、高校訪問や入試説明会等を通じて本学の教育内容（特色）のPRを行い、ガイダンス依頼の増加に繋げる。ガイダンス業者に対しては、本学との媒体契約状況等が影響する。業者との連絡を密に行い、ガイダンス依頼の増加に繋げる。特に高校内で実施されるガイダンス（模擬授業含む）を強化する。
- ③高校における進路調査及び、進路指導の時期を確認しタイミングを合わせアプローチすることにより、より効率的なPRを実施する。

2. 人事計画

教員についてはカリキュラム構成等を考慮し退職者補充は原則任期付教員又は非常勤講師とし、毎年度設置基準及びカリキュラムに基づき適正な人員配置に努め、人件費の削減を図ることとしている。

また、令和元年度の法人全体の人件費依存率は141.1%と高く、令和6年度を目標に入学生の確保、給与体系の見直し等により改善を図ることとする。

3. 施設の整備充実

施設整備については、校舎等の老朽化による修繕を計画的に実施することとしている。また、改革の起爆剤として、令和 4 年度に新校舎を建設し、学習環境の充実、事務局機能の充実を図ることとしている。

4. 外部資金の獲得

外部資金の獲得については、私立大学等改革総合支援事業採択に向けて、学内改革に取り組むこととしている。

外部資金（私立大学等改革総合支援事業採択状況）

年度	申請タイプ	採択状況	補助金額
令和元年	タイプ 1	不採択	—
	タイプ 3	採択	8,797,000 円
令和 2 年	タイプ 1	不採択	—
	タイプ 3	採択	8,797,000 円
令和 3 年	タイプ 1	不採択	—
	タイプ 3	採択	9,315,000 円

本学では、学科の再編成等の改革に取り組み、強みでもある子ども学科への教育研究活動を推進するほか、国文学科においては、魅力ある学科とするため、現在の司書資格の他新たに令和4年度から「認定絵本土」「実践キャリア実務士」の資格取得ができるカリキュラムを設け、定員充足に向けた取り組みを行っている。

また、経費の削減についても、今後の収支状況がどのように推移していくかを把握し、対策を講じていくこととしている。経営改善計画の確実な推進のため選ばれる大学として、教育課程の見直し、学生の学習環境改善を常に行っている。

短期大学の財務状況を把握し、毎年継続的に見直しを行い、収入面では、学費改定の検討、支出面においては、人員の適正配置による人件費の抑制、既存の業務効率化による経費の毎年度3%の削減を示し、令和2年度に策定した経営改善計画では、令和6年度に教育活動による資金収支差額を黒字化し、定量的な経営判断指標に基づく経営状況の区分を「B0」とすることを目標に掲げ、法人の財務の健全化を実現する。

学内教職員に対する経営状況の公開と危機意識の共有については、事業報告、財務の状況を本学ホームページに掲載し学内で共有することにより情報の共有化を図っている。また、教員に対しては教授会、職員に対しては事務局会により学園・本学の財務状況を説明し、財務状況を適切に把握し予算管理・執行の適正化に努めている。

学校法人松翠学園 第二期経営改善計画の概要

経営改善計画期間 令和2年度～令和6年度（5年間）

1. 経営改善計画策定にあたって

- ◆ 学園の目指す方向、目標として8つの取り組み目標を示す
「生徒・保護者の期待に応える学園」「選ばれる学園」「法人本部事務局の改組改革」「教職員の人材育成」「地域社会に対する地域貢献」「学園の知的財産の活用」「情報化への施設設備の充実」「国際交流の推進」を示し、建学の精神実現のために教職員一丸となり取り組む。

2. 経営改善計画最終年度における財務上の数値目標

- ◆ 令和6年度に法人全体の教育活動資金収支差額を黒字化し、定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分を令和6年度に「B0」とする。
このため、教育活動資金において支出を毎年度3%削減を図る

3. 建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像

- ◆ 本法人の目指す将来像は「教育理念」「建学の精神」をそのまま抱きながら、その時代に対応した教育の在り方を初心に戻って再検討することにより実現させる。
- ◆ 滋賀文教短期大学は、「実名共に魅力ある教育を創出し続ける短期大学」であることを目指し社会に貢献できる人材を輩出する本学の教育目的を達成する。

- ◆ 岐阜第一高等学校は、「情報化への施設設備の充実」も含めた全体的な施設設備の充実と更新を継続し、学校の様々な活動を社会に認知してもらえる岐阜第一高等学校を目指す
- ◆ 岐阜女子高等学校は、日々の授業への取り組み、各種資格検定の取得、部活動の競技成績やその他の活動への支援を行うことで満足度の向上を図り、社会に期待される人材を育成する。

4. 認証評価に係る改善事項

- ◆ 認証評価の意見を反映し、より確実性のある改善を図る。

5. 実施計画

(1) 教学改革計画

滋賀文教短期大学

① 弱み・強みの分析により、具体的な改善策を計画

— 強み —

ア) 2年間必修の教養科目「基礎力プログラム」により課題発見、課題解決力の育成

イ) 長浜市等との地域連携による地域貢献事業への貢献

ウ) 司書課程を設置し滋賀県内唯一の資格取得が可能

エ) 少人数教育によるきめ細やかな指導

オ) 学校推薦制度により長浜市職員採用試験一次試験免除

カ) 海外インターンシップの実施によるグローバル人材の養成

— 弱み —

ア) 受験生の地元離れ・南下傾向による地元離れ

イ) 実学重視の傾向

ウ) 全国的な教育・保育分野の志願者減少傾向

エ) 小学校教諭の志願者減少と養成課程の高度化

② 学科等の改組・定員の見直し等

国文学科を廃止し、その定員 50 名を子ども学科に振り分け、子ども学科定員 100 名の単科短大に改組する。

③ 学修成果の獲得推進及び起爆剤としての新校舎建設

「きめ細かい」「丁寧」「アットホーム」といった従来のブランド力をブラッシュアップし変革する社会を見越して、効果的な設備投資を行う。

④ 付属保育園の設置計画

短大の幼児保育にかかわる実績・経験は、地域貢献を目指す大学として、地域の要望に応えることにより地域での存在意義を高める。

⑤ カリキュラム改革・キャリア支援等

基礎力プログラムの充実、子ども学科におけるカリキュラムと履修体系の見直し、国文学科の資源を活用したカリキュラム、海外研修制度(インターンシッププログラム)に取り組み学修体系の確立を図る。

岐阜第一高等学校

① 弱み・強みの分析により、具体的な改善策を計画

— 強み —

目的によってコースを選択できるため、幅広い分野において生徒を募集することができる。そのため学力層においても幅広い募集が可能である新校舎が完成し、教育環境がさらに充実

— 弱み —

コースごとに目標が違いため、各生徒の就学意欲に差があり、教員の対応が難しい。

公共交通機関が少ないため、今後の動向（廃線等）によって生徒募集に大きく影響する

授業料や規定品に関する保護者の負担が公立に比べて大きい。

②学科等の改組・定員の見直し等

コース名を変更しコースを3分割し、学力に応じたクラス編成を図る。

特別選抜・特別進学に関しては平日7時間授業を実施、総合進学に関しては平日6時間授業を実施する

③カリキュラム改革・キャリア支援等

社会で必要とされる情報活用力を身につけるため、無線LANを利用した授業環境を整え、一人一人が自立した学習を行えることで、自分の夢に向かって果敢に挑戦できる力を育み、進路実現をサポートするための教育に取り組む

岐阜女子高等学校

①弱み・強みの分析により、具体的な改善策を計画

－強み－

少人数・習熟度別授業（文理科コース）、体験型学習（進学類型）、専門科目の実施（美術類型）、調理師免許の取得（食物科）等特色あるコース選択が可能

－弱み－

進学実績の低迷、学力差、課外活動に消極的な生徒が多い、近隣競合校の存在

②学科等の改組・定員の見直し等

普通科・食物科ともに改組の予定はない。普通科一般コースの進学類型・美術類型の特色は中学に理解されており、今後はICT教育、情報処理検定等各種検定に積極的に取り組む編成を検討。

③カリキュラム改革・キャリア支援等

外国語教育の推進としてグローバル化に対応した教育環境作りを行い、英検準2級以上の合格者を卒業時までに学年の5割以上とすることを目標として、英検対策講座やスピーチコンテストの実施、英語の単位数増加等外国語教育に力を入れる。

(2) 学生募集対策と学生数

《滋賀文教短期大学》

令和4年度の学科再編を踏まえ、新たな入試制度の確立と入学前教育の強化、広報ツール（HP、SNS等）の運用強化、オープンキャンパス（OC）・ガイダンス（GD）の質向上を図る。

このため、高大連携の強化、教育情報の可視化に努め学生獲得に繋げる。

令和6年度（子ども学科）目標学生数 90名

《岐阜第一高等学校》

生徒募集戦略方針として地元市町中学校を最重点地域として募集に当たり、特に普通科の受験生の増加を目指す。その他の地域については、通学条件や近隣の公私立高校の状況によって、工業科を中心に募集をする等ターゲットを絞る。

また、学力・スポーツで優秀な生徒の確保にあたる。

獲得生徒目標数 235名以上

《岐阜女子高等学校》

生徒募集戦略方針として愛知県の北西部を中心に一宮市内・犬山市内近郊を重点地区とし、生徒募集を強化する。見学会は個別相談を重視し、生徒が安心して本校を選択できるようにするとともに進路指導担当者との信頼関係を強固にする。

獲得生徒目標数 140名以上

(3) 外部資金の獲得

補助金等獲得のため、私立大学等改革総合支援事業等申請のための基準項目を精査し各種事業を実施し継続的に採択・支援を得て経営改善を進める。

高等学校においては、岐阜県補助金（教育改革推進特別補助金）を活用し計画的に施設・設備の充実を図る。

(4) 人事政策と人件費の抑制計画

本部事務組織の役割分担と責務の明確化を行い学園運営の充実を図る
 設置3校における教員配置について効率的な配置のため教員の3校間での異動を行う
 教職員の適正配置による人件費の削減
 組織の見直しにより教職員の適正配置を図り人件費の抑制を図るとともに、給与改定・定期昇給のあり方を検討する。

(5) 経費抑制計画（人件費を除く）

教育研究経費・管理経費予算について毎年度3%を削減し学園経営の改善に努める。
 事業経費については、必要性、緊急性を考慮し計画的に実施する。
 適正な予算編成と厳格な予算執行による経費抑制を図るため、理事長・法本部・学長による協議体制を強化する。

(6) 施設等整備計画

施設等整備計画に従い施設の適正管理を行う。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本法人の令和3年度の活動区分資金収支計算書における教育活動資金収支差額は支出超過となっており改善を要する。

収入においては、学生生徒納付金への依存率が高いものの、学生・生徒数は減少傾向にあり、充足率を挙げて収入の確保を図る必要がある。また、管理経費等の削減についても検討を行う必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

本学が持続可能に存続するためには、経営改善計画の履行が不可欠であり、根幹となるのは、定員充足による収入の確保と、経緯削減による支出の削減である。残念ながら令和3年度現在での進捗は思わしくなく、依然として支出超過が続いている。令和3年度にはこれを改善すべく、学長及び運営協議会により、将来像のアップデート及びそれに基づく学生募集戦略が策定された。特に、収入の確保、すなわち「本学の資源を生かしてどのようにして学生を集めるか」という課題に対して、令和3年度には学長より次の改善策が示されている。

国文学科については、短期的方策として、「本を通した学び」「就職に強い」「遠方学生の受け入れ」という強みを特化すること、長期的方策として、将来的な子ども学科への編入を目指すことを打ち出した。定員割れが続く国文学科においては、当然学科改編も視野に入れるべきであるが、全国的な短期大学の志願者減少、様々なコスト面、競合校が少ないブルーオーシャン市場等を総合的に判断し、「文学」「本」「リテラシー」といった少ないニーズを広域に募集するという戦略である。

子ども学科においては、保育士養成課程においての差別化が最重要課題であるという認識から、「自然」「リアルな体験」を打ち出した。短期大学の教育分野の全国的な動向を見ると、志願者の減少は著しいうえに、競合校が多数のレッドオーシャン市場

である。しかしながら、地域のニーズや教育資源を鑑み、ここで実績を上げたいねらいである。前述した国文学科の将来的な編入や収容確保のためには、まずは子ども学科の志願者を増加させることが前提であることから、志願者の目に見える形で子ども学科の差別化を図ることが急務である。この戦略に基づき、保育者・教育者の基本的な学習成果に加え、体験活動を指導できる力を付加価値として身につけられる教育プログラムを整備している。また、広報や施設備品においても、戦略に連動した整備を行い、ブランディングを進めているところである。

その他、令和5年度入学生からの授業料の値上げ（約10%）を決定し、学生生徒納付金の増加を見込んでいる。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

■テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善状況

教員の資質向上については、毎年度FD研修実施方針・テーマを策定し（P.78参照）、教学体制の充実を図っている。教職員の資質向上については、毎年度SD研修方針・研修テーマを策定（P80参照）し、担当を超えて大学運営に参画する意識の醸成を図っている。また、びわ湖東北部地域連携協議会が実施する研修会に参画し知見を広げている。職員の事務分掌の見直しを毎年行い、業務の偏り、事務の停滞を防ぐため定期的に学内異動を行い円滑な事務運営に資している。

■テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善状況

平成27年度に完成した実習施設（翠湖館）を活用し、子育て支援のため「ぶんぶんひろば」を定期的で開催するとともに、学生の保育実習の幅として活用している。令和2年度には、学生の学習支援のためChromebookを無償貸与し、学習環境を整えている。

■テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源の改善状況

音楽環境については、実習施設（翠湖館）に39台の電子ピアノ、10台のアップライトピアノを設置し、これに本館ピアノ室の10台を合わせた練習環境を整えている。これにより、ピアノ学習においては学生の自習が促進されると共に、授業等において担当教員によるきめ細かい指導を行うことができる。

幼児遊具の備品については、子ども学科の演習のみならず、子育て支援「ぶんぶんひろば」での活用のため、充実に努めている。

地域貢献のための公開講座を湖国カルチャーセンターを中心に開講すると共にびわ湖東北部連携協議会事業における各種講座・研修会等で活用されている。

教員のパソコンについては、一人1台のデスクトップパソコンの他、Chromebookを貸与している。

データ入力と集約については、IR 担当を設けている。また、授業においては、学務システムを導入し、成績や出欠席等のデータを正確に入力し、適正に管理することができている。

■テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善状況

学生募集において、オープンキャンパスの充実、高校ガイダンスの強化を図っている。学科の再編については、国文学科の新たな資格課程（認定絵本土・実践キャリア実務士）を開設するにあたり、教育課程の大幅な改編を行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

人的資源の課題である教職員の勤務日の変更については、年間行事を勘案し、年度初めに周知するとともに、個別指定を行うことにより調整を図ることとしている。教員の採用については次年度カリキュラムを早期に立案し教員補充を計画的に行う。

物的資源の課題である障がい者、高齢者への対応及び大講義室の設置については、令和4年10月に竣工予定の新校舎にて、エレベーター、点字ブロック、多目的トイレ等のバリアフリー化を前提とした設備、大人数収容の大講義室を設置することで改善を目指している。

技術的資源その他の教育資源の課題である Wi-Fi 環境の一部未整備による Chromebook の活用環境については、新校舎を Wi-Fi 環境とすることはもちろん、未整備の実習館、翠湖館においても、令和5年度以降の整備を検討する。

財的資源の課題である本法人の教育活動資金収支差額の支出超過については、差別化できる新たな教育プログラムと募集戦略により、定員充足率を上げることで収入の確保を図る。また、管理経費等の削減についても検討を行う必要がある。これらは全学的な課題であり、全教職員が、広報及び学生募集と、経営改善計画に基づいた経費の削減に使命感を持って取り組まなければならない。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- 提出資料 21. 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1]
 22. 「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]
 23. 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3]
 24. 「財務状況調べ」[書式 4]
 25. 令和元年度資金収支計算書
 26. 令和元年度資金収支内訳表
 27. 令和 2 年度資金収支計算書
 28. 令和 2 年度資金収支内訳表
 29. 令和 3 年度資金収支計算書
 30. 令和 3 年度資金収支内訳表
 31. 令和元年度活動区分資金収支計算書
 32. 令和 2 年度活動区分資金収支計算書
 33. 令和 3 年度活動区分資金収支計算書
 34. 令和元年度事業活動収支計算書
 35. 令和元年度事業活動収支内訳表
 36. 令和 2 年度事業活動収支計算書
 37. 令和 2 年度事業活動収支内訳表
 38. 令和 3 年度事業活動収支計算書
 39. 令和 3 年度事業活動収支内訳表
 40. 令和元年度貸借対照表
 41. 令和 2 年度貸借対照表
 42. 令和 3 年度貸借対照表
 47. 令和元年度理事会議事録（写し）
 48. 令和 2 年度理事会議事録（写し）
 49. 令和 3 年度理事会議事録（写し）
 53. 令和元年度評議員会議事録（写し）
 54. 令和 2 年度評議員会議事録（写し）
 55. 令和 3 年度評議員会議事録（写し）

提出資料-規程集

- 学園 01. 寄附行為
 学園 02. 理事会運用規程
 学園 03. 組織規程・細則・事務組織機構図
 学園 04. 稟議規程

- 学園 05. 文書取扱規程
- 学園 06. 公印取扱規程・公印取扱規程にかかる委任規則
- 学園 07. 役員の報酬等の支給の基準
- 学園 08. 役員退職手当（功労手当）支給規程
- 学園 09. 役員等出張旅費規程
- 学園 10. 経理規程
- 学園 11. 資金管理に関する規程
- 学園 26. 監事監査規程・監事監査計画書
- 学園 27. 内部監査規程・計画書・様式

- 備付資料 172. 理事長の履歴書（令和 4 年 5 月 1 日現在）
- 173. 令和元年度学校法人実態調査（写し）
 - 174. 令和 2 年度学校法人実態調査（写し）
 - 175. 令和 3 年度学校法人実態調査（写し）
 - 176. 学校法人松翠学園経営改善計画 令和 2 年 4 月 1 日始期
 - 177. 経営改善計画管理表
 - 178. 学校法人松翠学園滋賀文教短期大学ガバナンス・コード
 - 179. ウェブサイト「ガバナンス・コード」
 - 180. 令和 4 年度第 2 回理事会議事録

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、創設者の教育理念及び本法人の建学の精神である「知育・徳育・体育の鼎立と調和の取れた人間形成」を十分理解し、学校法人の運営にリーダーシップを発揮している（提出-規程集学園 01. 学園 02）。

理事長は、本学が長浜市移転開学（昭和 50 年）以来、事務局長、副学長、学長を歴任し、昭和 55 年から本法人の理事に就任している。また、他大学法人の理事を務める等、長年私学経営に携わっている。特に本法人においては、創設者の孫にあたり、創設者の教育理念及び建学の精神を十分理解し、令和 2 年度に学園ホームページを開設する等学内はもとより、広く学外に本法人の設立の意義や目的を発信している。また、理事長は、法人校の教学の問題はもちろんのこと、経営の健全化を図り、もっては社会に貢献することをも目途として運営している（備付-172）。

理事長は、理事会の意見を集約し、本法人の継続的な発展のために、本法人寄附行為第 5 条（役員）に基づき選任され、法人を代表し業務を総理している。円滑な法人運営を行うために、理事長を中心に法人のガバナンス改革に取り組み、組織の体制整備に努めるとともに定期的に理事会、評議員会を開催している（提出-47～49. 53～55）。理事会には、本学教授会等意思決定機関を経て事前審議を行った上で提案する仕組みとしている。

理事長は、毎会計年度終了後 2 か月以内に、本法人寄附行為第 31 条（決算及び実績の報告）に基づき監事の監査を受け意見を求め、理事会の議決を経た決算及び事業の実績となる財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を評議員会に報告し、広く意見を聴取している（提出-21～42）。

理事会は、当法人寄附行為第 13 条（理事会）に基づき学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事会には議長を置き、理事長をもって充てている。

認証評価に係る事項については、理事会で評価報告書の確認、意見を得ている（備付-180）。また、理事会は、審議決議された事業について、各設置校からその進捗状況等の報告を受け、運営状況及び理事の職務の執行状況を監督している。

理事会は、理事全員が責任を持って積極的に法人運営に参画することが必要であり、本法人の現状を十分把握した上で適切な意見を述べることができるよう、私立学校法をはじめとする関係法令の改正や短期大学の発展のために必要な法人の経営に関する事項に加え、必要に応じ教育に関する事項、入試に関する事項、就職に関する事項等の学内外に関する情報を確認・共有しており、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

学校法人の運営に関し、私立学校法等の各法令の定めるところに従い、その設置する私立学校（短期大学）の教育の質の向上及びその運営の透明性を図り、運営に必要な諸規程を整備する等、学校法人の意思決定機関として適切な運営を行うとともに、本学ホームページに教育情報及び財務情報を掲載し、毎年度更新を行っている。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備し、理事長は、当法人理事会運用規程に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事の選任にあたっては、私立学校法第 38 条に基づき行い、本法人寄附行為第 8 条（理事の選任）に従って適正に選任している。

理事は、本法人の建学の精神、教育理念を理解し、本法人の健全な経営について学識及び見識を有している。また、理事会を通じて、本法人が直面している課題について逐次意見を具申し、自らの学識及び見識に基づき法人経営にあたっている。

理事の選任にあたっては、私立学校法第 38 条ならびに本法人寄附行為第 8 条（理事の選任）に基づき適正に選任している。

寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

寄附行為第 12 条第 2 項(4)により私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき。として学校教育法の準用規程を整備している。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

法人の運営方針や直面している課題を解決することについて、教職員に理事長の意思をより一層周知・浸透させる必要がある。そのため、新年度打合せ、法人連絡会等において現状の法人の財政状況や経営方針等の報告を行っている。理事会においても、現状の文部行政、地域行政について、常に報告を受ける体制作りを行い、法人運営や教育改善をしていくことが重要である。

本法人の大きな課題は財務改善にあり、その改善策として最重要事項に位置づけている短大・高等学校 2 校の学生生徒の定員確保の取り組みを進め、本法人の創設者の思いや、建学の精神に裏付けられた本法人の存在意義を大切に守らなければならない。そのため、令和 2 年度から令和 6 年度を期間とする新たな中期経営改善計画を策定し、計画の実現に向け学生生徒の定員確保、各種補助金獲得による財源確保、支出状況の改善のため毎年 3%の経費削減等に取り組んでいるところである。健全な経営体制を確立するためには、経営改善計画について常に進捗管理を行うこと、本法人の経営全般に関して積極的な意見交換を着実に実施することと共に、入学定員を満たしていない学科の今後の在り方の検討を含め、新たな教育課程の整備、運営方法等の早急な見直しを図ること等が必要である。また、本学独自の学生への修学支援の実現に向けた取り組みも必要である。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

理事長は本法人の健全な発展と適正なガバナンスのため、次のことについてリーダーシップを発揮し、改革を実行している。

第一に、理事長及び理事会方針の周知である。本法人の全ての教職員に対し、その方針や意向を教学面から経営面に渡るまで確実に周知し浸透させるため、理事長が積極的に法人内の設置校の会議等に参加し、自ら説明を行っている。年度当初の辞令交付式、教授会又は職員会議、法人連絡会等に参加し、積極的な発信に努めている。

第二に、情報公開の促進である。理事会にて、本法人の社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、教育情報の一層の公表について明言し、令和 2 年度新規に学校法人松翠学園のホームページを開設した。本ホームページには、建学の精神等の本学の使命といった基本的な情報の他、理事長及び役員に

については顔写真付きで公開する等、積極的な情報公開を行っている。その他にも、評議員への情報提供にも努め、評議員会資料の改善や評議委員からの意見聴取に努めている。

第三に、担当理事の設置である。理事長及び理事会が各校の教育活動の進捗や課題を確実に把握することで法人の運営に資することを目的とし、各理事を各校の担当として任命している。令和3年度は、担当理事が7月、11月に滋賀文教短期大学、6月に岐阜第一高等学校、7月に岐阜女子高等学校へ訪問し、施設設備の視察、教職員との懇談及び経営改善計画への取り組み状況や進捗状況を聴取し、学校運営等への助言を行った。その結果及び懇談内容について評議員会へ報告している。

第四に、役員の業務支援である。法人の適正な管理運営に資することを目的に、法人本部に理事の職務及び監事監査等を支援するための役員室を設置する等、理事及び監事の機能を強化している。

第五に、ガバナンス強化である。内部統制や法令順守による適正な経営と、建学の精神に基づく教育研究活動や理事会の意思決定に基づいた運営を着実に実行できることを目的に、積極的な改革に努めている。平成29年度には内部監査委員会を設置し内部牽制体制を強化している。令和3年度には、私立学校法等の法令を遵守するだけに留まらず、経営方針や運営姿勢を自主的に点検し、経営の強化と、ステークホルダーに対して説明責任を果たすためガバナンス・コードを策定し内外に公表している。また、設立当時から変更のなかった寄附行為について理事選任方法の改正、評議員の選任区分・評議員数を改正し、今後の学校法人制度改革を見据えた改革に取り組んでいる。また、これらの改革の実行及び運営のために、本部組織の改編を行い組織改革に取り組んでいる。

理事長は経営改善計画策定にあたっては、法人の目指す方向、目標として8つの取り組み目標を掲げ、「生徒・保護者の期待に応える学園」、「選ばれる学園」、「法人本部事務局の改組改革」、「教職員の人材育成」、「地域社会に対する地域貢献」、「学園の知的財産の活用」、「情報化への施設設備の充実」、「国際交流の推進」を示し、改革実現のために、あらゆる教育資源の効果的、教職員の資質向上等業務改善に教職員一丸となって取り組み、建学の精神に基づく教育研究活動及び法人の健全な発展がなされるようリーダーシップを発揮している。また、組織改編にもリーダーシップを発揮し、令和2年度に法人本部事務局の組織改革を実施し的確な人員配置を行っている。

組織改編により、法人本部事務局に新たに総務企画課、財務経理課を設置し、総務企画課では教職員の研修企画、学校間においての人員異動による人材確保等、財務経理課では、法人の資金管理、施設設備管理等、法人全体において法人本部、短期大学及び高等学校との連携の充実に図っている。また、大学運営協議会と担当理事との意見交換を行う等、経営面と教学面の意見集約も含め、積極的にそれぞれの機能を発揮させ適切に運営を行っている。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- 提出資料 50. 令和元年度教授会議事録（写し）
51. 令和2年度教授会議事録（写し）
52. 令和3年度教授会議事録（写し）

提出資料 - 規程集

13. 学則 第41条（教授会の構成と審議事項）、第48条（罰則）
14. 学長事務委任規程
15. 学長選考規程
46. 学生懲戒処分規程
53. 教授会規則 第8条（審議事項）、第9条（意思決定）
54. 運営協議会規程
89. 学長裁量経費の配分規程
93. 教職員懲戒処分規程
学園 03. 組織規程第6条3項、4項

備付資料 56. 教育研究活動及び教育課程編成等にかかる全学的な方針について

181. 教員個人調書〔様式 21〕（令和4年5月1日現在）
182. 運営協議会議事録
183. 国文学科会議事録
184. 子ども学科会議事録
185. 学生委員会議事録
186. 教務・カリキュラム委員会議事録
187. 自己点検・自己評価委員会議事録
188. 認証評価準備委員会議事録
189. 地域連携委員会議事録
190. FD 委員会議事録
191. 図書委員会議事録
192. 紀要編集委員会議事録
193. ハラスメント防止委員会議事録
194. 授業料等減免審査委員会議事録
195. 奨学生奨学金審査委員会議事録
196. 湖国カルチャーセンター運営委員会議事録
197. 保育・教育実習運営委員会議事録
198. 教職実践演習運営委員会議事録
199. 教員資格審査委員会議事録
200. 学科長候補者選考委員会議事録
201. 入学者選抜委員会議事録（留学生選考委員会議事録）

- 202. 入試広報委員会議事録
- 203. SD 委員会議事録
- 204. キャリア支援委員会議事録
- 205. 高大接続連携委員会議事録
- 206. 学長推薦選考委員会議事録
- 207. 危機管理委員会議事録
- 208. 衛生委員会議事録
- 209. 教員採用選考委員会議事録
- 210. 令和元年度内部監査報告書
- 211. 令和2年度内部監査報告書
- 212. 令和3年度内部監査報告書

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は「学校法人松翠学園組織規程」第6条第3項（提出-規程集学園03）に則り、教学運営の最高責任者として職務を遂行している。学長は、「学則」第41条（提出-規程集13）に定める事項等において重要事項を決定するにあたり運営協議会を置き、「運営協議会規程」第2条（提出-規程集54）に定める協議・調整事項に基づき

審議し、教授会に諮ることとしている。教授会では、各種委員会報告、全学的な教学に関する推進事項等について報告・共有している。これにより学長は、教授会に意見を求め、「教授会規則」第9条（提出-規程集53）に則りその意見を斟酌し最終的な判断を行う体制としている。

学長は令和2年度に就任している。学長は前任で法人本部長等を歴任しており、財務関係の識見に長けていることから、本学喫緊の課題である慢性的な定員未充足と収支の改善においてリーダーシップを発揮できる人物である。また、理事としての長い経験から本学の教育研究活動にも精通しており、大学運営に関する識見を有している。

学長は、建学の精神及び経営改善計画に基づく教育研究を推進するため、あらゆる機会にその周知と理解を図っている。また、年度当初に「教育研究活動及び教育課程編成等にかかる全学的な方針」（備付-56）を定め方針を明確に示すことで、全学の方向性の一致を図り着実な推進に努めている。

学生に対する懲戒については、学則第48条で規定し、その手続きについては「学生懲戒処分規程」で定められている（提出-規程集46）。

学長は「学校法人松翠学園組織規程」第6条第3項（提出-規程集学園03）に則り、理事長の命をうけ校務をつかさどり、所属教職員を統督している。

学長は「学長選考規程」（提出-規程集15）に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。教学運営に関する意思決定の諮問と円滑な教学運営に資するため、各部署の長を委員とする運営協議会を設置し、着実な職務遂行を図っている。

学長は、「教授会規則」に則り教授会を開催し、審議機関として適切に運営している。教授会が意見を述べる事項は、「教授会規則」第8条で定められている。

学長は、大学の重要事項に関して教授会の意見を聴取した上で決定している。学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与に関しては同8条に定められており、適宜審議が為されるよう毎月開催（4月を除く）とし、年間計画で開催日を設定している。また、学長が必要と定める重要事項についても同8条に定められており、三つの方針の点検等の事項が審議されている。それら重要事項の審議にあたっては、運営協議会にて事前協議を行うことで議案の調整を図り、慎重な審議体制をとっている。

教授会の議事は毎回事務局が記録し、配付資料を合わせたうえで議事録としてまとめられ、学科長及び学長の決裁を経て管理されている（提出-50～52）。

学習成果及び三つの方針は、第一回教授会及び教員連絡会にて共有されている。また、ホームページや学生便覧等でも周知され、常に確認できるようになっている。年度末には、各学科の自己点検・評価を通じて毎年度点検されており、結果は運営協議会（備付-182）を経て教授会に報告されている。

本学は教育研究及び管理運営のため、学長又は教授会の下に各委員会を設置している。各委員会は規程に則り適切に運営され、前述の通り、建学の精神及び経営改善計画に基づく教育研究を着実に推進するため学長によって示された教育研究活動及び教育課程編成にかかる全学的な方針等に基づき、教育の向上・改善に取り組んでいる。（備付-182～209）

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

本学では、学長のリーダーシップの下で、本学の強みや特色を生かしていくことができるよう、更なるガバナンス体制の確立に努めなければならない。そのため、適切なガバナンス体制を築いていくと共に、多様なステークホルダーに対して説明責任を果たせるよう、令和3年度に本法人のガバナンス・コードを策定し、堅実な業務執行を実施していくこととした。

学生募集においては、定員が充足されるよう、本学のあらゆる教育研究活動及び募集活動等においてリーダーシップを発揮しなければならない。私立大学として経営と教育研究は一体であるが、本学の慢性的な定員割れの状況を鑑みると、まずは学生確保等による経営改善を優先的に考えたメリハリのある舵取りを行うことが肝要である。経営改善計画に基づく大学運営と、進むべき方向の全学への周知に努めていく。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

学長のリーダーシップの下で、本学の強みや特色を生かしていくことができるよう学長を補佐する体制を以下により整えている。

学長の下に副学長を設置し、「学校法人松翠学園組織規程」第6条4項に則り、学長の命をうけ校務全般を補佐している。その範囲については、「学長事務委任規程」にて定めている。

学長直轄部署として、令和元年度に改革支援部を設置し、学長の特命事項の政策立案を図っている。主な特命事項として、令和元年度はIR体制の確立、令和2年度は教学マネジメント体制の確立、令和3年度は教学マネジメント体制の推進を行った。学長直轄の部署横断型組織として、着実な実績を上げている。

学長の裁量権として、学長裁量経費を予算化し、学長のリーダーシップの下に全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図っている。令和3年度は、「子ども学科海外インターンシップ・プログラム」が採択され事業化されたがコロナ禍のため中止となったが、本学子ども学科学生の資質向上のため今後も引き続き事業化をすることとしている。

私立大学等改革支援事業タイプ3の採択を受け、長浜市、彦根市に設置されている私立3大学に加え国公立大学、行政機関、地域産業界によりびわ湖東北部地域連携協議会を組織しその運営の一翼を担い、関係大学等との連携に努めている。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

＜根拠資料＞

- 提出資料 47. 令和元年度理事会議事録 (写し)
 48. 令和2年度理事会議事録 (写し)
 49. 令和3年度理事会議事録 (写し)
 53. 令和元年度評議員会議事録 (写し)
 54. 令和2年度評議員会議事録 (写し)
 55. 令和3年度評議員会議事録 (写し)

提出資料 - 規程集

- 学園 01. 寄附行為
- 学園 02. 理事会運用規程
- 学園 03. 組織規程・細則・事務組織機構図
- 学園 04. 稟議規程
- 学園 12. 固定資産及び物品管理規程
- 学園 13. 物品調達取扱要領・細則
- 学園 19. 監事監査規程・計画書
- 学園 20. 内部監査規程・計画書・様式

- 備付資料 213. 令和元年度監査報告書
- 214. 令和 2 年度監査報告書
 - 215. 令和 3 年度監査報告書

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

本法人の監事体制は、非常勤監事 2 人で構成され、寄附行為第 9 条（監事の選任）に基づき選任され、学校法人の業務および財産の状況、理事の業務執行の状況について、「監事監査規程」に則り監査計画に沿って適宜監査を実施している（提出-規程集 学園 19. 備付-213～215）。

理事会及び評議員会への出席については、理事・監事の日程調整を行い、特に監事の出席に留意し、開催している（提出-47～49. 53～55）。

監事監査は、私立学校法第 37 条及び本法人寄附行為第 15 条（監事の職務）に基づき、学校法人の業務又は財産の状況及び理事の業務執行の状況について、毎会計年度終了後 2 月以内に監査報告書を作成し、全ての理事会及び評議員会に出席し、必要に応じ審議内容についても把握に努め、適宜意見を求めに応じ述べる等ガバナンスの機能を十分に発揮している。会計監査人と理事長との意見交換会に出席する等、本学校法人の業務改善のため、適宜意見を述べている。また、文部科学省の開催する監事研修会にも毎年出席し、監事の職務についての理解を深めている。

監事は、決算監査時に、法人本部事務局から当該年度の財務資料に基づき、法人の財政状況の報告を受けている。また、法人内部監査委員との連携をとり、各学校にお

いて実施された内部監査結果について、教学面に関する状況を5月の監事監査時に報告を受けている。その都度必要に応じて意見聴取を行い、その監査結果を理事会と評議員会において意見を述べている（提出-規程集-学園01）。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

評議員会は、寄附行為第20条第1項の規定に基づき、変更前定数13人以上22人以内のところ、22人の評議員をもって組織されていたが、令和3年度の寄附行為の変更（令和4年1月25日認可）に伴い、法人の職員6～7人、法人の設置する学校の卒業生3人、学識経験者4～5人、の13～15人の評議員構成へ変更となり、私立学校法第41条及び寄附行為第20条（評議員の選任）の規定に基づき、理事定数5人の2倍を超える数の評議員14人（13人以上15人以内）の構成員をもって組織している（提出-規程集学園01）。

評議員会は、私立学校法第42条及び寄附行為第18条の規定に基づき、予算、事業計画及び重要な資産の処分に関すること、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為の変更等、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項について意見を述べる等理事長の諮問機関として適切に運営している（提出-53～55）。

評議員会での事業報告については、文章による報告のほか、プレゼンテーションソフトや写真等を活用することにより、各校の取り組みの様子や実績について、視覚を交えた分かりやすい形で報告をしている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

教育情報及び財務情報の公開については、各法令等に基づき、本学の活動に対する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現するため、本学が有する情報を公開している。具体的には、(1) 教育研究の基礎情報、(2) 修学上の情報、(3) 学園財務情報等、(4) ガバナンス・コード、(5) 教員の養成の状況についての情報、(6) 自己点検・評価及び相互評価、(7) 各種連携、協定書等、(8) 公的研究費の不正使用防止、(9) ハラスメント防止に関する取り組み (9) その他進路・学生支援等について、本学ホームページを通して広く社会に公表・公開している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

本法人では、私立学校法等の法令に基づき適切に学園運営を行っている。

令和3年度に寄附行為を改正し、理事会・評議員会について学校法人寄附行為作成例に基づき整理しており、今後も法改正等の情報を的確に把握して適時に改正等を行って行くこととしている。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

理事会及び評議員会の開催日程の決定については、監事が出席できるよう、事前に監事を中心とした日程調整を経て実施しており、全ての理事会及び評議員会に監事の出席を得て理事会、評議員会の適正運営に努めている。

学校法人及び短期大学は、毎年度の事業計画に従って予算を策定している。予算を適正に執行できるよう会計規則を整え、短大においては事務局会議・教授会等、高等学校においては職員会議等において周知し内部統制を図っている。会計処理は、学校法人会計基準に従って処理しており、寄附行為に基づき作成された計算書類は、経営状況及び財政状態を適正に表示している。また、教育情報や財務情報は、法令に基づいて公表している。以上のことから、ガバナンスは適切に機能している。

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

法人運営について、理事長、監事、外部監査員による意見交換会を定期的開催し、当面する課題について意見交換を行い、理事会に報告することにより法人の円滑な運営に資している。

評議員会・理事会において資料提供に際してプレゼンテーションソフトを活用し法人の現状をわかりやすく説明し、意見をいただいている。

法人連絡会を定期的（年4回程度）に開催し、直面する課題等に対して各部署との調整を図り、円滑な学園運営に資している。

令和2年度に本部組織改革を行い総務企画課と財務経理課の二課体制により、法人運営の主体的部署として体制を整え、法人設置三校の運営強化に努めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本法人では、平成27年度に策定した経営改善計画の見直しを図り、令和2年度に第二期経営改善計画を策定した。策定にあたっては、今後5年間に学園が歩むであろう姿を、広く社会や在校生及び本学園を目指す学生生徒に学園の意気込みを示すこととして8つの重点項目を掲げた。今後、教学と法人が連携を図り目標に向けた経営改善の推進とその効果検証を毎年度行うこととする。

◆ 学園の目指す方向、目標としての8つの取り組み

「生徒・保護者の期待に応える学園」「選ばれる学園」「法人本部事務局の改組改革」「教職員の人材育成」「地域社会に対する地域貢献」、「学園の知的財産の活用」「情報化への施設設備の充実」「国際交流の推進」を示し、建学の精神実現のために教職員一丸となり取り組む。

◆ 経営改善計画最終年度における財務上の数値目標

令和 6 年度に法人全体の教育活動資金収支差額を黒字化し、定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分を令和 6 年度に「B0」とする。

このため、教育活動資金において支出を毎年度 3%の削減を図る

◆ 建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像

本法人の目指す将来像は「教育理念」「建学の精神」をそのまま抱きながら、その時代に対応した教育の在り方を初心に戻って再検討することにより実現させる。